

華嚴學綱要

全

11
382

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



齊藤唯信著

華嚴學綱要

大正
9. 10. 11
內交

東京 丙午出版社發行

序

宇宙の森羅萬象は、各密接なる關係ありて相即相入し、此の一物は他の萬物の縁となり、他の萬物は此の一物の縁となり、自他互に相待ち相資けて、圓融無礙なりと論ずるもの、是れ即、佛教教理に於ける、法界縁起事事無礙の法門なりとす。大方廣佛華嚴經は、實に此の法門を説きて、餘蘊なき者なり、近來華嚴の教理を研究せむと志す者、日一日より多からむとする秋に方り、これに應ずる適當の著書に乏しきは、斯學に於ける一大缺點な

らずや。予曾て東洋大學に於て、華嚴を講じたることありしが、今その講案を基礎とし、之を訂正修補して、敢て世に問ふ所以のもの、聊かこの學界の不備を補はむと欲するの婆心に外ならず。學者若しこれによりて、法界無盡の教理に通じ、華嚴一乘の玄旨に達することを得ば、予の光榮これに過ぎざるなり。

大正九年八月、夏安居滿講の日

齋藤唯信識

目次

第一編 華嚴の略史

第一章 緒言	一
第二章 印度	一
第一節 釋迦滅後華嚴の興起	一
第二節 華嚴經將來の疑義	六
第三節 華嚴經弘布の概要	九
第三章 支那	三
第一節 華嚴の漸興時代	三
第二節 華嚴の立宗時代	六
第三節 華嚴の持續時代	二四
第四節 華嚴の衰頹時代	六
第四章 日本	三
第一節 講經及造寺	三

第二節	本末兩寺の傳	三
第三節	高辨と凝然	三
第四節	凝然已後の華嚴	三

第二編 華嚴の本經

第一章	華嚴の部類	四
第二章	能説の佛身	四
第三章	説時と説處	五
第四章	所入の三昧	五
第五章	本經の説相	六

第三編 華嚴の教判

第一章	五教十宗の教判	六
第一節	五教の名義	六
第二節	五教の所依	七

第三節	十宗の名義	七
第四節	十宗の所依	七
第二章	同別二教の教判	八
第一節	同別二教の名義	八
第二節	同別二教の本據	九
第三章	本末二教の教判	九
第一節	稱法の本教	九
第二節	運機の末教	九

第四編 華嚴の教理

第一章	緒言	一〇一
第二章	事理無礙	一〇四
第一節	四重の關係	一〇四
第二節	三種の異説	一〇六
第三章	三性六義	一〇七
第一節	相宗の三性	一〇七

第二節	性宗の三性	一一三
第三節	六義の説明	一一六
第四節	真如の二義	一一〇
第五節	依他の二義	一一四
第四章 事事無礙		
第一節	無礙の理由	一一六
第二節	時間的觀察	一一六
第三節	空間的觀察	一一〇
第四節	無礙の喻示	一一三
第五章 十玄緣起(事々無礙の相)		
第一節	十玄所依の體事	一一六
第二節	十玄緣起の説明	一一〇
第三節	十玄緣起の次第	一一〇
第四節	新古十玄の比對	一一三
第六章 緣起と性起		
第一節	緣性二起の略辨	一一六
第二節	性起染淨の二説	一一七

第三節	右二説の批評	一一六
第七章 六相圓融		
第一節	六相本據	一一九
第二節	六相説明	一一七

第五編 華嚴の實踐

第一章	所被の機性	一一六
第二章	實踐の階級	一一二
第三章	修行の時節	一一九
第四章	修行の身體	一一六
第五章	斷惑の分齊	一一九
第六章	觀行の方法	一一二

華嚴學綱要

齋藤唯信著

第一編 華嚴の略史

第一章 緒言

後漢の明帝永平十年、佛教支那に傳はりて後、凡そ三百年の間は、梵僧印度より支那に來り、翻譯の業盛なりし時代にして、未だ一宗として興起するものあらざりき、然るに晋の安帝隆安五年、即ち姚秦の弘始三年に、龜茲國の三藏羅什洛陽に來り、三論成實の二宗を興起してより後、唐の玄宗開元四年に、善無畏三藏來朝して密教を傳ふるまで、凡そ三百十六年の間には、諸宗勃興して十有三宗の多きを致す、即ち東晋の世に、羅什三藏來朝して、三論成實の二宗を弘め、劉宋の少帝景平元年、即ち東魏の高祖元始十年に、曇無讖三藏、涅槃經を譯して、涅槃宗を興し、梁の天監七年には、魏

の宣武帝菩提流支及び勒那摩提の三藏を招して、十地論を譯せしめ、此十地論に依りて地論宗起り又梁の武帝大通元年に、南天の菩提達磨海に浮て廣州に到り、禪法を傳て禪宗起り、又陳の文帝天嘉四年に、西天の三藏真諦攝大乘論を翻して攝論宗起り、同年俱舍論を翻譯して俱舍宗起る、同じく陳の宣武帝大建七年に、沙門智顛天台に入り、終に天台の一宗を開く、其後唐の高祖武德七年に、道宣律師行事鈔を製し、四分律を講演して律宗起り同じく唐の太宗貞觀十九年、入竺の三藏玄奘歸朝して法相宗を起し、又唐の則天皇后の代に、法藏なる者あり、華嚴經を講説して、華嚴の一宗を振起す、其後玄宗の開元四年に、善無畏三藏來朝し、八年に金剛智三藏、不空三藏來朝して、眞言密教を起す、斯の如く羅什三藏來朝してより唐の中世に至るまで、諸宗鬱然として起り來る、今華嚴史なるものは、其唐の中世にありて法藏によりて大成せられたる華嚴一宗の歴史なり。

然れば華嚴宗は唐の則天皇后時代即ち彼の名高き玄奘三藏歸朝已後に於て、法藏によりて大成せられたるものなれども、其淵源する所甚だ遠く、即ち印度に於ては、龍樹天親等を始として、支那に至りては、杜順、智儼等、既に華嚴經を講説して、弘布

すること盛なり、依て華嚴宗に於ては、華嚴一宗の相承の人師を定むるに就て、古來種々の異説を出す、東大寺の凝然大德は、總して三説とす、一に五祖説、曰く杜順、至相、賢首、清涼、圭峰是れなり、二に七祖説、曰く前の五人の上に更に印度の馬鳴、龍樹の二人を加ふ、これ宋の淨源詔を奉して立てたるなり、三に十祖説、曰く印度に於ては普賢、文殊、馬鳴、龍樹、天親の五人、支那に於ては、杜順、至相、賢首、清涼、圭峰の五人、合して十人とす、此三説の中、前二説は支那の學者依用するも、我國の古徳必ずしも之に依らず、三説の中、第一説及び第三説を取りて勝れりとす、蓋し支那に於ける華嚴開宗以後の相承に就ては、五祖説を取るべく、又教義の由來する所を尋ねれば、文殊、普賢は華嚴會上の上首なれば、十祖説を取るべければなり、然るに今予の述べんとするは、唯印度支那のみならず、廣く我國にも通じて、其相承を明かさんとするにあるが故に、勢印度支那日本の三國に分ち、歴史的著明の事實に就て、次第を逐て其梗概を述べんとす。

第二章 印度

第一節 釋迦滅後華嚴の興起

釋尊成道第二七日に、文殊普賢等の根熟の居士を對機として、宣說せられし大方廣佛華嚴經は、釋尊の滅後、如何に弘布發達せしや、先づ印度に在りては、釋迦滅後凡そ四五百年間は、小乗教盛んにして、異見競興し、二十派の多きを致せしも、大乘の教法は、漸々衰頽して、世に弘布するものなかりき、唯附法藏の大徳、心々密附して、相傳ふるのみなりしなり、然るに釋尊の滅後七百年の時に當り、龍樹なる者あり、彼れ天性非凡にして、諸種の學問及び技藝に通達せざるなし、其始め一時敗徳の外道なりしも、厭世無常の感に打たれ、發心して佛道に入り、初め小乗三藏の經典に於て、悉く通覽せしも、未だ以て満足すること能はず、遂に雪山に入りて、一老比丘に値ひ、大乘經典を授かり、愛讀措くことなくして、大乘の教理を了解せり、然れども未だ證入すること能はざりし、故に龍樹菩薩傳に曰く、

既出入山詣一佛塔出家受戒、九十日中、誦三藏盡、更求異經、都無得處、遂入雪山、山

中有塔、塔中有一老比丘、以摩訶衍經典與之、誦受愛樂、雖知實義、未得通利、

然るに龍樹、更に諸國を周遊して、異經を求むるも得る所無く、而も向ふ所敵するもの無きに至りし故に、一大慢心を起せり、於是大龍菩薩之を感みて、諸の方等深奥の經典、無量の妙法を龍樹に授く、龍樹九十日間讀誦し、深く眞理に悟入す、爾來大乘佛教の再興を以て己れが任とし、一意専心、布教に力を盡せり、華嚴經の如き、亦實に龍樹の再興する所とす、故に傳に曰く、

大龍菩薩、見其如此、惜而感之、即接之入海、於宮殿中、開七寶藏、發七寶華函、以諸方等深奥經典、無量妙法授之、龍樹受讀九十日、通解甚多、其心深入、鉢得寶利、龍知其心、而問之曰、看經遍不答曰、汝諸函中、經多無量、不可盡也、我可讀者、已十倍闍浮提、

此傳文には、別に華嚴經と言はざれども、諸方等深奥經典、無量妙法授之とあれば、華嚴經も亦其中に在りて授けられたるなるべし、是を以て華嚴傳一初左に曰く、

又如眞諦三藏云、西域傳記云、龍樹菩薩、往龍宮、見此華嚴大不思議解脫經、有三本、上本有十三千大千世界微塵數偈、四天下微塵數品、中本有四十九萬八千八百偈、一千二百品、下本有十萬偈、四十八品、其上中二本、及普眼等、並非凡力所持、隱而不傳、下本

見流天竺蓋由機悟不同所聞宜異故也。

纂靈記にも、眞諦三藏の西域の記傳を引て、華嚴經の龍樹の傳來なることを示す、然らば華嚴經なるものは、釋迦滅後龍樹によりて印度に再興せられしものと謂ふべき也。

最も此より前即ち釋迦滅後六百年頃に方り、中印度に馬鳴なる者あり、彼れ初め外道の出家なりしも、脇尊者と對論の結果、屈して彼が弟子と爲り、後大乘教を奉じて、熾んに大乘佛教の再興をはかれり、其大乘佛教は、一經一部に拘泥することなく、廣く概括して大乘の教義即ち眞如緣起の旨を宣傳せるなり、故に其大乘中には、華嚴の教旨も亦其中に含まるべきもの故に、古來華嚴の傳灯としては、印度に於ては馬鳴を以て第一祖とす、然れども馬鳴は華嚴と直接の關係あること史上明かならず、加之賢首の著はせる華嚴傳等を見るも、馬鳴と其關係あること少しも記すこと無く、龍樹を以て華嚴經將來の人としてあれば、印度の華嚴史上には、龍樹を以て再興者となさざるべからざる也。

第二節 華嚴經將來の疑義

既に華嚴經は龍樹によりて印度に興起せられたり、其興起せられたる華嚴經は、龍樹如何にして之を傳ふることを得たりしか、古來傳ふる所に依れば、龍樹龍宮に入りて之を受讀し、而して之を傳へたりといふ、是れ果して事實として信すべきか、歴史の研究として一考せざるべからざること屬す、或は曰く、事實として之を信すべし、何故なれば、龍樹は不世出の一大達人なり、故に普通人よりみて、尋常視せざること、彼にありては、尋常事として之を爲せしなりと、又或は曰く、此の如きことは、事實として認むること能はず、何となれば龍宮とは抑も何れの處ぞ、龍宮其物にして既に不明なるにあらずや、その不明なる龍宮よりして、龍樹將來すといふも、誰か之を信ぜん、惟ふに、釋尊の滅後、小乗教のみ盛んに行はれ、大乘の諸教は衰頽して、世に行はれざりし故、其を寄顯して、大乘の諸教は、龍宮に入るといふ、而して其世に行はれざりし大乘教が龍樹によりて再び印度に流行するに至りし故、龍宮より將來せりといふなりと、今日く龍樹は尋常人にあらざる故、尋常事に屬せざること、彼にありて能く其事あるべしといふは、畢竟一の感想に過ぎずして、歴史上之れが證明とはならざるなり、然らば龍宮將來のことは、唯寄顯表示の説にして、華嚴經

再興を意味するに過ぎざるか、是れ又然らざるべし、何となれば、龍樹傳に依るに、龍樹始め佛教に入りて小乗教を學び、雪山に入りて一老比丘に値ひ、其比丘より大乘經を授かり、深く大乘の教理を了解せしも、慢心を生じて、佛法に於て小異を立てんとせり、是に於て、大龍菩薩之を感み、海に接して龍宮に入り、佛典を誦讀せしむ、龍樹は唯了解せるのみならず、深く眞理に通達せりといふ、既に龍樹は自己一代思想の行程として、小乗教より轉して大乘教に入り、大乘教の中にも解より轉して證に進ませしなり、此中小乗教より轉して大乘教に入り、雪山に於て一老比丘に値しことは事實なるも、大龍菩薩に値て經典を授かり、深く佛教の道理に通達せりといふは、事實にあらざるべきか、何ぞ其一を愛して他を憎むの甚しきや、雪山にありて一老比丘に値て大乘經を授かり、大乘教に解了を生ぜしことが事實として認め得るならば、之と同時に、大龍菩薩に値て、解より證に至りしことも、亦認めざるべからず、故に龍宮將來をもて唯大乘佛教の再興を寄顯表示したるものといふべからず、然らば龍宮より將來したりといふは、如何かすべきや、惟ふに龍宮とは、南海の孤島、若くば深山幽谷の或一處を指し、大龍菩薩とは、其孤島若くは幽谷に在りし有徳の人

なるべし、傳に依るに、龍樹菩薩、雪山に一老比丘に値ひ、後四方に周遊し、異經を求むとあれば、龍樹は雪山を出て、處々を遍歴し、名僧知識を求めたるなるべし、然るに當時大乘佛教衰頹の時代なる故、何れの處にも無く、唯南海の孤島若くは深山幽谷の間に有徳の僧ありて、大乘經典を護持せるが故に、其護持せし經典を得て、盛んに印度に興起したりしをもて、龍宮より將來すといふならん、斯の如くなるときは、唯寄顯表示として事實を排するよりも、華嚴經將來に對して、事實に近きを覺ゆるなり、殊に西人の説に、西曆紀元前二世紀の頃、ヒマラヤ山脈の北部に龍種と名くる一民族ありて、佛教を信ぜりといふ、之に依れば、龍宮とは龍種族の宮殿にして、其宮殿に佛典を藏ひ、龍樹其龍種族より佛典授ある故、龍宮將來といふならん、何れにしても、華嚴經は龍樹の將來なりといふべきなり。

第三節 華嚴經弘布の概要

既に華嚴經は龍樹によりて將來せられたり、其將來せられたる華嚴經は如何に印度に在りて弘傳せられたるか、龍樹は唯彼の經本を將來せるのみならず、更に大不可思議論十萬頌を作りて、經意を釋顯せしなり、此大不可思議論は、支那に翻譯す

るに至て、悉く皆傳はらず、羅什三藏、大不思議論中の一分たる十地の一品を翻譯して、十住毘婆娑論十六卷とす、此十住毘婆娑論十六卷は、華嚴經の十地の中の初二地を釋したるものにて、此論の所明は、未だ華嚴一乘融即無礙十々無盡の圓旨を顯せず、唯大小相對して、以て經意を顯はせるのみ、蓋し華嚴の經意を顯すに、通門と別門とあり、龍樹出世の當時は、小乗教盛にして、直に別門不共の教旨を顯はすに由なし、是を以て通門に約して、經意を釋顯せるなり。

其後佛滅九百年頃に至り、北天竺に出生せる天親論師あり、論師は印度國四姓の一たる婆羅門種の一族にして、姓を憍尸迦といふ、兄弟三人あり、伯を無着と云ひ、叔を比鄰持婆娑といふ、師は其仲より、初め小乗薩婆多部に出家し、深く小乗の教理に通達して、五百部の論を造り、盛んに大乘を攻撃して、或は大乘非佛説の謗難を立つるに至りしも、後兄無着の懇諭に依り、直に大乘教に轉入し、又五百部の論を造り、盛んに大乘の法義を擴張せり、其中十地論なるものあり、華嚴經の十地の一品を釋して、華嚴の教旨を弘む、此十地論は、其文相をいへば、多くは始終二教の位にして、未だ一乘無盡の圓旨を明了に顯はすことなしと雖も、論一丁^初に六相の釋あり、此六相の釋

至相賢首の眼を以て見れば、これ則一乘無盡の圓旨を顯はせるものにて、後世之を模範とす、故に凝然の著せる法界義鏡下に、

十地論十二卷、天親菩薩造、菩提流支譯、華嚴疏家、至十地品、無不皆依、六相圓融、特爲措摸、甄習憑據、無過此論、

と云ひ、又李通玄の華嚴合論四に、

文義通三乘及一乘、於中解者多解三乘義、於一乘義人多不解、

とあり、然れば文相は三乘教の如くなれども、其の意は圓一乘の旨を顯したるなり、是れ天親は龍樹に比して、其出世後にあるが故に、通門より別門に入らんとする傾向を帶たるが故なり。

然り而して、印度に在りて華嚴を弘むる者唯以上二師のみならず、金剛軍菩薩は十地論釋を造り、堅慧菩薩は十地の略釋を造る、然れども何れも今日傳らず、要するに華嚴經は、印度に於ては龍天二菩薩ありて、龍樹は華嚴經を將來して、大不思議論を造りて、經意を釋顯し、天親菩薩は十地論を造りて、十地の一品を釋顯す、然れども印度に於ては未だ其一宗を構成するに至らざりしなり。

第三章 支那

第一節 華嚴の漸興時代

一、經典の翻譯

後漢の明帝永平十年、佛教漢地に傳りてより凡そ三百五十年を経て、東晉の世に慧遠法師あり、慧遠は道安の弟子にして、雁門婁煩の人なり、東晉の成帝咸和九年に生る、我が國仁德天皇の即位二十二年なり、弱にして書を讀み博く六經を綜べ尤も老莊の學に善しや、長じて道安の弟子と爲り、精勵怠ることなく、慧解益す高く、道念彌よ進む、道安の曰く、道をして東國に流布せしむるものは、其れ正に此人にありと、實に道安門下の英哲なり、東晉の義熙四年に、弟子支法嶺を遠く印度に遣はして、經典を求めしむ、法嶺寢と食とを忘れ、經を求めて印度に至る、于闐國の東南二十里ばかりにして、遮拘槃國あり、彼國の王、大に大乘の教を尊崇す、王の宮殿の内には、華嚴般舟大集等の經あり、王躬ら受持して、親しく戶箒を執る、又此國の東南二十餘里にして、山あり、甚だ險なり、其内に華嚴方等寶積等の諸經あり、國法相傳て守護す、法

領此國より華嚴經の前分三萬六千偈を賫し來る、時に佛陁跋陀羅三藏あり、東晉の義熙四年に支那に來る、三藏は中印度迦毗羅衛國の人にして、甘露飯王の苗裔なり、三歳にして父を亡ひ八歳にして母を喪ふや、長じて出家受學、博く群經を學ぶ、會々秦の沙門智嚴、罽國に至り、衆に問ふに誰か我國に來り能く化を流すことを得るやと、咸佛陁跋陀羅三藏を推す、依て嚴深く請ひしかば、三藏遂に之を許す、是に於て三藏行路三歳にして、支那長安に至る、時に秦の弘始十年即ち東晉の義熙四年なり、其れより十年を経て、東晉の義熙十四年戊午に至り、吳縣の内史孟顛、右衛將軍褚叔度三藏を請して、法嶺齋し來れる三萬六千偈の華嚴の梵本を翻せしむ、三藏即ち手に梵本を取り、法業、慧嚴、慧觀等一百有餘人と共に、道場寺にありて譯す、元熙二年庚申に至りて終る、是れ支那に於ける華嚴經の興起せる濫觴にして、實に支那佛教紀元後三百五十二年、我國の元恭天皇の即位七年なり。

二、論部の傳譯

是より前十七年、東晉の安帝隆安五年即ち秦の弘始三年に當り、羅什三藏支那に來り、十住毘婆娑論を譯して十六卷とす、羅什は龜茲國の人、七歳にして薙髮し、九歳

にして母に隨て罽賓國に至り、須耶利蘇摩に就て大乘を學び、後姚秦弘始三年に始めて長安に至りしなり。經論を翻譯すること三百有餘卷、龍樹の造れる十住毘婆娑論の翻譯も亦其中にあり、是より後北魏の宣武帝永平元年(梁武の天監七年)に、梵僧勒那摩提と菩提流支とあり、勒那摩提は、中印度の人、博學強記にして、一億の偈を頌すといふ、尤も禪法に明にして、遊化を事とす、又菩提流支は北天竺の人なり、普く三藏に通じ、妙に總持に入る、宣武帝此二人に命じて各十地論を譯せしむ、是れ華嚴經翻譯より九十一年にして、我國繼體天皇の即位二年なり、佛陀扇陀三藏の弟子に光統律師あり、二の三藏の翻譯をして、合様して一本となさしむ、今現に傳ふる十地論十二卷是れなり。

要するに華嚴の根本所依たる六十卷の華嚴經、及び十住毘婆娑論、十地論は、梁の天監七年に至る迄に、悉く皆翻譯せられたるなり、而して八十卷の華嚴及び四十卷の華嚴の如きは、何れも唐朝に入りて翻譯せられたるものにて、賢首の開宗は、正しく六十卷の華嚴經に依る、彼の至相の搜玄記賢首の探玄記は、何れも六十卷の華嚴經を釋せしなり。

三、講解及び著書

華嚴の經論翻譯せらるゝこと此の如し、爾來之を講解し流通するもの尠からず、南林寺の法業は、此經を講説して旨記二卷を作り、北臺の智炬は華嚴疏十卷を作り、北齊の劉謙之は華嚴論六百卷を作り、又後魏の靈辨は華嚴論一百卷を作る、其他齊の大覺寺の慧光僧範、曇衍、隋の慧遠、靈祐、慧藏、靈幹の諸德、或は講じ、或は疏し、盛んにこの經旨を弘む。就中南林寺の法業は、先にも説けるが如く、佛陀跋陀羅三藏が六十華嚴經を翻譯する時、其譯場に列して、而も筆受の任に當りたる人なり、業其氏族明かならず、幼にして凡俗に秀て、少年にして出家せり、學に常師無く、甚だ思考力に富み、時輩の推す所たり、彼れ既に廣く群籍を通覽すと雖も、未だ以て足れりとせず、其後佛陀跋陀羅三藏に遇ひ、華嚴の教理を研尋するや、數歳を経て廓然として悟る所あり、因て其友人を顧て曰く、聖教の司南、實に是に在りと、日夜華嚴の教旨を推究して止むことなし、曇斌等の數百人、皆伏膺北面して、其教を承けたりといふ、著す所旨歸二卷あり、以て本經一部の大綱を顯はす、是れ支那に於ける華嚴經弘通の濫觴にして、而も華嚴に於ける末釋の嚆矢なり。

又北臺の智炬は、初め華嚴經を讀誦すれども、其義に通達すること能はず、常に快
快として樂まざりしが、夢に普賢菩薩の告を得て、大に悟る所あり、華嚴を講ずるこ
と五十餘遍も華嚴の疏を著す。

又北齊の劉謙之は、王族にして閑官なり、其父、北齊の大和元年即ち宋の順帝昇明
元年に、清涼山に於て、文殊菩薩を求めて、身を焼て供養す、謙之自ら謂く、我身は、是れ
尋常の人と同じからず、且つ我が父既に身を焼て法を求むるの舉あり、我何ぞ安然
として世を送るべけんやと、乃ち山に入りて道を修せんことを奏請す、帝其願を容
る、是に於てか、華嚴經を齎して山に入り、晝夜精勤、經典を讀誦して、冥佑を希ひ、食を
絶つこと三七日に垂んとす、忽ちにして髮鬢盡く生じて、丈夫の相に復し、慧解大に
開けて、華嚴の經旨に達す、於是乎思を覃し、精を研て、華嚴論六百卷を作り、還て以て
帝に聞す、帝信敬すること前日に増る、謙之此論を造るや、華嚴の一經轉た盛なりし
といふ。

又後魏の沙門靈辨は、幼にして道に入り、常に大乘經を讀みて、心を菩薩の行に留
む、華嚴經を見るに及んで、深く心を此に傾け、此經を以て清涼山の清涼寺に入り、文

殊の冥佑を求め、此經の義解開發せんことを冀ふ、行道すること一年、足破れ血流れ、
肉盡き骨現る、尙も其志を撓むことなく、膝歩して、鑿ろに冥佑を希へり、或人々に告
て曰く、汝行道を止めて、此經を思惟せよと、是に於て、彼は行道を止めて、經文を披見
し、大に悟る所あり、後魏の孝明帝熙平元年即ち梁の武帝天監十五年正月、清涼寺に
於て筆を起し、神龜三年秋九月即ち梁武帝普通元年に至り、首尾五年にして、華嚴論
一百卷を作り、義を演べ、文を釋し、微を窮め、幽を洞かにす、正光三年正月八日、四十六
歳にして入滅するや、孝明帝曰く、此論は、是れ此土の菩薩の所造なり、一切經藏中に
入れて流布せしむべしと勅しき、以て此論が如何に其當時に尊重せられしや、推知
することを得べし。

又齊の大覺寺の慧光は、一代佛教を漸頓圓の三教と分ち、華嚴を以て圓教と稱す
る初にして、杜順の祖述する所なれば、これ亦華嚴の漸興時代に於ける著明の人物
なり、律師初め齊國の僧都に任ぜられ、後國統となる、故に光統律師と云ふ、天親の造
れる十地論に對し、流支勒那各一本を譯す、律師、二の三藏をして、對御和會して一本
となさしむ、師は支那に於ける地論一宗の開祖なり、委しきこと、續高僧傳二十七已

下又華嚴傳二丁四に出づ披き見るべし。

第二節 立宗時代

此の如く、華嚴の經論翻譯已來、或は講し或は疏し、盛んに斯經を弘むと雖も、開宗立教の根元たる判教の方規、尙ほ備はざるが故に、此等の諸徳未だ以て華嚴一宗を開立するに至らず、然るに一宗の根基漸く定り、判教の方規略成り、華嚴開宗の端緒をなせしものは、杜順禪師なりとす。

杜順禪師諱は法順、俗性は杜氏、雍州萬年の人なり、陳の武帝永定元年に出誕す、幼にして穎悟甫て十八歳にして出家し、道珍に師事して禪法を受學し、後終南山に居し、三十七歳に及で、大に華嚴の教網を張り、十々無盡の法門を闡揚し、盛に道俗を教化す、是に於て、華嚴宗創て世に興る、時に隋の開皇十三年にして、天台智者の開宗と同年なり、世に文殊の化身と稱す、師、神迹ありて、病者に對すれば則ち癒え、啞者に對すれば則ち能く言ふ、或は圓圓の蟲害を驅り、或は惡性の馬を誠むるに至る、其神異測られず、晩年に唐の大祖病あり、師の高徳を欽慕して、召して之を見、且平癒の法を問ふ、師對て曰く、天下に大赦を行ひ給はゞ、聖躬安靜ならんと、帝之に従ふ、幾も無く

して癒ゆ、因て號を賜て帝心尊者といふ、又毎に群國を周遊して、傍ら彌陀を念ずることを勸め、五悔文を作りて淨土を詠讚す、終に唐の貞觀十四年正月一日(佛祖統紀十五)入寂す、春秋八十有四、著す所法界觀門一卷、五教止觀一卷あり、法界觀門は圓宗最初の觀にして、觀を三重に分け、盛んに事事無礙の理を説き、又五教止觀は、小始終頓圓の五教に約して、各止觀を明すものにて、未だ教相の判に至らざれども、五教の名既に茲にあり、後賢首の五教の判教の如きは、全く此に基するなり、然れども之を承けて大成せしものは、至相賢首の兩師にあり。

次に至相寺の智儼法師は、隋の文帝仁壽二年に生れ、十二歳にして杜順の弟子と爲る、杜順之を上足の達法師に附して訓誡せしむ、其より日夜勉學怠ることなく、廣く四分律、毘曇、成實、十地、涅槃等の諸典に通達す、師一日思らく、教門繁廣にして一に非ず、有縁の經を求むるにしかずと、是に於て、大藏に投じて手に任せて經を探り、華嚴經第一卷を得たり、是より深く心を華嚴に傾け、智正法師に従て此經を習ひ、後神僧の指授に遇て、六相を思惟し、累朝を経ずして大に悟る所あり、遂に華嚴經の疏を製す、今現に傳はる搜玄記五卷是れなり、新羅の義湘法師、遙に師を求て支那に來り師

に就て華嚴を傳受し、國に歸りて盛に華嚴を弘む、唐の高宗總章元年十月、終に入寂す、春秋六十七、著す所搜玄記五卷(開て十卷とす方軌)を始として、孔目章四卷、五十要問答二卷、十玄章一卷等あり、此中搜玄記の如きは、華嚴本經を釋するものにて、教相觀行の方規を示す根本疏なり、賢首の探玄記は、實に之を祖述す、又孔目章五十要問答は、華嚴の要義を釋したるものにて、是れ亦一宗重要な書なり、十玄章の如きは、十々無盡の道理を説きたるものにて、賢首が探玄記、五教章等に十玄緣起を説く其所依となるものなり。

此の如く、華嚴の宗義は、此師に來りて大に發達し、教相と觀行粗備り、華嚴の宗風漸く天下に振ふと雖も、未だ其全盛を極むるに至らざりし、而して之を極むるものは實に賢首大師なりとす。

抑も賢首大師は、支那唐の第二主太宗皇帝の貞觀十七年、即ち日本國人王三十六代皇極天皇の即位二年の誕生なり、師諱は法藏字は賢首、帝別號を國一法師と賜ふ、(佛祖統紀三十卷に依れば、俗姓は康氏、康居國の人なり、年甫めて十六、四明の阿育王舍利塔の前に詣り、一指を鍊り、華嚴を學ばんことを誓ふ、十七歳にして父母の家

を辭し、法を大白山に求む、後慈親疾に罹ると聞き、直に郷に歸り、日夜病床に侍して、孝養を竭くすこと歳月に渉る、時に智儼法師雲華寺に在りて華嚴經を講ず、一夜忽ちにして神光あり、來りて庭宇を燭す、師之を見て、乃ち嘆じて曰く、當に異人あり、大教を弘布すべしと、明旦雲華寺に詣り、儼師に遇ふ、これより師事伏膺して、深く華嚴の教理に通ず、師歳二十六、儼師の入寂に遇ふ、それより二年を歴て、大原寺に入りて得度す、未だ具足戒を受けざるに、則天后詔を下して、彼寺に於て華嚴經を講ぜしむ、是に於て名聲日に高く、道俗四方より雲集す、永隆元年師年三十八、日照三藏齋す所の梵本の華嚴經によりて、晋譯の華嚴の缺くる所あるを補ひ、(入法世界品の摩耶夫至る中間)又其後雲華寺に在りて華嚴を講ず、乃ち光明口より出て、須臾にして頂に集りて蓋となる、證聖元年乙未、實又難陀華嚴經を譯せんとす、師年五十三、之を佐けて躬ら筆受の任に當り、首尾五年にして翻譯功畢ふ、八十卷の華嚴經是なり、又此前後に、義淨三藏日照三藏等の譯場に參預し、證義筆受の任に當る、又聖曆二年十月八日、詔を奉じて、佛授記寺に於て新華嚴經を講ず、華嚴世界品に至りて、講堂及び寺中の地、皆震動す、或日則天武后、師を長生殿に召して、華嚴の宗義を宣説せしむ、説て一

乘幽玄の妙旨に至れば、帝茫然として決せず、師乃ち殿隅の金獅子を指して喩となし、巧に法界無盡の理を説く、帝遂に大に悟る所あり、其説を著はして金獅子章といふ、今現に傳はる者は是れなり、又初學の者の爲に、種々の巧便を設て開論す、今其一例を擧ぐれば、先づ鑑十面を取りて、之を八方上下に各一面を安排し、互に相去ること一丈餘、面々相對し、中央に一の佛像を安置し、一炬を燃して以て之を照す、鑑面互に影を寫し光を交ふ、學者因て以て利海涉入無盡の義を曉る、師の化誘に善巧なること皆此類なり、是に於て海内華嚴宗大に興る、唐の第六主玄宗皇帝先天元年十一月十日、西京大薦福寺に於て入寂す、春秋七十、此時即ち日本國第四十三代元明天皇の和銅五年にして、實に今より一千二百〇九年已前なり。

師新舊の華嚴經を講ずること三十餘遍、著す所の書探玄記を初として、華嚴に關する疏章頗る多し、曰く、

- 一 探玄記二十卷
- 二 華嚴一乘教分記三卷
- 三 華嚴旨歸一卷
- 四 華嚴文義綱目一卷
- 五 華嚴問答二卷
- 六 七科章一卷

- 七 遊心法界記一卷
 - 八 發菩提心章一卷
 - 九 華嚴策林一卷
 - 十 妄心還源觀一卷
 - 十一 義海百問一卷
 - 十二 普賢觀行一卷
 - 十三 華嚴世界觀一卷
 - 十四 三寶禮一卷
 - 十五 開脈義一卷
 - 十六 金獅子章一卷
 - 十七 華嚴傳五卷
 - 十八 華嚴翻梵語一卷
 - 十九 華嚴梵語及音義一卷
 - 二十 華嚴三昧觀一卷
 - 二十一 華嚴玄義章一卷
 - 二十二 華嚴八會章一卷
 - 二十三 華嚴雜章門一卷
 - 二十四 華嚴唯識章一卷
 - 二十六 華嚴禮讚一卷
 - 二十七 寄海東華嚴大德書一卷
 - 二十八 華嚴序註一卷
 - 二十九 七處九會頌一卷
 - 三十 華嚴三教對辨懸談 卷數未知
- 更に他の諸經諸論の末疏としては、密嚴經疏等凡そ八部あり左の如し。
- 一 密嚴經疏四卷
 - 二 般若心經疏一卷

- 三 梵網經疏三卷
- 四 楞伽心玄義一卷
- 五 大乘起信論疏三卷
- 六 起信論別記一卷
- 七 法界無差別論疏一卷
- 八 十二門論疏一卷

惟ふに唐の貞觀十九年、入竺の三藏玄奘歸朝してより後、新譯の經論盛んに行はれて、深密瑜伽唯識の法門大に興り、三乘眞實一乘方便の宗義支那全土を風靡せんとする勢あり、此時に方り、三乘方便一乘眞實なりと宣言し、而も無盡圓宗の教旨を宣揚せんこと、甚だ困難なりといふべし、然るに賢首大師此間に處して優に華嚴一乘の圓宗を開立す、洵に一代の盛觀なりと謂ふべきなり。

第三 持續時代

賢首大師既に一宗を開立し、朝野靡然として之に歸す、然に大師已に歿して、弟子慧苑悉く師説に背き、師の章疏を紛亂す、慧苑は宋の僧傳第六及び清涼玄談第二に依れば、彼は賢首門下の錚々たる者にして、第一流の人物なり、賢首曩に新經の疏を製せんとして、功未だ畢らざるに遷化す、茲に慧苑は上足たるの故をもて、師の後を承けて其稿を續きしものと見ゆ、然るに遽かに師説に叛き、五教の判を改めて四種

教とし、四類の機に分つ、其謂ゆる四種教とは、一に迷眞異執教、凡夫に當る、二に眞一分半教、二乘に當る、三に眞一分滿教、初心の菩薩に當る、四に眞具滿教、如來藏を識る者に當る、これもと實性論に依りて、如來藏を知ると知らざるとに就て區分せしものなれば、賢首の五教の判とは大に異なれり、加之、十玄緣起に就て、徳相の十玄、業用の十玄と十玄に兩重を分つしが如き、是れ彼が師説に背き、章疏を紛亂すと稱せらるゝ、最大のものにして、爲めに一宗の大義地を拂ひ、華嚴の正統將に滅せんとす、茲に清涼の澄觀法師、賢首の歿後二十七年初て出生し、大疏鈔を著はして彼を破斥し、華嚴の正統を恢復す、華嚴玄談二紙五に曰く、

第三扶昔大義者、謂晉譯微言、幽旨包博、玄義全盛、賢首方周、乃至而刊定記主、師承在茲、雖入先生之門、不曉亡羊之趣、乃至故大義屢乖微言、將隱破五教而立四教、雜以邪宗、使圓實不分、漸頓安辨、折十玄之妙旨、分成兩重、徒益繁多、云云

澄觀法師は唐の玄宗開元二十六年に生る、姓は夏侯氏、會稽山陰の人、幼にして應天寺に入り、華嚴を誦す、十四歳にして得度す、廣く内外の典籍に通じ、華嚴の恢復を以て己が任とす、徳宗皇帝貞元十一年、師勅を奉じて般若三藏と共に、烏茶國より貢

献せる梵本の華嚴を翻譯し、圓照等と共に、潤文證義の任に當る。四十卷の華嚴經是れなり。此年四月八日帝師を召して内殿に於て華嚴を講ぜしむ。其講ずる所帝の心を清涼にするを以て、清涼法師の號を賜ひ、禮して教授和上とす。時に年五十八。又元和五年憲宗詔して華嚴の宗要を説かしむ。豁然として悟る所あり。依て大統清涼國師と加號す。遂に文宗開成四年三月六日入寂。壽一百有二。身長九尺四寸。手垂れは膝を過ぐ。夜は眼に光を放ち。晝は即ち瞬せず。方に二筆を供へ、日に萬言を記し、宿するに衣を離さず。終身一食なりしといふ。著はす所の書類多し。今其要を擧ぐれば、

- 一、華嚴大疏二十卷
- 二、同演義鈔四十卷
- 三、四十華嚴經疏十卷
- 四、華嚴經要三卷
- 五、行願品疏一卷
- 六、華嚴略策一卷
- 七、法界玄鏡一卷
- 八、三聖圓融觀一卷
- 九、入法界品十八問答一卷
- 十、清涼心要一卷
- 十一、五蘊觀一卷
- 十二、十二因緣觀一卷
- 十三、七處九會頌一卷
- 十四、華嚴世界圖一卷

等あり。此外他の經律論に就て註述するもの多しといふ。

此清涼の弟子に圭山の宗密、東都の僧叡、海印の法印、寂光法師等の上足あり。其中特に法脈を繼承せしものは圭峰の宗密なり。

宗密法師は唐の徳宗建中元年に生る。俗姓は何氏。果州西光の人なり。初め禪家に於て得度す。後清涼の演義疏を見て、大に感ずる所ありて華嚴に歸す。元和元年三十六歳にして、襄州に在りて華嚴を講ず。然れども師承無きを以て、自ら意を安ぜず。此時に方り清涼盛に華嚴を講ず。是に於て、師は書を作りて、遂に弟子の禮を取り、清涼の下に送り、其所解を述ぶ。清涼之を見て復して曰く、汝所解猶吾之心と。師其書を得て、遂に清涼の門に入る。師事すること數年。専ら華嚴を學ぶ。武宗の會昌元年正月六日、壽六十二にして入寂せり。著す所、

- 一、圓覺經略疏四卷
- 二、圓覺經略疏鈔十二卷
- 三、圓覺經大疏六卷
- 四、圓覺經大疏鈔二十六卷
- 五、圓覺修證議十八卷
- 六、普賢行願品疏鈔六卷
- 七、華嚴倫貫十五卷
- 八、註法界觀門一卷

九、孟蘭盆經疏二卷

十、金剛經疏纂要二卷

十一、起信論註疏四卷

十二、原人論一卷

十三、禪源所詮集都序四卷

十四、答真妄頌一卷

等ありて、大に華嚴の教旨を弘む。

其後武宗及び世宗(五代の末後周)の廢佛毀釋の難に値ひ、法運甚だ衰頹せしも、趙宋の第四主仁宗皇帝の明道元年に長水の沙門子潛出て、大に華嚴を弘む、著す所華嚴義疏十卷、起信論筆削記二十卷等あり、此長水の弟子に晋水の淨源あり、初め華嚴を五台山の承遷に學ひ、後長水に從て華嚴圓覺起信等を學ぶ、著す所妄盡還源觀補解一卷、原人論發微錄二卷、夾註華嚴經十卷、心經略疏連珠記一卷等あり、是に於て宗密以後一時廢れたる華嚴も亦再び盛んになれり。

第四節 衰頹の時代

淨源の後に、道亭、觀復、師會、希迪等の諸徳ありて、各賢首の五教章に未釋を作る、即ち道亭は義苑十卷、觀復は折薪記五卷、師會は復古記三卷、焚薪二卷、希迪は集成記六卷、五教章一乘策一卷等を造り、各力を此一宗の弘通に竭せども、法運漸々衰頹して、

昔時の盛規を見ると能はず、況んや元明の朝に至りては、唯一人として身を一宗の盛衰に任するものなく、偶淨真祖覺等の學匠ありと雖、教禪和合の人にして、純然たる華嚴一宗の人にあらず、何に況んや清朝に至りては、頓廢教を奉じて從來の佛教を顧みざるをや、是を以て曾て唐朝に於て一時隆盛を極めたる華嚴宗も、時と共に衰頹して、殆んど見ると能はざるに至れり。

之を要するに、華嚴宗は支那に於ては、初め華嚴經の翻譯已來隋末唐初に至る迄は、華嚴の漸興の時代にして、未だ一宗を開立するに至らざりしも、其後杜順至相等の大徳ありて、大に華嚴の教網を張り、賢首大師に至りて大成し、以て一宗を興隆せり、故に其唐の初より賢首の入滅に至るまでは、華嚴開宗の時代と稱すべく、又賢首の没後晋水に到るまで、法運に通塞ありと雖も、而も清涼、圭峰、長水、晋水、等相繼ぎ、華嚴一宗を弘るが故に、賢首の滅後晋水に至るまでは、持續時代と稱すべく、其後元明清の時代に至りては、前述の如く法運漸々衰頹して、遂に聞くこと無きに至りし故に、此時運を衰頹の時代と謂ふべきなり。

第四章 日本

第一節 講經及び造寺

我日本國に在りては、人王三十代欽明天皇の御宇十三年、佛教我國に傳りてより以來、百八十五年を経て、人王四十代聖武天皇の天平八年七月、唐の道瑠律師來朝して、此宗の章疏を齎し來る、これ即唐の玄宗開元二十四年にして、賢首の滅後二十五年なり、道瑠は支那華嚴寺の普寂和尚の弟子にして、普寂は華嚴宗の法匠北宗の神秀に隨て達磨の禪法を傳へし人なり、時に良辨僧正あり、一夜靈夢（有一夜紫雲樹僧、告曰、汝欲弘此一乘教、請嚴智師以爲座主、方以）を感じ、遂に大安寺の審祥大徳を請し、不空、彌索之前、可令開講、云云、傳通緣起中卷文を感ぜ、東大寺内の金鐘道場に於て、華嚴を講ぜしむ、此時天平十二年十月八日にして、今大正九年を隔つること、一千一百八十三年なり、審祥は元と新羅國人、入唐して親しく賢首に謁し、華嚴を稟承して我國に來り、大安寺に住す、然れども、機縁未だ熟せざるをもて、講説をなさざりき、然るに靈辨靈夢を感じ、懇請するに勅語を以てす、是に於て、大に京城の名僧大徳を集て聽衆とし、以て講筵を開く、是れ我國に於て華嚴經を

講ずる嚆矢とす、華嚴經には六十卷、八十卷、四十卷の三部ある中、今講ずる所は六十華嚴即ち普經にして、三年間毎年二十卷づつ探玄記を以て講ぜしなり、八十華嚴經は、天平八年七月法相宗の玄昉、唐より歸朝の時、一切經を齎し來り、此經を傳へ、又天平勝寶六年鑿真和尚來朝の時も亦此八十華嚴經を傳ふ、又其四十華嚴經は、平城天皇の大同元年、弘法大師歸朝の時、初て我國に傳ふ、故に古來我國に於ける華嚴宗相承の人師を定むるに、審祥を以て第一祖し、良辨を以て第二祖とす。

良辨は姓は百濟氏にして、近州志賀里の人なり、或は姓は淺井氏、相摸の人なりといふ、生れて二歳、母桑葉を摘まんが爲に、兒を抱て出て樹陰に置く、忽ち大鷲飛び來りて攫み去る、母大に悲み、兒を求むるも行く所を知らず、偶義淵僧正春日神社に詣せしに、大鷲野に下りて小兒を弄ぶを見る、鷲人の近くを見て兒を棄て、去る、義淵收め取て養育す、其兒五歳に及びし時、學問せしむるに、性利發にして、一を聞て十を知る、長ずるに従ひ、法相宗を勵み、又慈訓法師に従て華嚴の奧義を學ぶ、此慈訓は入唐して賢首に謁し、華嚴を學びたる人なり、彼の五教章に指事記三卷を作れる壽靈大徳も亦此慈訓を師とす、聖武天皇深く師を尊敬し給ひ、天平五年に金鐘寺を建

て居らしむ師天平十二年に審禪大徳を請して華嚴經を講ぜしむ天平勝寶四年に東大寺の別當に補せられ寶龜四年僧正となり同年十一月八十五歳にて入寂せり。是より前良辨僧正聖武天皇に大佛建立を奏上す帝僧正の請を容れ天平十五年十月大佛創造の勅詔を發し給ふ行基菩薩自ら弟子を奉て諸國を勸進す十六年十一月像模を造り十九年九月創て大像を鑄り天平勝寶元年十月に至り鑄造の功竣る是れ華嚴の毘盧舍那如來なり元亨釋書に依るに此鑄造年を経ること三歳改鑄八度殿の高十五丈六尺東西二十九丈南北十七丈東西兩塔各高二十三丈なりといふ此歳十二月帝東大寺に幸し盧舍那佛を拜し左大臣橘諸兄をして表白を捧げしめ自ら三寶奴と稱し給ふ天平勝寶四年四月九日帝東大寺に幸し大佛を慶し同年五月一日良辨を以て東大寺の別當に補す東大寺は華嚴根本の道場なる故南大門には大華嚴寺の名額を懸け大佛殿の二階の間には恒説華嚴院の靈額を顯す斯く大佛を奉造し東大寺を以て華嚴弘通の根本道場と定め寺内遍く華嚴を學ぶに至る。

第二節 本末兩寺の傳

良辨の門下に實忠安寬鏡忍標瓊等の諸徳あり實忠は良辨の後を承て東大寺に住し華嚴を弘む實忠の上足に等定あり等定は桓武帝の東宮たりし時の師範にして帝即位の後東大寺の別當に補せられ又別に西林寺を修し華嚴の教旨を弘む等定の弟子に正進あり進は承和十年詔によりて東大寺に住す進の弟子に長歳あり歳の下に道雄あり雄弘法大師に隨て眞言を傳受し創て海印寺を立て華嚴を弘む雄の下に基海あり海の下に良緒あり良緒の下に圓超光智の二徳あり圓超は醍醐天皇の勅に應し華嚴宗及び因明の目錄を撰して上りたる人なり光智は良緒に就て華嚴を學び深く其奥義を極む天曆元年東大寺の中に尊勝院を建て永代華嚴弘通の本處とす四年勅に依りて東大寺に住す門下に頼弟大徳觀眞律師あり華嚴の宗系分れて兩派となる是れ即ち本末兩傳の分るゝ濫觴にして本寺の傳即ち東大寺系は光智松橋延幸定暹隆助辨曉道性宗性宗顯公曉凝然と相承し末寺の傳即ち高山寺系は觀眞觀圓延快勝暹良覺景雅高辨喜海靜海照辨經辨等と相承す此兩傳の中に於て大に異彩を放ち華嚴圓宗を顯揚せしものは末寺の傳にありては高辨本寺の傳にありては凝然の二匠なりとす。

第三節 高辨と凝然

高辨上人は姓は平氏紀伊國在田郡の人なり、父は重國、高倉院武者所なり、母は藤原宗重の女承安三年正月誕生、九歳の時父母亡しければ、高尾山に登り、文覺に従ひ俱舎論の頌を讀むに、旬日ならずして能く之を誦す、或日多くの童子と嬉戯するの際、俄かに我身を省て曰く、我が兩親既に世を去りてより以來、其生處何れの所とも知らず、若や三途に墮在せば、かの苦患の劇しきことを思ひやるに、我いかでか戯れの興を催して笑ひ樂まんや、又天道にも在さば、定て天眼通にて我を見て居らるべし、さあらば平生の教訓今なほ昔にかはるべからず、つらく此二事を憶ふに、我今日ノ戲事抑も無益の僻事なり、たとひ異見にあつからずとも、我自ら愧つべき理ならずや、とて、其より己來、修業のつとめ暫くも撓むことなかりし、十歳にして尊實に就て密乘を學び、景雅に就て華嚴を習ひ、又尊印に就て悉曇章を學ぶ、十三歳にして苦行を修む、十六にして文覺に就て剃髮し、東大寺の戒壇院に於て具足戒を受く、寺内の聖詮に就て華嚴を究め、十九歳にして洛北梅尾に居て盛んに華嚴宗を唱ふ、戶部尙書長房の請によりて、金獅子章に光顯抄二卷を著す、又座禪次第並に入解脱義

二卷を著す、建永元年十一月上人三十四歳後鳥羽上皇院宣を下し、高尾の一院梅尾を以て、華嚴興隆の勝地と爲し、高山寺と號せしむ、後堀川天皇の寛喜四年正月十九日入寂、時に年六十なり、著はす所の書、

華嚴唯心義一卷

信種義一卷

光顯鈔一卷

勸信義二卷

別記一卷

賢首三寶禮釋一卷

等凡そ七十有餘卷ありといふ、而して師は理論よりも實踐を重んじたる人にして、常に座禪觀念に心を用ゆ、故に説く所學解よりも學行を主とせり、賢首の探玄記や五教章よりも、李通玄の華嚴論を尊重するの風あるは、蓋し之れが爲なり、然るに師洛北梅尾に在りて、盛んに華嚴一乘を高唱す、是に於て久しく衰頽せる華嚴も亦再び盛んとなれり。

凝然大徳は、姓は藤氏、伊豫高市郡の人なり、四條天皇の仁治元年三月六日誕生、十五歳にして南都戒壇院の圓照の室に入りて得度し、東大寺の貫主宗性に就て華嚴を學ぶこと久し、後弘安の初め大佛殿に於て華嚴を講ず、南都諸大寺の大徳、争て之

が聽衆となる。師又照公の後を承て、戒壇院に住し、講經說戒止むことなし。正應四年華嚴經を大和の金剛山に講ず、四衆雲集せり。後宇多上皇南都に幸し、師に就て菩薩戒を受く。後又宮中に於て五教章を講せしめ、示觀國師の號を賜ふ。元享元年九月五日戒壇院に寂す。春秋八十二。著す所の書。

- 探玄記洞幽鈔百二十卷
- 五教章通路記五十二卷
- 五教要略一卷
- 華嚴賢聖章六十卷
- 孔目章發悟記二十三卷
- 孔目章々源一卷
- 普賢觀行双翼記三卷
- 十重唯識瑞鑑記七卷
- 十重唯識瓊鑑章一卷
- 三聖圓融觀義影記四卷
- 華嚴法界義鏡二卷
- 華嚴法界法門一卷
- 華嚴法界義一卷
- 華嚴宗要義一卷
- 華嚴遊心頌一卷
- 華嚴法界傳通錄二卷
- 華嚴經品釋一卷
- 華嚴經會釋一卷
- 新篇華嚴祖師傳七卷

華嚴章疏目錄二卷

會宗章一卷

遊心法界記科文一卷

- 三生成佛義一卷
- 七科章義瓊記三卷
- 還源觀科文一卷

等一百二十三部一千二百餘卷あり、師廣く諸典を涉獵して、義理を辨明すること精細を極む、而して一時衰頹せる華嚴圓宗をして再び盛ならしめしは、其功甚大なりと謂ふべし。

第四節 凝然已後の華嚴

凝然の上足に禪爾、湛容あり、禪爾は十九歳にして出家し、二十一歳凝然に師事して華嚴を學び、二十三歳圓照に就て具足戒を受け、華嚴の法門を弘む。又湛容は字は本如にして、凝然に従て律及び華嚴を受け、禪爾の後を繼て戒壇院の學頭となる。起信論義記教理鈔十九卷、五教章纂釋三十二卷を著し、華嚴の宗意を明かにす。禪爾の弟子に盛譽靈波あり、靈波の下に總融あり、總融の下に志玉あり、靈波は相州鎌倉の人、深く華嚴を究め、五教章疏八卷、五教章通記鈔二卷、五教章斷惑分齋鈔五卷、五教義集解三十卷、起信論私鈔十二卷等を作る。又志玉は戒壇院の總融に就て得度し、同

院の融存に從て律及び華嚴を學び、大に其幽致を極む。應永二十四年支那に行く、明の太宗師を宮中に引見し、華嚴經を講せしめ、普一國師の號を賜ふ。在留五ヶ年にして歸朝し、東大寺に住し、大佛殿に於て華嚴經を講ず、稱光天皇重て國師の號を賜ふ。五教章に聽書鈔十卷あり、これ普一の所談にして、玄音房頼長の記する所なり。其後世は戰國となり、禪宗又は淨土の法門盛んに行はれ、此宗漸次衰頹して、明治五年九月十九日、淨土宗の所轄となるに至る。然るに幸にして同十九年、亦獨立の許可を得たり。

然るに今より二百年前に、鳳潭なる者あり、彼れ華嚴の衰頹せるを慨き、一寺を創立して華嚴寺と名け、大に華嚴の教網を張る。鳳潭は諱は僧澹、攝津池田の人なり、或は越中の人なりと云ふ。後西院天皇の明曆三年に生る、天性英邁にして大志あり、叡山に登りて得度し、天台の法門を修學す、常に洛西安祥寺に居り、京坂の間を往來し、名師の講筵に列し、諸宗の學を究め、華嚴の教旨を弘通するを以て己か任とす。年五十一、華嚴五教章匡真鈔十卷を著はして、自己の意見を發表し、六十八歳幕府の許可を得て、洛西松尾に大華嚴寺を創立し、且つ華嚴に關する典籍を刊行して、世に流行

せしむ、著はす所の書此宗に關するもの。

- | | |
|-----------|------------|
| 匡真鈔十卷 | 略匡真鈔五卷 |
| 五教章傍註三卷 | 探玄記玄譚一卷 |
| 探玄記別檢一卷 | 圓宗風髓一卷 |
| 圓宗境觀還源策一卷 | 圓覺經集註日本訣三卷 |
| 楞伽經會玄記一卷 | 起信論幻虎錄三 |
| 幻虎錄辨疑解誘一卷 | 起信論註疏略決一卷 |
| 等あり。 | |

此鳳潭よりやや後れて、普寂なる者あり、宇徳間、東山天皇の寶永六年八月伊勢桑名増田村真宗源流寺に生る、各地に名僧の講説を聽き、勉學怠ることなし、然れども所承の教義に意満足すること能はず、二十八歳遂に意を決して寺門を出で、諸宗の名師を問ふ、二十九歳八事山の住持忍諦律師に請ひ、輪藏に入りて冥目して有縁の經を求む、八十華嚴經を得たり、是より心を華嚴に傾け、専ら斯學に力を盡くす、五十七歳江戸目黒の長泉律院の住持となり、天明元年八月同院に於て華嚴經を講ず、其

年十月十四日寂す、著はす所の書頗る多し、其華嚴に關するもの、

華嚴五教章衍秘鈔五卷

華嚴探玄記發揮鈔十卷

華嚴玄玄章一卷

華嚴玄々章篙測一卷

起信義記要覽三卷

香海一滴一卷

等ありて、大に華嚴の宗義を宣揚す、然るに此の風潭普寂の二人は、學正鶴を失して、華嚴の正義を傳ふるにあらざ、故に古來華嚴を講ずる者、此二人の所説を異轍として破斥せざるなし、然れども此二人者、既に衰へたる華嚴の學を一大振起せしむるに至りては、其功決して尠からずといふべし。

斯の如く華嚴經に依りて開けたる華嚴宗は、時運の推移と共に、漸次に衰頹せる觀あるも、而も學問としては、諸寺諸山至る所講學盛んにして、特に近時熱心に之が研究に従事するもの頗る多く、大方廣佛華嚴經の事々無礙の圓旨は、人智の進むと共に將來益々熾に世に宣揚せらるべき也。

第二編 華嚴の本經

第一章 華嚴の部類

大方廣佛華嚴經に就て賢首は自著の探玄記一八_丁十に、一に恒本、二に大本、三に上本、四に中本、五に下本、六に略本の六類あることを説き、旨歸_丁十四に、一に異說經、二に同說經、三に普賢經、四に上本經、五に中本經、六に下本經、七に略本經、八に主伴經、九に眷屬經、十に圓滿經の十類あることを示し、又澄觀は、華嚴玄談八_三十_丁及び略策には、一に略本經、二に下本經、三に中本經、四に上本經、五に普賢經、六に同說經、七に異說經、八に主伴經、九に眷屬經、十に圓滿經の十類あることを説く故、忽ち之を觀れば、卷帙を異にする別部の華嚴經十類あるが如く思はるれども、其實然らず、經文に説き明す所の文義に就て、開て十類とせしものにして、華嚴經に十種の別部あるの謂に非ず、依て此意を示さんとして、旨歸には今約准經文爲十類と云ふ、此六類及び十類を遂一辨明しては、却て煩瑣に渉る故、今は唯大體に就て陳述せん。

惟ふに華嚴經の部類を大別するに、二種と爲すことを得、其の一は法爾恒説の華嚴にして、他の一は結集流傳の華嚴なり、法爾恒説の華嚴と云ふは、卷帙を異にせる文字上の華嚴にあらずして、宇宙無盡の千界萬象の當相即是れ一大華嚴なりとするにあり、白雲紅霧、涼風清月、山巒の奇秀水波の明媚、一丘一石、一草一木、花笑ひ禽歌ふ、皆華嚴ならざるはなし、蘇東坡か溪聲是れ廣長舌、山色豈清淨身ならんやと謂ふは、蓋し此意味を表はしたるものなり、されは華嚴は、佛の説法を待て始て有るに非ず、有佛無佛を論せず、法爾として自然に存在する華嚴なり、白雲紅霧、涼風清月の其儘が、法界無盡の道理を説き、花笑ひ禽歌ふ其事が、即ち即入無礙の道理を示すなり、唯凡夫は煩惱に眼障へられて、之を見ること能はざるなり、之を法爾恒説の華嚴と名く、又結集流傳の華嚴とは、釋尊此世に出現し、吾人をして、其法界無盡の道理に證入せしめんが爲めに宣説せられたる教にして、印度支那日本等の諸國に傳來せる經典是れなり。

此經典、印度にありては、十萬頌四十八品ありしと雖も、悉く支那に傳らず、前にも述べたるが如く、支那後漢の明帝永平十年、佛教漢地に傳はりてより、凡そ三百五十

年を経て、東晋の世に惠遠あり、其弟子に支法嶺なる者あり、東晋義熙四年に、慧遠は弟子の支法嶺を遠く印度に遣はして佛典を求めしむ、法嶺于闐國の東南二十里を隔つる遮拘黎國に至り、華嚴經の梵本三萬六千偈を得て支那に歸る、時に佛陀跋陀羅三藏あり、東晋の義熙四年に支那に來る、十四年吳郡の内史孟顛、右衛將軍褚叔度、三藏を請して、法嶺齋し來る六萬六千偈の華嚴の梵本を翻せしむ、三藏乃ち手に梵本を取り、法業、慧嚴、慧觀等一百有餘人と道場寺にありて譯して六十卷とす、之を晋經と云ひ、又は舊經とも云ふ。

又其後凡そ二百七十餘年を経て、唐の則天皇后の證聖元年に、使を于闐國に遣はして、梵本及び翻譯者を求めしむ、此時實又難陀、四萬頌の華嚴の梵本を齎して支那に來り、菩提流志等と共に、大遍空寺に於て、翻譯して八十卷とす、之を唐經といひ、又は新經といふ、義淨、恒景、賢首等之に參預す。

又其後凡そ一百年を経て、徳宗の貞元十一年十一月、南印度の烏荼王、使を遣はして梵本の華嚴經を進上す、其翌年、罽賓國の般若三藏に命じて、長安の崇福寺に於て翻譯せしめ四十卷とす、之を貞元經といひ、又は後譯の華嚴といふ、沙門圓照、澄觀等

之に預る、此四十卷の華嚴經は、六十卷八十卷の華嚴經の中の入法界品の別譯なり、此外華嚴經の翻譯鈔からず、華嚴傳^九己下に依るに、總して三十餘部を列ぬ、左の如し。

- 一 兜沙經一卷 後漢月支國沙門支謙譯
- 二 菩薩本業經一卷 吳月支國沙門支謙譯
- 三 諸菩薩求佛本業經一卷 西晉清信士聶道真譯
- 四 菩薩十住經一卷 西晉沙門竺法護譯
- 五 菩薩十住經一卷 東晉西域沙門訶支譯
- 六 菩薩十道地經一卷 聶道真譯
- 七 十住斷結經十卷 後秦涼洲沙門竺佛念譯
- 八 十地斷經 同
- 九 十地經十二卷 西晉聶道真譯
- 一〇 菩薩十地經一卷 西域竺法護譯
- 一一 大方廣十地經一卷 西域沙門吉迦夜譯
- 一二 十地經一卷 東晉訶支譯

- 一三 十住經四卷 後秦羅什共闍賓三義佛陀耶舍譯
- 一四 漸備一切智德經五卷 西晉月支國沙門曇摩羅譯
- 一五 菩薩初地經一卷 聶道真譯
- 一六 等目菩薩經二卷 竺法護譯
- 一七 顯無邊佛土功德經一卷 唐三藏玄奘譯
- 一八 如來興現經四卷 竺法護譯
- 一九 如來興現經一卷 西晉沙門白法祖譯
- 二〇 大方廣如來性起經二卷 失譯
- 二一 大方廣如來性起微密藏經二卷 不現譯人
- 二二 度世經六卷 竺法護譯
- 二三 普賢菩薩答難二千經 失譯
- 二四 羅摩伽經三卷 西晉沙門聖堅譯
- 二五 大方廣華嚴入如來不思議境界經二卷 隋闍那崛多譯
- 二六 度諸佛境界智嚴經一卷 梁沙門僧伽婆羅譯

- 二七 度諸佛境界智光嚴經一卷 失譯
- 二八 大方廣入如來不思議境界經二卷 實又難陀譯
- 二九 大方廣佛華嚴佛境界分一卷 提雲般若譯
- 三〇 大方廣佛境界經一卷 實又難陀譯
- 三一 大方廣佛普賢所說經一卷 同上
- 三二 大方廣佛華嚴修慈分經一卷 提雲般若譯
- 三三 信力入印法印經五卷 曇摩流支譯

斯く華嚴經に種々の異譯あれども、通常華嚴經と稱するは、前に掲げたる六十卷八十卷四十卷の華嚴にして、之を三部の華嚴と稱す、此中六十卷の華嚴に就ては、至相寺の智儼搜玄記五卷を作り、賢首は探玄記二十卷を作り、又八十卷の華嚴に就ては、清涼寺の澄觀は大疏鈔八十卷を作り、又四十卷の華嚴經に就ては、澄觀は華嚴經疏十卷を作り、圭峰の宗密は四十華嚴經疏鈔六卷とを作る、此等は三部の華嚴經を研究する者の指南とすべきものなり。

第二章 能説の佛身

前に述べたる華嚴經は、如何なる佛身に於て説き給ひたるか、通常ならば、佛敎は釋迦の所説といふにて足ることなれども、華嚴一家にては然らず、能説の佛身に就て頗る議論あり、或は化身なりといひ、或は眞報身なりといふ、然れども此兩説孰れも採用せずして、十佛身の所説とす、其所謂十佛身とは、凡そ十佛に二種あり、一に行境の十佛、二に解境の十佛なり、行境の十佛とは、六十華嚴經三十八三離世間品に出づることにて、即ち一に正覺佛、二に願佛、三に業報佛、四に住持佛、五に化佛、六に法界佛、七に心佛、八に三昧佛、九に性佛、十に如意佛等なり、探玄記十七二に之を釋して、

一自然開悟、名爲正覺、正覺則佛、二自體無礙、大願成滿、願則是佛、三萬行因感、故云業報、四萬德積成、任持不失、五應機化現、六稱理普周、七唯心所現、八常恒在定、九眞性不變、十每切大用、名如意佛、如未尼珠等、

とあり、指事上本七に、元曉の釋を引て、具に十佛の相を示す、今知り易からしめん爲めに一言を附せば、第一の正覺佛とは、正覺成就の佛なり、第二の願佛とは、無礙圓滿

の大願成就の佛なり、第三の業報身とは、無量の萬行によりて感得したる相好莊嚴の佛なり、第四の住持佛とは、萬德積成して失はざる佛なり、第五の化佛とは、衆生利益の爲めに化現したる佛なり、第六の法界佛とは、智慧光明法界に齊しくして處として遍せざることなき佛なり、第七の心佛とは、心をして能く所縁の境に安住せしむる佛なり、但し賢首は唯心所現の佛故心佛と名くと釋す、第八の三昧佛とは、三昧は即ち定なり、佛常に定にある故三昧佛といふ、第九の性佛とは、如來の自性本來是れ佛なる故性佛と名く、第十の如意佛とは、佛に自在神力ありて、事意の如くなる故如意佛と名く。

斯く佛に十種ありとする故、忽ち見れば、多佛あるに似たれども、唯是れ一佛身上の功德に就て分ちたるもの故、或は之を十身具足の應遮那といひ、或は、周遍法界身とも云ふ。

然るに六十華嚴經二十七左五十地品の中の融三世間の十身の中の第七如來身に就て、亦十種を開く、一に菩薩身、二に願身、三に化身、四に住持身、五に相好莊嚴身、六に勢力身、七に如意身、八に福德身、九に智身、十に法身なり、探玄記十四丁九十に之を釋し

て曰く、

一菩提身者示成正覺故、二願身者願生兜卒故、三化身者所有佛應化故、四住持身者自身舍利住持故、五相應莊嚴身者所有實報身故、以此業所生、六勢力身者、所有光明攝伏衆生故、七如意身者、所有同不同、世出世間心得自在解脫故、云云、八福德身者、所有不共能作廣大利益因故、明福超凡小名爲不共因、契大福廣現無量身財等相、廣攝衆生、九智身者、所有無障礙智故、是故此智能作一切事、彼事差別智悉能知、云云、十法身者、所有如來無漏界故、謂諸佛斷德名無漏界、即十佛中名涅槃佛、又是如來內證法身、名無漏界、

此前後兩處に説く十佛と十身、其名稱と次第少しく異なれども、共に「行境の十佛」と名く、之を行境の十佛と名くるは、解脫修證の境界と稱して、因位の修行成就して、證得したる無礙圓滿の果佛なるが故なり。

次に解境の十佛とは、六十華嚴經二十七丁五に出づ、一に衆生身、二に國土身、三に業法身、四に聲聞身、五に辟支佛身、六に菩薩身、七に如來身、八に智身、九に法身、十に虛空身なり、其中、初の衆生身は、三世間の中衆生世間に就て立て、第二の國土身は、國土世

間に就て立て、第三業報身は、前二世間を感得する業煩惱に就て立て、第四已下は、智正覺世間に就て立つ、故に之を融三世間の十佛と名く、此融三世間の十佛を解境と名くるは、悟解照了の境と稱して、圓教の解了心を以て法界を照すときは、有情と非情を論ぜず、天地萬物皆悉く佛身なるが故なり。

斯の如く十佛に二種あれども、華嚴の教主は解境の十佛とするが古來の見解なり、探玄記二十九に曰く、

今釋迦佛準下文中、是十佛身、通三世間、以說十信及三賢等、地前所見、非實報、故然居華藏、非局、化故、國土身等、非前二故、具攝前二性融通故、具足主伴、如帝網故、是故唯是週遍法界十佛之身、

此くの如く十身具足の佛を以て能説の佛とするは、所説の法主伴具足して無盡なる故、其所説の法を表示せんが爲に、特に能説の佛を十身具足の遮那と稱す、依て探玄記二十に、此意を示して曰く、

十身佛、表一乘法、六位齊説、以此所説、具足主伴無盡法、故佛亦同此、十身無盡、尙ほ旨歸六には、一佛身の圓滿無礙なることを示さんとして、一に用周無礙、二に相

遍無礙、三に寂用無礙、四に依起無礙、五に眞應無礙、六に分圓無礙、七に因果無礙、八に依正無礙、九に潛入無礙、十に圓通無礙の十無礙を具足すと示す、要するに華嚴の教主は、所説の法の重々無盡なるが如く、能説の佛身も亦圓融無礙にして、融三世間の解境の十佛なりとす、然れども、これは佛身の圓滿無礙を示さんとするより起ることにて、釋尊を離れて外に別の佛體あるにあらず、釋尊其れ自身即ち融三世間の十佛身なりとするにあり、故に釋尊自身の當面より云へば、能説の佛身は、解境の十佛身と云ふと同時に、果徳圓滿の行境の十佛身なりと云ふことを得るなり。

第三章 説時と説處

能説の佛身既に此の如し、更に此經を説きし時處如何といふに、本經の初に如是我聞、一時佛在摩竭提國寂滅道場、始成正覺とのみありて、何れの時とも説かざる故、説時明かならざれども、十地經の初に、

如是我聞、一時婆伽婆成道未久、第二七日、

とある故、華嚴一家に於ては、第二七日を以て本經の説時とす、而して其第二七日に

して初七日に非ざるは、初七日は自己所得の法を如何にして衆生に與ふべきかを思惟せらるゝ間なるが故なり、依て十地論一三に曰く、

何以不初七日說、思惟行因緣行故、本爲利他成道、何故七日思惟不說、顯示自受大法樂故、何故顯已法樂爲令衆生於如來所增上受樂心故、復捨如是妙樂、悲愍衆生爲說法故、何故唯行因緣行是、因緣行顯不共法故、

此の中思惟行因緣行とは、大疏鈔一上^{十七}に、因は謂く自所得の法、緣謂く所化の器將に己れが所證の法をもて、衆生の爲に説かんと欲するを、名て因緣行と爲すと釋す、然るに菩提流支三藏は、華嚴經八會の中、前五會は初七日の說法とし、第六會より已後は、第二七日の說法とす、又天台嘉祥、慈恩等は、第八會を以て後時の說法とす、此に對し、賢首家に於ては並に破して用ゐず、即ち探玄記二^九に、説時に就て五門分別する中、第一の定分齊の文に、

菩提流支云、華嚴八會中、前五會是佛成道初七日說、第六會後第二七日說、以十地經初云、第二七日故、又有人說、第八會是後時說、以彼文中有鷲子等五百聲聞、或後時度、故此等所判、恐不順文、以初七日定不說法、十地論云、何故不初七日說、思惟行因緣行

故、既言思惟、明知非說法、設有教言、唯不說十地、非不說餘法者、則不言得思惟也、下論文釋爲顯已法樂、是故不說、故知初七定非說耳、又第八會亦非後時、何得於一部經前已說半、中說餘經、後方更續、豈令佛無陀羅尼力、不能一念說一切法、祇園鷲子、並是九世相入、下文過去一切劫、安置未來今、未來一切劫、廻置過去世、又云於一念中、建立三世一切佛地、乃至廣說、如是等文、處處皆有、豈可所用鷲子祇園而非此類、是故此經定是第二七日所說

と云ひ、又至相寺の智儼の孔目章四^{二十}に曰く、

問下經明廻心、大智舍利弗等、佛出世已前、在其他國、異時異處、方與目蓮等入其佛法、因何華嚴經會第二七日、佛未移動時、即有大智舍利弗等五百聲聞、並有舍利弗等弟子六千比丘、其祇洹林及普光法堂、並未建立、因何具述在經文、答如來依解脫德、建立一乘教、故下經云、於一微塵中、建立三世一切佛轉法輪、當知今所成一乘教者、即是其事、乃至三世相即、及與相入、成其十世、當第二七日、如是等法、皆悉現前、

之れに依れば、華嚴家に於て、經の説時を定むること、第二七日にあること明かなり、然るに此第二七日は、念切融即して、恰も帝釋天の宮殿にかゝれる羅網の重々無盡

即入無礙なるが如く、此第二七日の中に、一切の時を攝むる故此第二七日の時に、一切の因果理事等の一切前後の法門、乃至末代の流通舍利見聞等の事並に同時に顯現すとす、依て探玄記二^下に、此第二七日に、一に八會を攝し、二に前後各無量劫を攝し、三に重々無盡の念劫を攝むとし、又旨歸^四に、一に唯一念、二に盡七日、三に遍三世四に攝同類、五に收異却、六念收却、七に複重收、八に異界時、九に彼相攝、十に本收末の十重を開て、長短無礙に相即相入の旨を示す。

此に就き、一切經の中に、此華嚴經と同じく、第二七日に佛說法すと説くあり、密迹力士經即ち寶積經第三密迹力士會第十卷に、如來成道初七日思惟し第二七日鹿野苑にて三乗の法を説くとし、又普曜經第七卷天王奉鉢品に、具に第二七日に、提謂波利等の五百商人に記別を授くることを説く、斯く第二七日に一面には華嚴經を説くとし、他面には三乗教又は小乗教を説くとするは如何といふに、これ修入の機に不同あるが故なり、此世に於て小乗根機の者は、佛成道已來始より終りまで、唯小乗の法を説き給ふと思ひ、又三乗根機の者は、佛始より終りまで、唯三乗の法を説き給ふと思ひ、又一乗普賢の機は、如來一代唯一乗の法を説き給ふと思ひ、又根性不定の

者は、或は初め小乗を説き、後三乗を説き給ふと思ひ、或は初め三乗の法を説き、後一乗の法を説き給ふと思ふ故に、佛成道の最初に、或は華嚴一乗を説き、或は三乗を説き、或は小乗を説く等の不同あるを見るに至る。

要するに此華嚴經は、如來成道第二七日、日出て、先づ高山を照すが如く、海印三昧中に、一切の佛法を此第二七日に於て、一時に前後して説き、前後を一時に説き給ひしことにて、猶世間の印刷物の文を讀む時は、句義前後すれども、文を印する時は同時に顯現するが如きなり。

次に説處如何といふに、華嚴經は七處八會又は七處九會と稱して、説法の處七個處ありとす、第一會は摩訶陀國寂滅道場菩提樹下に在りて説き、第二會は摩訶陀國普光法堂にありて説き、第三會は切利天宮にありて説き、第四會は夜摩天宮に在りて説き、第五會は兜率天宮に在りて説き、第六會は他化自在天宮に在りて説き、第七會は普光法堂に在りて説き、第八會は舍衛國の祇園精舍に在りて説く、斯く説かれし處七處あれども、總していへば菩提道場に在りて説法せられしものとす、何となれば、經文に菩提樹下を離れずと説くが故なり、而して此菩提道場は圓融にして諸

處を融攝す故に探玄記二_{十二}に曰く、

此覺樹下即攝八會人中天上、是以皆云不離此也、二攝十方無餘刹土、皆悉不離此樹
王下、三攝毛端微塵內等重重之刹、猶如帝網無有窮盡、以皆是此蓮華藏世界之所攝
故。

更に之を旨歸に見るに、狹より寛に向て開いて十處とす、一に此閻浮、二に周百億、三
に盡十方、四に遍塵道、五に通異界、六に該別塵、七に歸華藏、八に重攝刹、九に猶帝網、十
に餘佛同なり、斯く十處ありとすれども、十處各別のものありとするに非ず、菩提道
場其ものが染淨圓滿帝網無礙蓮華藏世界なるが故なり、依之華嚴家に於て、佛說法
の處を總して三種ありとす、一に唯界內、これは化身の説處、二に唯界外、これは報身
の説處、三に染淨圓滿帝網無盡蓮華藏世界、これは十佛身の説處、今此に言ふ所の華
嚴の説處は、正しく第三にして、兼て前の二をも攝すとす、本末に離れざるが故なり、
之を要するに、華嚴の説處は、染淨圓滿帝網無盡の蓮華藏世界と稱する故、菩提道
場以外に別にあるが如く見れども、其實然らず、菩提道場其ものが即ち染淨圓滿
の蓮華藏世界にして、佛此處を離れずして華嚴經を説き給ひたるなり。

第四章 所入の三昧

凡そ佛の經を説き給ふや、入定説法と稱して、先づ定に入りて其心を寂靜にし、而
して後法を説くなり、即ち法華經を説き給ふ時には、無量義處三昧に依り、般若經を
説き給ふ時には、等持王三昧に依り、涅槃經を説き給ふ時には、不動三昧に依り、淨土
の大無量壽經を説き給ふ時には、大寂定彌陀三昧に入り給ふ、今華嚴經を説き給ふ
時、如何なる三昧に依り給ひしやといふに、七處八會の中、第一會は一切如來淨藏三
昧に入り、第二會は所表の法未だ位を成せざるが故に三昧に入らず、第三會は菩薩
無量方便三昧に入り、第四會は善伏三昧に入り、第五會は明智三昧に入り、第六會は
大智慧光明三昧に入り、第七會は佛華嚴三昧に入り、第八會は如來獅子奮迅三昧に
入る、此の如く華嚴經中所依の定別なりと雖も、之を統攝すれば唯一の海印三昧の
外無なり、故に孔目章四_二三_十に一乘同別教義、依海印定起、普賢所知、三乘教義、依佛後
得法佳智説と云ひ又文義綱目_三二_十に然此八會入法教義等皆、依如來海印三昧之所
現顯故といへり、然るに其所謂海印三昧とは如何なる定なるか、華嚴の法門を知ら

んと欲する者は、預め悉知せざるべからざる要義なり。

抑も海印三昧の名は、源本經第六^{七二}賢首品に出ずることにて、同品に十大三昧を説く中、第三海印三昧なり、其文に曰く、

一切示現、無有餘、海印三昧勢力故、

とあり、此外本經第二十八^三十地品の中の第十地の菩薩所得の十三昧を説く文の中、第六に海印三昧の名出て、第三十六^{十五}性起品に、如來の性起菩提を説くに就て、海印三昧の相を説く、其文に曰く、

佛子、譬如大海爲一切衆生色像之印、是故大海説名爲印、如來應供等正覺菩提亦復如是、一切衆生心念諸根現菩提中、而無所現、故説如來爲一切覺、

然して此の三昧の體如何といに、此に總別あり、總じて云へば佛果上の眞如本覺是れなり、吾人は無始已來無明煩惱の塵垢に覆はれて、眞如本覺の理を證見せずと雖も、佛陀の大智は能く其本覺の理に徹底し給へるが故に、能證の智と所證の理と能所冥合して、不二平等なり、此不二平等の體、之を華嚴經所依の玄定とす、故に遊心法界記^{十四}に、三昧者、理智不二、交徹鎔融、彼此俱亡、能所斯絕、故云三昧といへり、又別し

て云へば、菩薩の定心に就て云ふと、佛果菩提の智に約して云ふと、眞如本覺の用に就て云ふとの別あり、前に引く賢首品の文の所明は、菩薩の定心に約したるもの探玄記四^{九七}に、菩薩定心猶如大海とあるにて知るべし、又性起品の所明は、佛果菩提の智慧に約したるもの、又妄心還源觀^三に、言海印者眞如本覺也、妄盡心澄、萬象齋現等とあるは、これ眞如本覺の用に約したるなり、斯く且く三種に分るれども、長く差別のものに非ず、眞如本覺の大用の上に、因に約して云ふと、果に約して云ふとの別あるのみ、故に總じて云へば、佛果上の理智不二交徹鎔融の眞如本覺を以て體とす、而して之に海印の名を與ふるは、恰も大海の風息み、波靜にして、水清き時は、日月星辰森羅萬像悉く印現するが如く、華嚴經所依の定中には、一切の法門一時に顯現するが故なり、之を海印三昧一時炳現といふ、探玄記四^{九七}に曰く、

海印者、從喻爲名、如修羅四兵列在空中、於大海內、印現其像、菩薩定心、猶如大海、應機現異、如彼兵像、故大集經第十四云、喻如閻浮提、一切衆生身、及餘外色、如是等色、海中皆有印像、以是故名大海印、菩薩亦復如是、將大海印三昧、已能分別、見一切衆生心行、於一切法門皆得慧明、是爲菩薩得海印三昧、見一切衆生心行所趣、解云、此中見字、亦

是現字謂申見故現也。

又妄盡還觀經^三に曰く、

猶如大海由風起浪若風止息海水澄清無像不現。

夫れ何が故に此の定中に於て能く諸法を現するや、曰く、一切の諸法は皆真如なり、佛の所證亦真如なるが故に、佛の所證を離れて外に一法として有ることなし、是故に佛の大圓覺海中には湛然として一切諸法を印現するなり。

此に就き、凡そ佛諸經を説き給ふ時定に依れども、其實皆定を出て、説くなり、然るに華嚴經を説き給ふ時、海印三昧中に在りといふは如何といふに、海印三昧は佛の所證なり、而して此華嚴經は稱性の本教と稱して、佛所證のありのまゝを説き給ひたる經なるが故に、定中に在りて説く、然るに餘經は逐機の末教と稱して、直に華嚴一乘の法門に入ること能はざる者の爲に、方便して二乘三乘等の法門を説くが故に、佛定より出でて、説法するなり、其相違あること知る可し。

第五章 本經の説相

前述の如く、佛、海印三昧に入りて説き給ひたる華嚴經は、支那に翻傳するに六十卷、八十卷、四十卷の三部の華嚴ある中、四十華嚴は入法界の一品を別譯したる者なれば、華嚴の大綱を知るに就ては、六十卷と八十卷との經典に依らざる可からず、されば其二部の中、先づ六十卷華嚴即ち晉經に就て其説相を案ずるに、一部總じて八會三十四品あり、第一會は寂滅道場にして、これに二品あり、一に世間淨眼品、二に盧舍那品なり、第二會は普光明殿にして、此に六品あり、一に如來名號品、二に四諦品、三に光明覺品、四に菩薩明難品、五に淨行品、六に賢首菩薩品なり、第三會は須彌頂會にして、此に亦六品あり、一に佛昇須彌頂品、二に菩薩雲集説偈品、三に菩薩十住品、四に梵行品、五に初發心菩薩功德品、六に明難品なり、第四會は夜摩天會にして、此に四品あり、一に佛昇夜摩天宮品、二に菩薩雲集讚佛品、三に功德華聚菩薩十行品、四に菩薩無盡藏品なり、第五會は兜率天會にして、此に三品あり、一に佛昇兜率天宮品、二に菩薩説偈品、三に金剛幢菩薩廻向品なり、第六會は他化天會にして、此に十一品あり、一に十地品、二に十明品、三に十忍品、四に僧祇品、五に壽命品、六に菩薩住處品、七に佛不思議法品、八に如來相海品、九に佛小相光明品、十に普賢菩薩行品、十一に寶王如來性

起品なり、第七會は普光堂重會にして、此に一品あり、即ち離世間品なり、第八會は祇園重閣會にして此に一品あり、即ち入法界品なり、之を賢首大師の著せる華嚴文義綱目^{八丁}には、頌を作りて、二六六四三、十一各一々、是故於八會、品有三十四といふ。

此八會三十八品は如何なることを説くか、第一寂滅道場會に二品ある中、世間淨眼の一品は一經の因りて起る因縁を説き、盧舍那の一品には具に如來依報の果徳を説きて、先づ人をして信仰の念を起さしめ、第二普光明殿會より第六他化天會に至るまでは、第二會に十信、第三會に十住、第四會に十行、第五會に十回向、第六會に十地、妙覺と六位の因果の相を説きて、修因感果の道理に向て、深く解頌を起さしめ、第七會には更に實踐修行せしめんが爲に、十信、十住、十行、十回向、十地、妙覺の六位の行法に依託して、修行を成せしめ、第八會には、佛菩薩等の知識の教によりて、法界に證入することを説く、故に賢首大師は探玄記^{二丁}に、第一會の世間淨眼品の一品を起教因縁分と名け、第一會の盧舍那の一品を舉果勸樂生信分と名け、第二會の名號品より第六會の如來性起品に至る三十品を修因契果生解分と名け、第七會を託法進修成行分と名け、第八會を依人入證成徳分と名く、然れば此經説く所の法八會三十

四品六十卷に涉りて廣漠なれとも、要するに、吾人をして、信を生じ、解を起し、行を修して、法界の眞理に證入せしめんとするにあるなり、換言せば、一經の要は信解行證の四字にあり、其四字も更に其至要を求むれば、唯證の一字に結歸す、何となれば、第一會に如來依報の果徳を説て信を生せしむるも、第二會より第六會に至る三十品の間に、具に六位の因果を説て解を生せしむるも、又第七會に更に實踐修行せしむるも、唯人をして法界の眞理に證入せしめんとにあればなり。

第一寂滅道場會	世間淨眼品 盧舍那品	如來名號品 四諦品 光明覺品 菩薩明難品 淨行品 賢首菩薩品	教因縁分 舉果勸樂生信分
第二普光明殿會	十信	佛界須彌頂品 菩薩雲集說偈品 菩薩十住品 梵行品 初發心菩薩切徳品 明法品	
第三須彌頂會	十住	佛界夜摩天宮品 菩薩雲集讚禮品 功德華聚菩薩十行品 菩薩十無盡藏品	修因契果生解分
第四夜摩天會	十行		
處七			
會八			
分五			

三	第五兜卒天會	佛昇兜卒天宮品 菩薩說偈品 金剛幢菩薩迴向品
十	第六他化天會	十地品 十明品 阿僧祇品 壽命品 善住覺品 佛不思議法品 佛不思議法品 如來相海品 佛小相光明品 普賢菩薩行品 寶王如來性起品

第七普光堂重會—離世間品
第八祇園重閣會—入法界品

託法進修成行分
依人入證成德分

更に八十卷の華嚴經に就て、其說相を案ずるに、總して七處九會三十九品あり、第一は菩提道場會にして、此に六品あり、一に世主妙嚴品、二に如來現相品、三に普賢三昧品、四に世界成就品、五に華藏世界品、六に毘盧遮那品なり、第二は普光明殿會にして、此に六品あり、一に如來名號品、二に四諦品、三に光明覺品、四に菩薩問明品、五に淨行品、六に賢首品也、第三は切利天會にして、此に亦六品あり、一に昇須彌頂品、二に須彌說偈品、三に十住品、四に梵行品、五に發心功德品、六に明法品也、第四は夜摩天會に

して、此に四品あり、一に夜摩昇天品、二に夜摩偈讚品、三に十行品、四に十無盡藏品なり、第五は兜率天宮會にして、此に三品あり、一に兜率偈讚品、二に兜率偈讚品、三に十廻向品なり、第六は他化自在天宮會にして、此に一品あり、即ち十地品なり、第七は普光明殿重會にして、此に十一品あり、一に十定品、二に十通品、三に十忍品、四に阿僧祇品、五に如來壽量品、六に菩薩住處品、七に佛不思議法品、八に如來十身相海品、九に如來隨好光明功德品、十に普賢行品、十一に如來出現品なり、第八は普光明殿三重會にして、此に一品あり、離世間品なり、第九は逝多園林會にして、此亦一品あり、入法界品是れなり、

此の如く七處九會三十九品ありて、甚だ廣博なれども、此亦其要をいへば、信解行證の四字を出でず、第一會は舉果勸樂生信分にして、信を發さしめ、第二會より第七會に至るまで修因契果生解分にして、人をして修因契果の道理に於て解を生ぜしめ、又第八會は託法進修成行分にして、六位の法に託して實踐修行せしめ、又第九會は依人入證成德分にして、佛菩薩の教によりて法界真理に證入することを説く、故に八十卷の華嚴經も、要する所、信解行證の四字に歸して、其信解行證の四字も、結局

法界の眞理に證入する證の一字に歸す。

然るに如何にして其眞理に證入することを得べきや、之が方法を説きたるもの即ち入法界の一品にして、六十華嚴經にては第四十四卷より第六十卷に至る十七卷に涉りて説き、八十華嚴經にては第六十卷より第八十卷に至る二十一卷に涉りて説く、其所説は善財童子が知識を訪ひ法を求むることを示す、其知識は總じて五十五人、最初は文殊菩薩なり、菩薩童子に教ゆる所ありて、而して更に勸むるに、餘の知識に親近すべきを以てす、童子は其勸めに従ひ、遍く四方に遊んで、徳雲、海雲等の知識を歴訪し、最後に普賢菩薩に値ふて要法を懇求す、菩薩童子に教ふるに自己の十大願を説て、而も西方往生の法門を以てす、六十八十の兩部の華嚴經には、其相詳かならざれども、四十卷の華嚴經には、其相至りて明かなり、而して菩薩は童子に誨るのみならず、自身も亦西方淨土に往生し、所願を満足せんとす、故に四十卷の華嚴經に此旨を説て、

願我臨欲命終時、盡除一切諸障礙、面見彼佛阿彌陀、即得往生安樂刹、我現往生彼國、已、現前成就此大願等、

と云ふ、普賢菩薩の誨ふる所此くの如し、童子此教を聞きて、成佛得脱の要法は唯西方往生にありと確信し、更に他に要法を求むることを欲せず、之を以て一經の終結とす。

是に由りて之を觀れば、華嚴經には六十八十四の三部の華嚴經あれども、其要は信解行證の四文字に歸し、其四文字も遂に證の一字に結歸して、法界の眞理に歸入するにありと謂ふべき也。

第三編 華嚴の教判

第一章 五教十宗の教判

第一節 五教の名義

凡そ華嚴一家の判教に、大に二類あり、一は他面を顧ず、直に自家本來の眞面目を發揮し、華嚴一宗の最勝を顯すものと、又他の一は、直に自家本來の面目を顯さず、姑らく他宗の意に同じて判釋を下すとなり、前を隨自意の教判といひ、後を隨他意の教判といふ、又前を開別隨自意門といひ、後を寄通顯意門といふ、蓋し隨自意門の判は別門にして、此別門は杜順已來相承する所にして、本經を釋するに限る一家不共の教判なり、又隨他意門の判は通門にして、通途諸家に依用する所の名稱を以て、自家の法門を顯すを云ふ、彼の探玄記、五教章等に説く、五教十宗の教判や、同別二教の教判の如きは、これ隨自意の教判にして、又十二門宗致義記上丁六、心經略疏丁三等に説く、權實二教の教判及び起信論義記上丁五に説く四宗の教判無相宗、三に唯識法相宗、四

に如來藏緣起宗の如きは、隨他意の教判なり、而して其隨自意の教判に三あり、相對門と絶對門と、絶對門と相對門となり、五教十宗の教判はこれ相對門にして、同別二教の教判は絶對門、又本末二教の教判の如きは待絶合論門なり、今華嚴の教判を述ぶるに就き、隨自意の教判に三種ある中、先づ五教十宗の教判より説明せん。

五教とは、一に小乗教、二に大乘始教、三に終教、四に頓教、五に圓教是れなり、釋尊一代五十年間の所説の法甚だ多しと雖も、所詮の法義に就て能詮の教相を分別すれば、此五類に過ぎず。

第一、小乗教とは、大乘教を受くるに堪へざる劣等の者の受持する教にして、之を愚法小乗と名く、人法二空の中、唯人空の理の一邊を知りて、法空の理を知らず、故に大乘より貶斥して、愚法二乗と名く、解深密經に、阿陀那識甚微細、習氣並種子成瀑流、我於凡愚不開演、とある愚とは、正しく此小乗教者なり、愚法小乗の名此に依りて立つ、而して此小乗の法門は、阿含經、婆娑、俱舍等の諸論の所説なり。

第二、大乘始教とは、小乗教より出で、始て大乘教に入りし根未熟の者の爲に、宣説する淺近の法にて、大乘中初門の教なる故、大乘始教と名く、此に空始教相始教の

別あり般若經中觀論等に説く真空無相の理は、唯有所得の迷執を除んが爲に、一切諸法皆空と説きて、未だ大乘深妙の理を説かざるが故に、空始教と名く、又解深密經、瑜伽論、唯識論等に五位百法を説きて、廣く諸法の性相を談ずれ共、事相隔歴して互に融即せず、而も五性各別等と立て、一切皆成佛を談ぜざるが故に、相始教と名く。

第三、終教とは、大乘終極の教なり、楞迦經、勝鬘經、起信論、實性論等に説く眞如緣起の法門にして、即ち眞如平等の理性と萬法差別の事相と、互に融即して、理の外に事無く、事の外に理なしと立てて一切皆成佛の旨を談ずるなり、前の始教に對すれば、其所説高妙なるが故に、終教と名くれども、未だ事々無礙を談ぜず、主伴具足を明さざるが故に、圓教と稱し難く、又未だ次第階位を絶せざるが故に、頓教と稱すること能はざるなり。

第四、頓教とは、速疾頓悟の教なり、此教一念不生即佛等と説きて、一念の妄想生ぜざる即ち佛と名け、更に斷惑證理の階位を立てず、是れ維摩經等の所説にして、猶鏡中像を現するに、頓にして漸に非ざるが如し。

第五、圓教とは、此教事々無礙を説きて、諸法の體性を究め、主伴無盡を談じて、果相

の圓滿を明すが故に、圓教と名く、此圓教の名本と華嚴經より出づることにて、即ち晉經五十六丁七

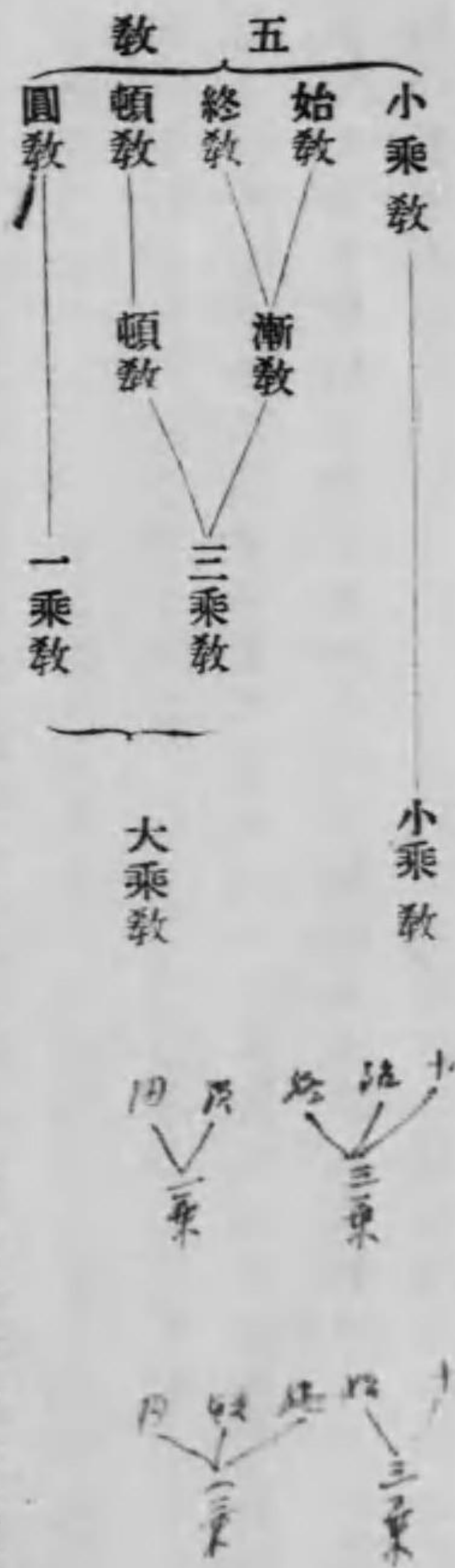
爾時如來、知諸衆生應受化者、而爲演說圓滿因緣修多羅、
と云ひ、又五十六丁十六に、

時法輪音聲虛空、燈如來、知衆生根熟、往諸大衆所、顯現自在力、演說圓滿經、無量諸衆生、悉授菩薩記、

といふ。

此五教の中、初の一是愚法小乘にして、後の一是別教一乘なり、中間の三教は、之を廣ずれば、始終頓の三教なれども、之を略すれば、漸頓の二教となる、即ち始終二教は、信解行法伏斷昇降等同じからざれども、共に依言顯理、立位漸次にして、解義修行等は言説に依りて顯現し、階級位次は、因果相乘して、微より著に至るが故に、漸教と名く、楞伽經に如菴羅果漸熟非頓とは、是れなり、然るに頓教は、之に反し、絕言顯理不立階位にして、言語頓に絶し、理性頓に顯はれ、解行頓に成して、一念の妄心生ぜざる即ち佛と名くるが故に、頓教と名く、楞伽經に如明鏡頓現一切色像とは、是れなり、又更

に之を略すれば、一の三乗教となる、始終頓の三教は、聲聞緣覺菩薩の三乗の人の所得なるが故なり。



尤も一乗三乗と稱するに、三種の不同あることを知るべし。一には五教の中、唯第五の圓教のみを以て一乗とし、餘を悉く三乗と爲す。二には五教の中、頓圓の二教を一乗とし、餘を三乗となす。此中初を後一一乗の三一と稱し、次を後二一乗の三一と稱し、後を後三一乗の三一と稱す。その後一一乗の三一は一即一切一切即一の事々無礙を説くと説かざるとに依て分つことにて、五教の中、事々無礙を説くものは唯第五の圓教のみにて、餘は之を説かざるが故に、唯第五の圓教のみを一乗とし、餘教を皆三乗となすなり。又後

二一乗の三一は、斷惑不斷惑に就て分つことにて、五教の中、頓圓二教は本來成佛、來成佛にして、不斷惑なる故一乗教とし、餘の三教は皆斷惑なる故三乗教とするなり。又後三一乗の三一は、成佛不成佛に就て三一を分つことにて、五教の中、終頓圓の三教は一切皆成佛を談ずるゆへ、これ一乗なり。小始の二教は、之を説かざるが故に、三乗教なりとす。前表に唯第五の圓教のみを以て一乗教とせしは、これ後一一乗の三一の判に依りたるものなり。

第二節 五教の所依

此五教の教判は、何等の經論に依りて立てたるものなるか、一義に曰く、正しき所依の聖教無しと雖も、義の差別に依て五教を建立す。例は慈恩は、義の差別に依て、言略語廣門等の四門を以て、諸教の了不了を決判するが如しと、又一義に曰く、深密、楞伽、法華等の經に依りて五教を建立す。即ち深密經に依りて初の三教を立て、楞伽經の漸頓二教に依りて、深密の三教を漸とし、楞伽の絕言顯理不立階位を頓とし、又法華の三一各別の説に依りて、始終頓の三教を三乗とし、更に別教一乗を建立して、之を圓教とす。然れば五教の教判は、理教既に顯然として、所依の聖教分明なりと又一

義に曰く、五教の判は正しく起信論に依りて立つ、彼論の一心法界はこれ圓教なり、其一心法界に眞生二門あり、眞如門に絶言依言の二義あり、依言の中に亦空不空の二の眞如あり、其眞如門の中の絶言眞如はこれ頓教なり、依言の中の空眞如は始教なり、不空眞如は是れ終教なり、此の如く大乘に四重あるが故、小乗は大に異にして自ら顯るゝなりと、此三義の中、初の二義は指事記に出て、第三義は纂釋に出つ、今日く、華嚴本經元と此五教の理を具するによりて、一代聖教を分判して五教とす、然るに其立名は、唯深密、楞伽、法華等のみならず、華嚴寶積等の經及び起信論に依りたるものなり、故に五教章匡眞鈔三四に曰く、

今詳、曩祖源意、雖則通依衆典、以立教名、指的教義、出自此經、故孔目章天王讚佛說、偈初首顯教分齊義云、依教有五位差別不同、乃至若就名義之別、則準此下章等謂初愚法小乘、依勝鬘如云二乘及深密初時所立、其始終名義、謂依楞伽經漸熟開出、深密二三時教、法鼓經中空不空門、及起信中依言眞如爲據、頓名義者、依寶積經即頓教及楞伽頓現起信、絶言眞理爲明據、立圓教者、正依此經圓滿修多羅文、祖意明々、昭若日星、奈何昏此爲無所憑、又豈可專唯依起信而所建立、

是れ能く五教の所依を明かにしたる文なり、此に就き抑も華嚴一家に於ける五教の教判は、何人の立つる所なりやといふに、支那華嚴の初祖杜順已來相承の教判にして、杜順尊者五教止觀一卷を作り、左の如く五門を開く。

- 一 法有我無門小乘教 二 生即無生門大乘始教
- 三 事法圓融門大乘終教 四 語觀又絶門大乘頓教
- 五 華嚴三昧門大乘圓教

至相之を承けて、自著の孔目章の中に、處々に五教に約して諸の法義を明す、賢首之を承けて、探玄記一三及五教章上十五委しく之を説く、爾れば五教の判は、杜順已來相承の教判にして、中に於て、文義周備し、大に一家判教の大成をなせしものは、賢首大師にありといふべし。

第三節 十宗の名義

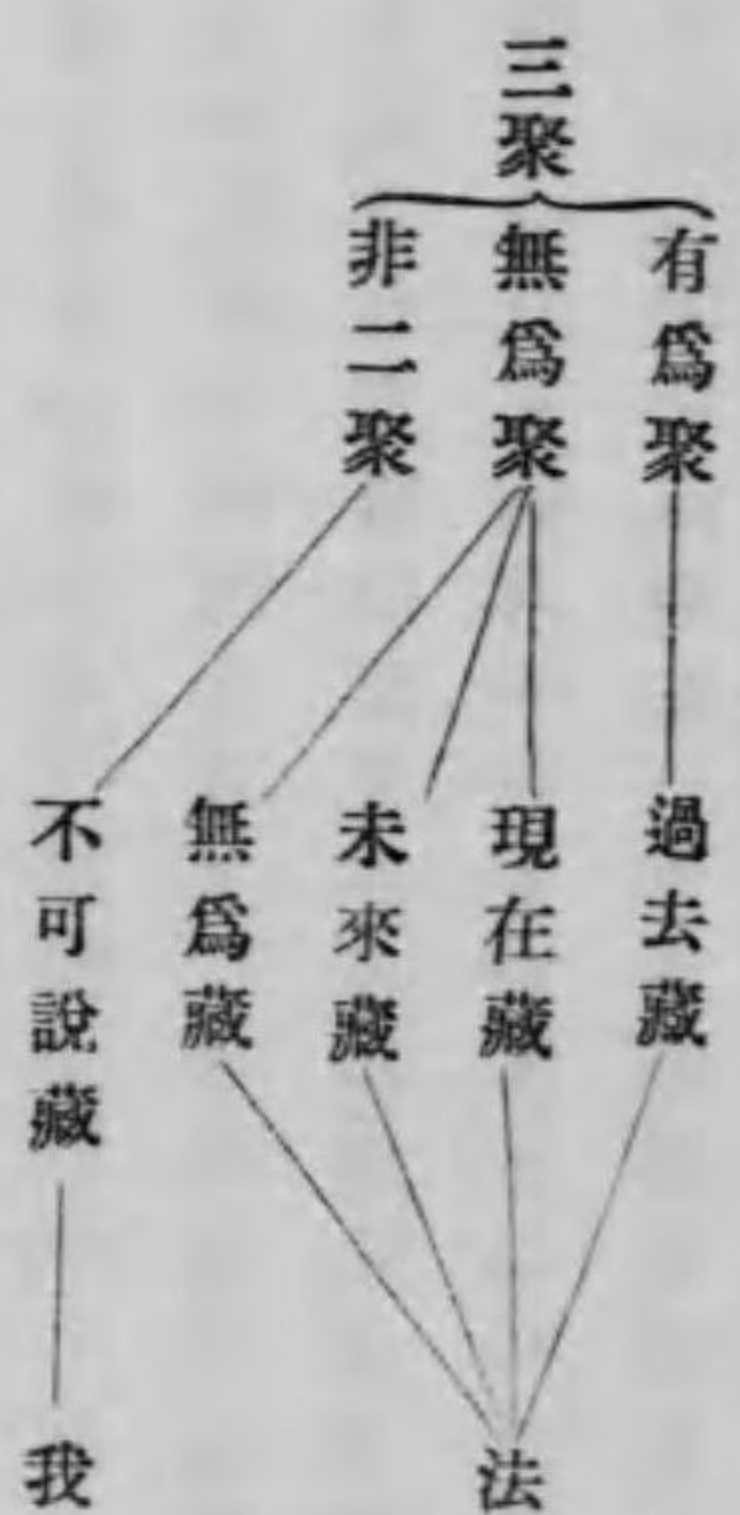
宗とは尊崇主の義なり、前の五教所詮の義理多端にして、而も衆生の機類同じからざるに由りて、各自の尊崇主とする所亦同じからず、故に其所尊所崇所主を開て十種とす、曰く一に我法俱有宗、二に法有我無宗、三に法無去來宗、四に現通假實宗、五

に俗妄眞實宗六に諸法但名宗七に一切皆空宗八に眞徳不空宗九に相想俱絶宗十に圓明具徳宗なり。

第一、我法俱有宗とは、人天乘と小乗の中の犢子部の立つる所なり、人天乘に未入佛法と已入佛法と二つある中、今は已入佛法の人天乘にして、釋尊五戒十善等の法を説て、人天を教化し給へとも、俗情に順して、未だ我空の理を説き給はざるが故に、我法俱有なり、又犢子部は、一切諸法を三聚或は五法藏とす、其所謂三聚とは、有爲聚無爲聚非二聚にして、有爲聚は因縁和合すれば生じ來り、散すれば忽ち滅すべき生滅變化の者を總稱し、無爲聚は爲作造作することなき不生不滅の者を總稱し、又非二聚は、前の有爲と無爲とに攝められざる非有爲非無爲の者を總稱す、此中初の二法に於て後の一は我なり、而して犢子部は、此我法の二、俱に實有なりと立つ、又五法藏とは、過去藏、現在藏、未來藏、無爲藏、不可説藏是なり、此中初の過去、現在、未來の三法藏は、これ有爲聚にして、生滅變化する者を云ひ、次の無爲藏は生滅變化せざる者を云ひ、後の不可説藏は、前の三聚の中の非二聚にして、有爲とも無爲とも説くべからざる者をいふ、此五法藏の中、前の四法藏は法にして、第五の不可説藏は我なり、此

我法俱に有なりとす。

五法藏



然り而して其我法俱有と立つる中、我有の理如何といふに、凡そ吾人の善を爲し惡を行するや、必ず之に應ずる結果を招くといふは、原因結果の天則なりとす、然るに吾人、現世に於て爲せる善惡の原因にして、未だ其結果を感得せざる已前に、吾が身體死滅に歸する時あり、如此時は、何者か能く其果を招くべきや、吾が身體は已に滅亡せるが故に、吾身體に苦を受け樂を感ずといふことあるべからず、然るに未來苦樂の果を招くといふこと、これ一定不動の眞理なるが故に、必ず恒存不滅の者ありて受果せざるべからず、若し我無くんば、吾人は如何にして前世より轉じて後世

に至るべきや、故に宗輪論に曰く、

諸法若離補特伽羅、無從前世轉至後世、依補特伽羅、可說有移轉(述記七)

然れども其所謂我は、凡夫外道の所立と同じからず、凡夫外道の立つる我は、即蘊或は離蘊にして、即蘊の我は、我が身體に離れずして我れといふ一物ありと執し、離蘊の我は、吾が心身以外に我といへる常住なる一物ありと執するなり、此即蘊と離蘊との二種の我の中に於て、凡夫の立つる所は、多く即蘊の我にして、又印度外道輩の立つる所の我は、多く離蘊の我なり、然るに今犢子部の我は、其即蘊の我にも非ず、離蘊の我にも非ざる故、非即非離蘊の我といふ、若し即蘊の我ならば、吾人身體の滅すと共に、我も亦滅し去りて、未來苦樂の果を受くること能はざるべく、又離蘊の我ならば、我が身體の滅すと共に、彼は滅せざるべきも、彼は離蘊なるが故に、唯自己に苦樂を受くといふべからず、何となれば、我は常住にして一切處に遍すとす、が故に、一人か業を造る時、一切も亦造るべし、一人が果を受くる時、一切も亦受くと云はざるべからざればなり、故に犢子部は我は即蘊とも又離蘊とも説くべからずとす、而して佛教中に處々に諸法無我と説くは、是れ即蘊及び離蘊の我無しと云ふことに

て、此非即非離蘊の我無しと云ふに非ずと立つるなり、之を要するに、此犢子部は三世の諸法實有なるのみならず、我も亦實有なりと立つる故、我法俱有宗とす。

第二法有我無宗とは、小乗の中の説一切有部等の宗とする所なり、其法有我無とあり、其諸法實有と立つる所以は、吾人の心識の現起するには、必ず根と境との二縁に託すといふは、佛陀の開示し給ふ所なり、然るに吾人の心識は、唯現在の境のみならず、或時は過去幾千年の前のことを思ひ、又或時は未來幾萬年の後の事を考るものなり、而して其過去の事を思ひ未來の事を考ふる意識の現起するは、所縁の境として、事物の過去と未來とに存するに由る、若し過去は萬物既に滅して無となり、未來は萬物未生に屬して無なるものとせば、客觀的所縁の境界は既に無なるが故に、吾人は過去を思ひ未來を考ふる意識の起るべき理なし、然るに其實際に於て敢て然らざるは、これ必ず過去と未來に萬物恒存するに由らずんばならず、且つ諸法現在のみこれ有にして、過去未來無しとせば、今日吾人が善惡の事を行ふて、未だ其結果を感ぜざる已前に、死亡する時の如き、是れ果して如何に原因結果の理を説明

すべきか、有因無果の正理に契はざると共に、無因有果も亦正理に契はざるなり、然れば凡そ原因にして其結果を感ずるに至る迄は、設ひ現在を去りて過去に入るとも、決して滅無することなきものと云ふべし、善惡の原因既に如是ならば、一切萬物の現在を謝して過去に歸するとも、其法體は恒有にして、滅無せざるものといふべし、説一切有部は、此等の道理に基き、一切諸法三世に涉りて實有なりとす。

又其我空と云ふ所以は、元來吾人は五蘊積集と稱して、色受想行識の五蘊和合せしものなり、其和合せし色受想行識に離れて、別に我れと云へる實物あるに非ず、唯五蘊和合の上に、假に我といへる名稱を設けたるに過ぎず、故に即蘊の實我も又離蘊の實我も有ること無し、彼の犢子部の立つる非即非離蘊の我も亦然り、彼れ立つる所の我に、實物とせんや、假物とせんや、實物ならば蘊に異なりと云はざるべからず、若し假物ならば蘊と異ならずと云はざる可からず、然るに之を執して非即非離蘊といふ、是れ畢竟經中説く所の我の言に迷ふて、五蘊和合の假我を誤認して、五蘊積集の法體の上に、非即非離蘊の我ありと想ひしなり、故に古來此犢子部の我は、彼れ情解によりて我と謂ふも、其實所計の實體を論ずれば、法執なりといふ。

第三、法無去來宗とは、小乗の中の大衆部等の所立なり、此大衆部等に於ては、實我の執を空することは勿論、法の中に於ても、過去未來の諸法は是れ空にして、唯現在の諸法のみ是れ有なりと立つるなり、其所以は、凡そ佛經中に過去と未來とに於て諸法有なりと説示するは、是れ世尊が因果の理を撥無する有情の邪見を防遮せんが爲めに、且らく萬物の曾有と當有の義に據りて、去來世ありと説き給ひしものなり、即ち萬物の曾有を過去とし、當有を未來とす、然れども過去は、現在に於けるが如く、其體實有なり、未來も亦現在に於けるが如く、其體實有なりといふに非ず、若し過去未來にして、現在に於けるが如く、其體實有ならば、何が故に、唯現在世のみに作用を現して、過去未來世にあらざるや、既に諸法は、現在世に作用を現するも、過去にあらざるは、是れ現在有體過未無體なるが故なりとす。

第四、現通假實宗とは、小乗の中の説假部等の所立なり、此部に於ては、過未無體と説くのみならず、現在の有爲法中、五蘊に在るを實とし、十二處十八界に在るを假とすと立つ、其故は、三科の中、色受想行識の五は、根境相對して、所依所縁を分たず、直に一切の物質を色とし、一切領納の心を受とし、乃至一切の心王を識とす、然るに十二

處十八界は、根境相對して、六根に對して六境を立て、六境に對して六根を立つるが故に、是れ相對假にして、直に諸法を擧示したるにあらず、故に現在の蘊處界の三科の中に於て、蘊に在るを實とし、十二處十八界に在るを假とするなり。

第五、俗妄眞實宗とは、小乗の中の説出世部等の所立なり、此部に於ては、世俗の法は是れ虛妄にして出世の法は眞實なりとす、其故は、世俗の法は顛倒より生じ、出世の法は顛倒より生ぜざるが故なり、此に就て、此俗妄眞實は唯現在五蘊の法に就て之を云ふか、又は現在の蘊處界の三科の諸法に通じて之を云ふか、未だ審かならず、宗輪論述記六十に、大衆一説、出世、鷄胤の四部の本宗同義を述ぶる中に、唯過去未來非實有體文論とありて、現在三科の中、唯五蘊に約すとも、又三科に通じて眞俗を分つとも明かならず、是を以て古來二解を作す。

一に此第五宗は、唯現在の五蘊の法の上に於て、俗諦の法は虛假の故に妄なり、眞諦の法は離繫の故に實なり、即ち前の第四宗に比して、次第漸勝の義を成すといふ。
二に現在法の中、總して三科に通じ、俗諦は是れ假、眞諦は即ち實なり、元と三科に約して其假實の義を説くに非ず、別して蘊等に於て、隨て二諦に約して、眞妄假實の

義を成立す、是故に亦次第漸勝の義を成すといふ。

第六諸法但名宗とは、小乗の中の一説部の所立なり、一説部は、一切の諸法唯假名のみありて都て無體なりと立つ、其故は夫れ世間あれば必ず出世間あり、然るに既に世間は虛妄なるが故に、其體無しとせば、出世間のみ獨り存する理なし、是故に、一切諸法に唯是れ言説のみにして、實體之れ無しとす、之を前の第五宗に比するに、第五宗は唯世間有漏法を空するのみにて、未だ無漏法を空するに至らず、今此第六宗は、唯世間有漏法を空するのみならず、廣く漏無漏眞俗二諦の一切諸法に通じて都無なりとす、是れ小乗中最極の教なり、清涼は此第五第六の兩宗を分通大乘とすれども、賢首は五教章に唯此第六宗の下に、此通初教之始と云ふのみなる故、唯此第六宗を以て分に大乘に通ずとす。

第七、一切皆空宗とは、五教の中の始教なり、始教に空始教と相始教との二ある中、空始教に就て立てたるものにて、即ち無相大乘なり、無相大乘に於ては、有漏と無漏とを問はず、一切諸法皆空なりとす、前の第六宗に一切皆空と説くも、前は拆空にして此は即空なり、其相違あること知るべし、而して之を説ける經論は、般若經中論十

二門論等是れなり。

第八、真徳不空宗は、五教の中の終教なり、真如に無量の功德を具足して、諸法皆真如より縁起すと説く、維摩、勝鬘、楞伽等の經、起信、寶性、佛性等の論の所説なり。

第九、相想俱絶宗とは、五教の中の頓教なり、相とは所縁の境相、想とは能縁の心想なり、頓教は此能縁の心想所縁の境相俱に泯亡して、一念不生、即佛と談じ、一切の言説を離絶して、理性を顯現すと立つるが故に、相想俱絶宗といふ、維摩經等の所説なり。

第十、圓明具徳宗とは、五教の中の圓教なり、圓教は、法界の自體に具する所の徳用たる無盡縁起の理を圓明に顯すが故に、圓明具徳といふ、即ち華嚴經の所説なり。

此十宗の中、前の六宗は小乗にして、後の四宗は次の如く大乘教中の始終頓圓の四教なり、五教の中、始終頓圓の四教には、各唯一宗を立つれども、小乗の一教に就ては、廣く六宗を立つるは如何といふに、小乗教は、其教を判すれば、唯一なれども、其分脈多端にして、尊崇主とする所の者亦隨て多きが故なり、詳言せば、小乗教は、佛滅後凡そ一百年間は、法灯一味にして、異計無かりしも、一百年已後、上座大衆の二大部に

分れ、其後上座の中より、雪山部、説一切有部、犢子部、法上部、賢胄部、正量部、密林山部、化地部、法藏部、飲光部、經量部の十一部を分出し、又大衆部の中より、根本大衆部、一説部、説出世部、鷄胤部、多聞部、説假部、制多山部、北山住部の九部を分出し、合して、二十部となる、此二十部の中に於て、上座部の中の犢子、法上、賢胄、正量、密林山の五部と經量部の一少分計本は、我法俱有の義を立て、又上座部の中の雪山部、説一切有部、經量部の一分計末と、大衆部の中の多聞部とは、法有我無の義を立て、又上座部の中の法藏部、飲光部、化地部の一分計本と、大衆部の中の根本大衆部、鷄胤部、制多山部、西山住部、北山住部は、法無去來の義を立て、又上座部の中の經量部の一分計末と、大衆部の中の説假部は、現通假實の義を立て、又大衆部の中の説出世部は、俗妄眞實の義を立て、又大衆部の中の一説部は、諸法但名の義を立つるが故なり、之を表すること左の如し



第四節 十宗の所依

以上述べたる十宗の判は、華嚴宗に於て何人か創て之を建てたるや、杜順至相未だ曾て此の如き判教を説くるとなけれども、賢首に至りて五教を開て十宗となせしなり、尤も他宗の人に就て之を求むれば、法相宗の慈恩は法華玄讚第一二十に、依

文判教々但有三、若以類准宗、宗乃有八といふて、三教八宗を立つ、其所謂三教とは、

- 一 有宗……………諸阿含等小乘教
- 二 空宗……………般若經、中百等論
- 三 非有非空宗…華嚴深密法華等

又八宗とは

- 一 我法俱有……犢子部等
- 二 有法我空……薩婆多等
- 三 法無去來……大衆部等
- 四 現通假實……說假部等
- 五 俗妄真實……說出世部等
- 六 諸法但名……一說部
- 七 勝義皆空……般若等經、龍樹等說、中百論等
- 八 應理圓實……法華等、無着等說、中道教

此八宗の中前の六宗は小乘教に就て立て、後の二宗は大乗教に就て立つ、其大乘

教の二宗は華嚴の十宗の中の七八二宗と、其名少しく異なれども、小乗教に就て立つる六宗は華嚴の十宗の中の前六宗と異なることなし、然れば小乗教に就て六宗を立つること、賢首已前に其釋例なしといふべからず。

然るに杜順の五教止觀に、一に法有我無門小乘二に生即無生門大乘三に事法圓融門大乘四に語觀雙絕門大乘五に華嚴三昧門大乘の五門を立つる中、第一の法有我無の一門を聞けば、十宗の中の前六宗となるゆへ、十宗の教判は、その五教止觀に説く五門に依りて立てたるものなりと云ふものあれども、然らず、五教を開けば十宗なる故連涉していへば、五教の五門に依ると共に、十宗も亦五門に依りたる者と云ふことを得べけれども、それは間接にして直に所依とするに非るが故に、十宗の所依とは云ふべからず、賢首大師杜順至相の兩祖の意を承け、而も自己の識見を以て、五教を開て十宗となせしもの故、五教止觀を以て、十宗の所依なりとするを要せざるべし。

第二章 同別二教の教判

第一節 同別の名義

前述の如く、華嚴一家の教判に、隨自意隨他意の二門ある中、其隨自意の教判に、相對門と絶對門と對絶合論門との別あり、前に説く五教十宗の教判は相對門にして、今正しく述べんとする、同別二教の教判は絶對門なり、蓋し釋尊一代所説の法門多端なれども、唯華嚴一乗の法門を説くより外なし、と絶對門にすはりて一代佛教を判するものにて、華嚴一家に於て、洵に重要な教判なり、先づ同別二教の名義より説明せん。

五教章上一に、然此一乗教義分齊、開爲二門、一別教、二同教とあり、此別教の別の言を釋するに、相對と絶對の別あり、先づ相對門に依りて解釋すれば、別は別異の義なり、華嚴無盡の一乗は、三乗教と別異なるが故に、別教と名く、孔目章四三十に、別於三乗教一と云ひ、又五教章左一に、此別教一乘別於三乘とある是なり、而して其別異なる相如何といふに、孔目章四一三に、又一乘之法、對機以明別、非自相而可別、隨機論別云

云等と別の字十個列であり、是れ一乗教と三乗と對望すれば、二者別なること唯十數に限らざれども、十は滿數なるゆへ、其滿數の十を擧て、以て無盡なることを顯す、五教章上三丁に之を承て、一に時異、二に處異、三に主異、四に衆異、五に所依異、六に說異、七に位異、八に行異、九に法門異、十に事異の十種の異なることを説く、斯の如く一乘無盡の教義は、三乗に對して差別あるが故に、別教一乗と名く、又絶對門に依りて解釋すれば、別は不共の義なり、三乗即ち一乗にして、一乗教の外に三乗教無く、唯一圓教にして絶對不共なるが故に、何者に對して別と名けん、既に一圓教にして絶對不共なり、此絶對不共即ち別教一乗なるが故に、別は不共の義と云はざるべからず、斯の如く別の言を解説するに二義あれども、其中相對門に就て解釋するを本義とす。

次に同教とは、同に種々の義あり、或は一乗の法を以て、三乗に寄せて説くが故に寄同の義あり、或は三乗教を廻向して、一乗教に同せしむるが故に、廻向の義あり、或は三乗と一乗と融會して、同一不二なるが故に、融同の義あり、或は三乗一乗、互に交參するが故に、交同の義あり、其他通同應同等種々の義あれども、要するに、三一共同

是れ同の義なり、即ち一乗が三乗に同し、又三乗が一乗に同する、是れ同の同たる所以にして、前を從本乘末の同教と云ひ、後を攝末歸本の同教といふ、指事記上本丁六に總して三義とす、曰く、一に三乘人共所得故、二に一乘同於三乘故、三に三乘同於一乘、故に同教と名くとあり、此中第一義は機の修入に約し、後の二義は三一共同に約せしなり、而して其機の修入も、三乗か一乗に同ずる會三歸なるが故に、同とは一言にて云へば、三乗教か一乗教に同し、一乗教が三乗に同する、三一共同なりといふべし、而して其同の相如何といふに、孔目章四三丁に、又一乘同法對智以彰同、若引機以會同則同同等と、別教の十別に對して十同あることを示せり、然らば同教も別教に准して十同あるべきなり、此同教に定内の同教と定外の同教とあり、海印三昧中の所現にして、普賢大機の了知する所、之を定内の同教といひ、又衆生の根機を逐ふて、餘經に宣說せる三乗等の無量の法門、之を定外の同教といふ、普賢の大機は、假令小乘三乗等の法門を説くを聞くと、皆海印三昧中所現の法なりと了知して、定外の法門なりと認めず、既に海印定中所現の法なりと了知するが故に、無盡緣起の無差別界中の差別にして、一乗教以外の法なりとはせざるなり、然るに其他の衆生は別機

と稱して、隔歴不融の心情を懐くが故に、小乘三乗等の法門、皆一乗教の外に別有りとし、然るに小乘三乗等の法門は、皆悉く別教一乗の所流なり、所目なり、攝方便なりと知る時は、其三乗等を會して一乗に入らしむるが故に、同教一乗とするなり、此定内定外の二の同教あることは、孔目章二五丁曰く、

所有無盡法數、及餘乘數皆一乘所目、即是一乘、由同在海印定中成、故不在定說、同教者、入一乘遠方便攝。

此の如く、同別二教に種々の義あれども、要するに釋尊一代所説の法門無量なれども、唯華嚴一乗を説かんが爲めに、此華嚴一乗の内容を見れば、同別二教ありとするなり。

第二節 同別二教の本據

此二教の判は、其本據何れなりやといふに、五教章に十門ある中、第一の建立乘の初に、然此一乗教義分齊開爲二門等とあれば、賢首大師の所立なること明かなり、然るに其賢首は自己の新説なるか、將又他に據り所とすべきものありて、それを相承したるものか、如何といふに、至相大師相承の法門にして、賢首の新説にあらず、何を

以て之を云ふか、曰く孔目章四右三十に之を明せばなり、其文に曰く、

夫圓通之法、以具德爲宗、緣起理實用二門、取會其二門者、所謂同別二教也、別教者、別於三乘、故法華經云、三界外別索、大牛之車、故也、同教者、經云、會三歸一、故知同也、又言同者、衆多別義、一言通目、故言同、又會義不同、多種法門、隨別取一義、餘無別相、故言同、其所言同者、三乘同一乘、故、又言同者、小乘同一乘、故、又言同者、小乘同三乘、故、前德已述、通別二教、而未見釋相、今以理求、通之與同、義無別趣也。

既に孔目章に同別二教を説く、然らば賢首の依憑する所、至相にあるや必せり、然るに其至相は何を據として立てしか、是に於て異説なきにあらず、或は法華經に據ると説き、或は智度論に依ると立つ、其法華經に據るとは、前に引く孔目章の文を見るに、別教の名を釋するに、法華經を引き、同教の名を釋するに、亦法華經を以てせり、賢首之を相承して、五教章上下に、法華經譬喻品の羊鹿羊の三車に對して、大白牛車ありと云ふを以て、別教一乗を證し、又同教を釋するに、彼三乗を會して一乗に歸せしむる三一共同の義を以てす、これ同別二教の判は、法華經に依りて立つるが故なりと、又智度論に依るとは、智度論第一百卷の中に、般若波羅蜜に二種あり、一に共二

に不共、共とは謂此摩訶衍經及び餘の方等經なり、此等の諸經諸の聲聞と共説するが故に、不共とは不思議經の如し、聲聞と共説せるが故とあり、之を五十要問答上一丁に承けて、一乗教有二種、一、共教、二、不共教、圓教一乘所明諸義、文、文、句、句、皆具、一切、此是不共教、廣如華嚴經、二、共教者、即小乘三乘教、名字雖同、意皆別異と云ひ、又同上丁十五に華嚴一部は一乘不共教餘經是共教、一乘三乘小乘共依故と云へり、既に至相は智度論の共不共に依りて、一乗教の分齊を明すが故に、同別二教の判は、即此智度論の説を承けたるものなりと、今日く、相承は佛者の重する所、一宗の大義たる同別二教の教判、豈他經他論に依りて之を立てんや、熟ら孔目章の文を案ずるに、前徳已に通別の二教を述ぶ、而も未だ釋相を見ず、今理を以て求むるに、通と同とは義別趣無しと云へり、是れ即ち杜順相承なることを標明せしなり、何となれば、之を至相撰述の十玄門に照すに、十玄門に所言教義者、教即是通相別相、三乘五乘之教、即以別教以論別義等といへり、此十玄門は至相撰述の書なれども、其説は杜順相承なるが故に、其題下に承杜順和尚説といへり、然らば同別二教の判は、杜順はありては、唯通門と稱して、未だ詳釋を加へざりしと雖も、至相の承くる所、杜順にありと謂ふべし、然るに

杜順は何に據りて之を立てしか、更に其所依を尋ぬるに、華嚴本經の法門、自ら同別二教の義を具有するが故なり。

夫れ華嚴經は稱性の本經と稱して、佛自内證の有りのまゝを説きたる經本なり、而して其自内證の法とは、機見絶離と稱して、元より言説思議の及ぶ所にあらざれども、強て之を言端に顯せば、即ち平等差別の二大法門是れなり、其差別門は差別的宇宙の千界萬象にして、之を探玄記一五丁に教義理事、境智、行位、因果の十事五對とし、五教章中丁二十には教義理事、解行、因果、人法、分齊、境位、師弟、法智、主伴、依正、隨生、根欲性、順逆、體用の十義となせり。又平等門は、其差別せる教義理事等の一切諸法を十々無盡に融即するとにて、即ち五教章中丁二十以下に示す同時具足相應門一多相容不同門等の十玄緣起是れなり、蓋し、宇宙の萬象は、皆其由りて起るべき各種の原因より生ぜしものなれば、原因の同じからざると共に、千差萬別なるべきは勿論なり、然れども其千差萬別なると共に、又互に十々無盡に圓融々即して平等ならざるなし、其平等と差別は唯義門の不同にして、差別の外に平等無く、平等の外に差別なく、差別の事體、十々無盡に融即せる者、即ち平等なり、故に平等と差別とは、須臾も相離れ

ざるなり、是を以て、若し差別の一面より法界を眺むれば、法界悉く差別ならざるなく、又平等の一面を以て法界を眺むれば、法界悉く平等ならざるなし、然るに吾人は無始已來無明煩惱の爲めに覆蔽せられて、隔歴不融の堅情未だ脱却せざるが故に、唯其差別的の一面を知りて、平等の無盡融即なるを知らず、其差別的の一面を知るといふも、無盡融即の平等に離れざる差別なることを證得せざる故に、執すべからざるに妄りに執し、着すべからざるに徒らに着して、貪瞋痴慢等の種々の煩惱は内界に起伏し、身語の惡業は外界に發動して、生死苦海の沈淪止むときなし、然るに佛の大智は、差別的に能く教義理事業の一切の萬界に通達すると共に、又不平等的に能く其差別せる萬界の十々無盡に融即する真相を覺知し給へり、佛の了知し給ふ所果して如此ならば、其覺知し給ふ所を取りて、直に普賢の大機に對して宣説し給ふ所の華嚴本經豈此二門の別無くして可ならんや、即ち其十々無盡の平等法を取りて宣説し給ふ所の教法、是れ即ち別教一乘なり、又其差別の法門を取りて示し給ふ教法、即ち同教一乘なり、而して此同と別とは共に海印三昧中の所現にして、普賢大機の了知する所なるが故に、其の所謂差別的同教も、平等的無盡緣起中の差別たるに外

ならず、探玄記六五丁に、以同別無礙爲一圓教故也に云へるは是れなり。
 是に由て之を觀れば、同別二教の法門は、其根據する所華嚴經にして、之を判すること杜順其端を開き、至相之を發揮し、賢首に至りて大成せしものなり、彼の法華經及び智度論の文釋の如きは、唯此法門を顯示する資助に供したるに過ぎず。
 之を要するに、同別二教なるものは、他宗未談今家不共の教判にして、佛一代の教を華嚴一經中に攝し來りて、此經已外に餘經の存在を認めざるものなれば、絶對的教判といふべきなり。

第三章 本末二教の教判

第一節 稱法の本教

前に説く五教十宗の教判は相對門に就き、同別二教の教判は絶對門に就て立つ然るに單に其相對門のみならず、又絶對門のみならず、相對と絶對との中間に立て佛一代所説の教を二分するもの、これ本末二教の教判なり、惟ふに釋尊所説の法門無量なれども、要するに佛自所得の有りのままを説きし者と、又衆生の機根を逐て

説きし者にと過ぎず、其中佛自所得の有りのまゝを説きし者は、稱法界の法門にして、衆教の根源と爲るが故に、稱法の本教と名く、又稱性の本又衆生の機根を逐て説きし者は、本教より流出せし枝末の教なるが故に、逐機の末教と名く、此中稱法の本教は、即ち別教一乘にして、華嚴經の所説を指し、逐機の末教は、其餘の諸經の所説にして、即ち三乘小乘等の法門是れなり。

抑も稱法の本教たる華嚴一乘經は、何れの時に説かれしか、本經の初に如是我聞一時佛在摩竭提國寂滅道場始成正覺とのみありて、何れの時とも説かざるが故に、説時明かならざれども、十地經の初に

如是我聞、一時婆伽婆、成道未久第二日、

とあるが故に、今家第二七日を以て本經の説時とす、此事前に説きたるが如し、此第二七日菩提道場に於て、普賢大機の爲め、自己所證の有りのまゝを説かせられたるなり、是れ即ち根本法輪にして、餘は逐機末教なり、蓋し凡そ法を受くる者に二類あり、一に圓融無礙の普法を受くるに堪へる者と、二に普法を受くるに堪へざる者となり、其普法を受くるに堪へる者を普機と云ひ、又普法を受くるに堪へずして二乘

三乘等の差別の法門を受くるものを別機といふ、今稱法の本教はその普機に對して説き玉ふ法にして、圓融無礙即入自在の甚深の法門是れなり。

第二節 逐機の末教

此逐機の末教に二類あり、一は華嚴一乘と同じく第二七日にして、而も華嚴經の説處たる菩提道場以外に在りて説くと、二に華嚴經の説時たる第二七日已後にして、而も異處に在りて説くとなり、前を同時異處の逐機末教と云ひ、後を異時異處の逐機の末教と云ふ。

同時異處の逐機末教に就て二類あり、三乘教と小乘教となり、其三乘教の一乘教に望めて同時異處の説なるは、密迹力士經等の所説にして、又小乘教の一乘教に望めて同時異處の説なるは、彌沙塞律、普曜經等の所説是なり、又異時異處の逐機末教あることは、法華經、四分律、薩婆多論、智度論等の所説にして、即ち法華經の方便品に依るに、第三七日の後小乘三乘の法を説くと云ひ、四分律第三十一及び薩婆多論第二に依るに、第六七日の後、鹿苑に於て、四諦の法輪を轉じて、五比丘を度すと云ひ、又智度論第七に、五十七日寂として説法せず、其後鹿苑に於て初て法輪を轉ずと説く、

此等の説に依るに、三乘小乗の教華嚴一乘に望むるに、並に異處にして而も第二七日の所説に非ざるが故に、異時異處の逐機末教と名く。

此に就て逐機末教にして、異時異處の説あることは不審なけれども、三乘小乗の教、華嚴一乘と同時にして、而も異處にありと説くと云ふ同時異處の逐機の末教あること思ひがたし、何となれば、説處既に同ならば、一佛身にして同時に並説すること能ざるべければなり、之に對し、一佛身なりと雖も、佛身圓滿なるが故に、不分にして一切處に徧在すること、恰も皎々たる明月の、諸方に影を宿すか如し、而して一乗教は、之を取りて菩提樹下に在りとし、他の小乗三乗の二教は、之を觀て菩提道場以外に在りとなすは、是れ機見の不同にして、猶澄江の一明月、三舟共に之を觀るに、其南する者は、明月千里南に隨ふを見、北する者は、明月千里北に轉ずるを見、其中流に停住する者は、明月亦停住して動かざるを見ん、然れども明月三あるに非ず、唯之を見る者の同じからざるに因りて差別をなすが如し、今亦然り、圓融無礙の一佛身、普機より之を見れば、菩提道場に在りて一乗を説き給へると見、又小乗三乗の別機にありては、菩提道場以外に在りて説き給へると見るなり、故に一佛身にして異處に

ありて同時に説法し給へるとなすも、理に於て敢て妨げなしとするなり。

之を要するに、此本末二教の判は、五教十宗と同別二教の判との中間に位せる教判にして、既に華嚴經を以て本教とし、餘經を以て末教として、本末相對せば、相對門の教判と云はざるべからず、然るに其末は本に離れたる末にあらず、從本乘末の教なれば、一面には又絕對門の意味を含める教判といはざるべからず、是を以て古來此教判を對絶合論門と稱するなり。

第四編 華嚴の教理

第一章 緒言

華嚴の教理は複雑繁多なれども、其樞要を攝束すれば、四種法界を出でず、一に事法界、二に理法界、三に事理無礙法界、四に事々無礙法界なり。此中事法界とは宇宙の現象界にして、萬物は各其由りて來る原因異なるが故に、其結果として現はれ來るもの、皆悉く差別す、其差別せる宇宙の千界萬象、之を事法界といふ。又理法界とは、實體界にして、一切萬物の所依となる眞理是れなり、之を法性といひ、眞如といひ、又一如といふ、即ち萬物普遍の眞理なり、事理無礙法界とは、現象界と實體界との關係にして、其關係たるや、事は理の事、理は事の理にして、二者須臾も相離れず互に相遍相即して無礙自在なるを云ふ。又事々無礙法界とは、現象と現象の關係にして、此關係たるや、二者相即相入して、圓融無礙ならざることなし、而して此四種法界の中、主として事法界を説きたるものは、五教の中小乗教及び始教の中の相始教、又理法

界を説きたるものは、空始教及び頓教、又事理無礙法界を説きたるものは終教、事々無礙法界を説きたるものは唯圓教なり、されば華嚴獨特の教理を知らんと欲せば、事々無礙の理を究めざるべからず、今之を説き顯はす前に、先づ事理無礙の道理より説明せんとす。



第二章 事理無礙

第一節 四重の關係

前述の如く、事は現象界にして差別し、理は實體界にして平等なり、此差別せる現象界の事と、平等なる實體界の理と、如何なる關係あるかと云ふに、始教と終教已上と其所見を異にす、始教大乘に於ては、理は萬象の依止する所なれば、理と事とは須

くも離るゝことなけれども、理は凝然常住にして無差別平等なり、事は有生有滅にして自他差別す、故に理即ち事、事即ち理と云ふことを得ず、若し理即ち事々即ち理と云はば、凝然常住の無差別の體も、現象の有生有滅にして有差別なるが如く、又生滅變化する現象の事も、亦體の如く凝然常住にして無差別なりと云はざるべからず、若し然るときは、體象雜亂し、事理辨すること能はざるゆへ、事と理とは差別的なりとするなり、然るに終教已上に於ては、差別を本とする意見より見れば、一往は理は平等にして事は差別なりとすれども、而も更に進んで事理の關係を考ふれば、事は無差別の理を全して顯はれ、理は差別の事を全ふして存せるもの故事の外に理無く、理の外に事無く、事即理々即事なりと主張するなり、今此終教已上に説く事理の關係を詳説せんに、凡そ四重の關係あり、一に相遍的關係、二に相成的關係、三に相害的關係、四に相即的關係なり。

第一、相遍的關係とは、宇宙の實體たる眞理は、一切の諸現象の事に普遍して、諸現象一として實體の普及にあらざるることなし、之を譬ふるに、恰も海水の波浪の全體に周遍して到らざるなきが如し、譬に實體の理が、諸現象の事に普遍するのみならず、

ず、差別的現象の事も、亦各實體に周遍して到らざるとなき恰も、波浪は小起動に過ぎざるが如きも、其起動が海水の全體に影響するが如し。

第二、相成的關係とは、譬に實體の理が現象の事に普遍し、現象の事が實體の理に普遍するのみならず、理には本來萬象の事を現すべき徳を具ふるに由り、一切萬象を現する事を得、若し實體たる理にして存する事なければ、現象のみ獨り存する事得べからず、之を譬ふるに、恰も水に依らざる浪の存せざるが如し、既に現象は實體に由りて現はれたる者なれば、本來恒存せざる如く、假有の者といはざるべからず、既に如く假有の者なれば、此と同時に實體の存在を豫想せざるべからず、譬は波は水の表現せしもの故、波と云はゞ、直に其體水なりと推知すべきが如し、されば事と理とは、理によりて事を成し、事に依りて理を成するが故に、之を相成的關係と名く。

第三、相害的關係とは、既に現象の事は實體の理の表顯せしものなれば、如く假有にして、本來恒存にあらず、故に之を攝して實體の理に歸し、萬有唯一の理體なりと云ふと共に、又萬象は各實體の理の全部を取りて其象を現せしものなれば、實體は全く現象中に歸して、現象以外に別存せざるが故に、萬有唯現象の事なりと云ふこ

とを得べし、之を譬ふるに、波は水の動搖せし相なれば、水に離れて波なきを以て、千濤萬波、唯是れ水といふと共に、又水の全體を取りて波となりしものなれば、波の外に水なきを以て、波以外に波の水を認めざるが如し。

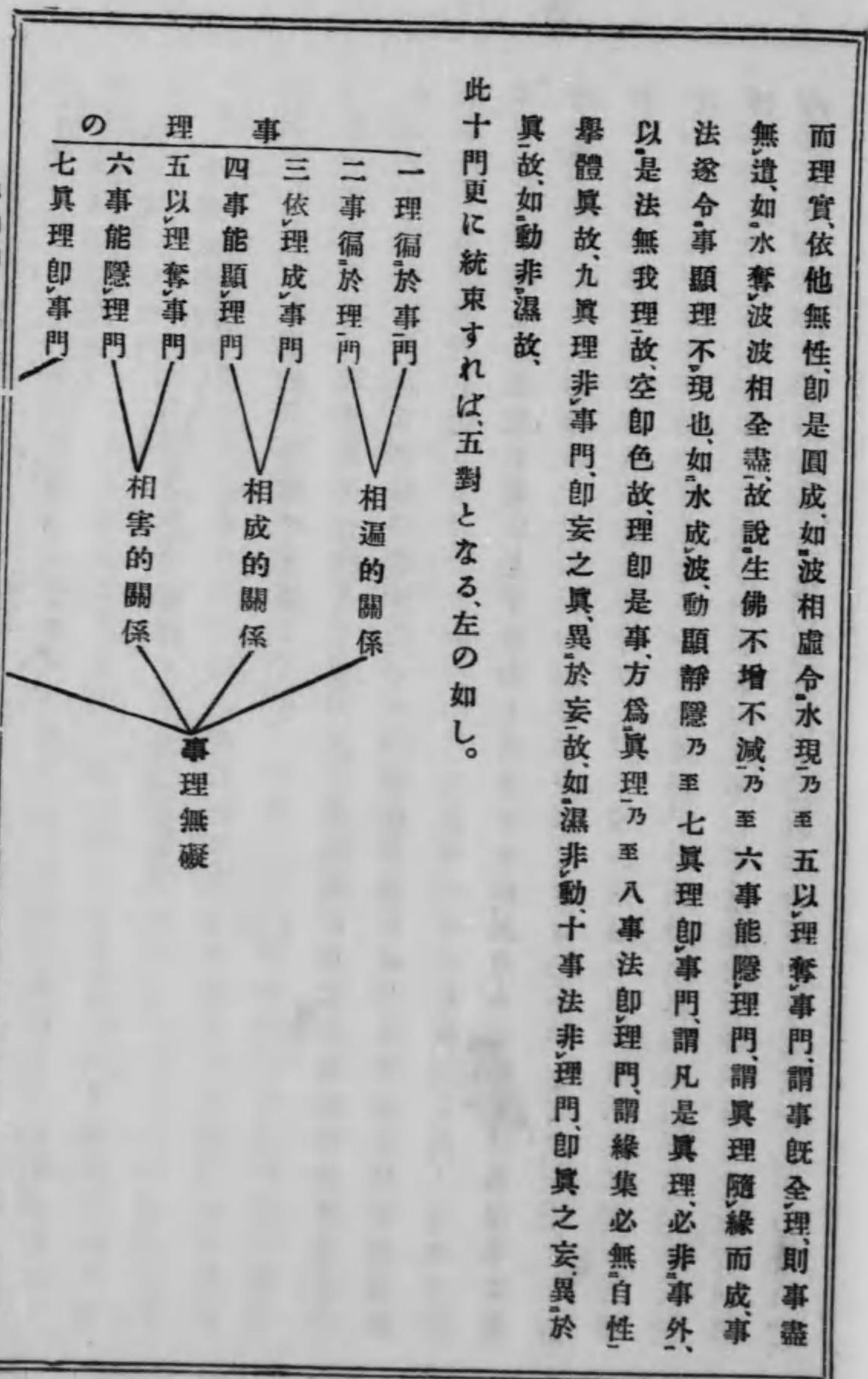
第四、相即的關係とは、既に事理互に相依り相映奪して、未だ曾て相遍せざることを無きが故に、理を以て事に望むるに、無差別の理體即ち有差別の事と云ふことを得べく、又事を以て理に望むるに、有差別の事即ち無差別の理といふことを得べし、是れ恰も水の表現せしもの即ち波なれば、水を離れて波なきを以て、水即波といひ、又水にあらざる波無きが故に、波即ち水と云ふべきが如し。

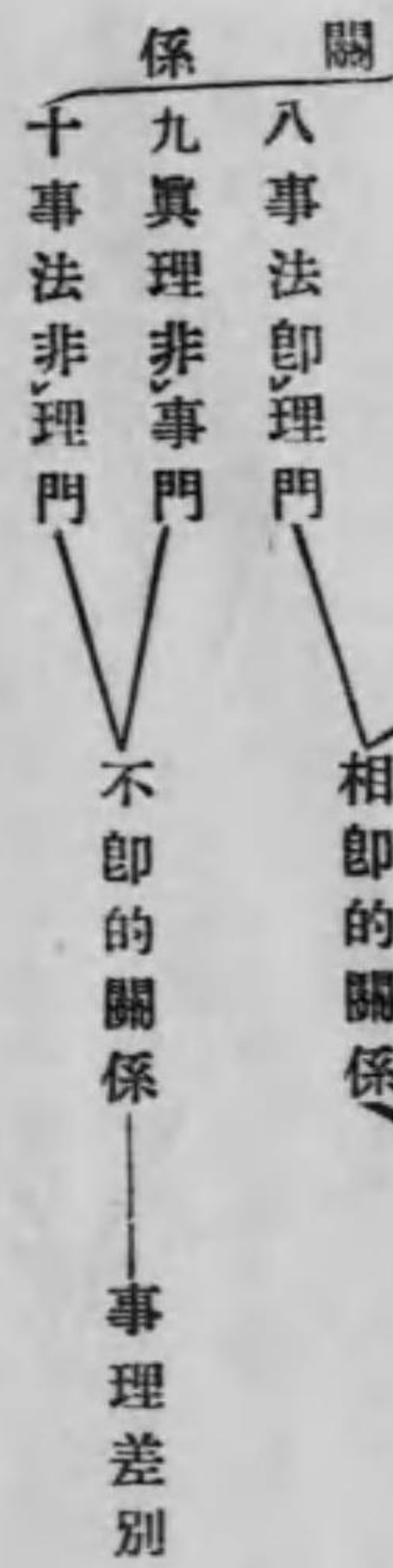
斯の如く理と事とは密接の關係を有す、是を以て華嚴玄談六丁に、事理の關係を示すに、十門を立て、其中前の八門を以て事理無礙を顯はし、後の二門を以て事理の差別的なることを示す、其文左の如し。

一、理遍於事門、謂分限之理、全遍有分限事中故、一一緣塵理皆圓足、二、事遍於理門、謂有分之事、全同無分之理故、一小塵遍法界、由此二義互該徹故、皆同一性乃至三、依理成事門、謂事無別體、要因理成、如攪水成波、乃至四、事能顯理門、謂由事攪理成、故事虛

而理實、依他無性、即是圓成、如波相虛令水現、乃至五、以理奪事門、謂事既全理、則事盡無遺、如水奪波波相全盡、故說生佛不增不減、乃至六、事能隱理門、謂真理隨緣而成、事法遂令事顯理不現也、如水成波、動顯靜隱、乃至七、真理即事門、謂凡是真理、必非事外、以是法無我理、故空即色故、理即是事、方為真理、乃至八、事法即理門、謂緣集必無自性、舉體真故、九、真理非事門、即妄之真、異於妄故、如濕非動、十、事法非理門、即真之妄、異於真故、如動非濕故、

此十門更に統束すれば、五對となる、左の如し。





第二節 三種の異説

此の如く事理の關係甚だ密接なり、是を以て、諸經論に之れが關係を説くこと少からず、一に現象を以て實體に隨ひ、以て事理無礙を説く者、二に實體を以て現象に隨ひ、以て事理無礙を説く者、三に二者何れにも偏せず、平等に無礙を説く者、此中第一の意は、夫れ現象は之を大にしては物心兩界と分れ、之を小にしては物界中に色聲香味觸等と分れ、心界中には心王心所等と分れて、各自性を守りて亂れずして存す、而して此等の物心兩界の諸法は、皆各其然るべき各種の原因に依りて起りし者なれば、原因の同じからざると共に千差萬別せり、これ現象界の本領なり、然るに實體は現象の差別的なるにも係らず、平等一味にして、無差別なるべきは、是亦實體界の本領なり、然れども、其所謂現象の差別は、實體の平等を攪りて成せしものなれば、

實體の平等に離れたる差別にあらず、又其無差別は現象の依止する實體の平等なる故、現象の差別に離れたる無差別にあらず、故に若し其の現象を攝して實體に隨へば、現象の差別は實體の無差別に歸して、現象界の事物、一として實體以外に別存すべき道理なし、是を以て、差別の現象即ち無差別の實體にして、天地萬物唯一理體といふことを得べし、譬は瓦器は其形狀千態萬種なれども、其體一として泥土ならざるなきが如し、諸經論に萬法即真如といふは、即ち此現象を攝して實體の理に歸し、以て事理の無礙を顯すなり。

又第二の意は、現象を攝して實體に隨へ、萬法即真如と云は、此と同時に又實體を現象に隨へ、理即ち事なりと云ふ事を得べし、何故なれば、體と象とは法相差別門に依れば、且くは體は平等にして象は差別と分つも、其平等の體は差別の象を離れて存するに非ず、差別せる現象の當體即ち無差別平等の理體なれば、象の外に體の存すべき道理なし、故に體を攝して象に従へば、無差別の體即ち差別の事象にして、事理無礙なりと云はざるべからず、譬は波に離れざる水は、波の外に存せざるが故、水を波に攝して水即波と云ふべきが如し、諸經論に真如即萬法といふは、此所説に

屬するなり。

又第三の意は、唯第一の如く、現象を攝して實體に隨へて萬法即真如といひ、又第二の如く、實體を現象に隨へて真如即萬法と云ふのみならず、直に體と象とを鎔融して、體即象々即體と二者平等に其不異を顯はすものは是れなり、換言せば、體と象とは、體のみ獨り存すること無く、象亦獨り在らざるがゆへに、體と象とを相對して、均等に、其不二平等を説く者を云ふ、真如即萬法萬法即真如と説く是れなり。

第三章 三性六義

第一節 相宗の三性

既に事理の關係を説く、更に三性との關係を辯明せざるべからず、抑も三性とは依他起性、圓成實性、遍計所執性なり、凡そ物あれば必ず實體あり現象あり、依他起性は、他の因縁に依りて起き來りたる物心の諸現象にして、圓成實性は、其依他の諸現象の實體たる真如なり、而して遍計所執性は、恰も着色の眼鏡を掛けて物を見るが如く、依他の諸現象及び圓成實の實體に對して、實の如く了せざる妄情分別の境な

り、此三性に對し性相二宗其趣を異にす。

先づ相宗に於ては、三性を解するに、護法、安慧、難陀の三論師の異説あり、今且らく護法の説に依れば、三性の中遍計所執性とは、凡そ妄情所現の境にして、之を解するに、能遍計所遍計、遍計所執の三重に分つ、其所謂能遍計とは、其體を論ずれば、八識の中第六第七の二識にして、此中第六識は、一切諸法に向て、實我なり實法なりと周遍計度し、第七識は、第八識の非我非法なるに向て、實我實法と計度するが故に、其第六第七の能迷の執心を能遍計と名く、若し安慧に依れば、唯六七識のみならず、有漏の諸八識に通じて、皆能遍計とす、中に於て、第六識は、分別俱生の我法の二執を起し、第七識は、俱生の我執を起し、眼等の前五識及び第八識は、俱生の法執を起すとす、又所遍計とは、其能迷の執心たる六七二識の爲めに、周遍計度せらるゝ、非我非法の因縁和合して生じたる色心の諸法なり、真如は、能遍計の心の爲に、遍計せらるゝ、事あれども、其計度せらるゝ、真如は、自己の心内に現せし識變の無爲なるが故に、直に能遍計の心の爲に、所遍計の境となる事なし、故に間接に約して、真如を所遍計の境と謂ふことあれども、其實を尅すれば、所遍計は、唯依他の色心の諸法なりとす、又遍計所

執とは、前の能遍計の迷心をもて、所遍計の依他の色心の諸法を周遍計度する時、其能迷の執心の前に現はるる相にして、之を當情現の相といふ、此當情現の相は、自體あること無く、體性都無の法なり、然れば遍計所執は實に其物有るにあらず、唯妄情分別を以て是れ有りとするれども、理を以て之を究むるときは、其體有ることなし、故に之を情有理無の法と名く、次に依他起性とは、他の因縁和合によりて生じ來る如幻假有の法なり、即ち色法は因縁増上の二縁に依りて生じ、心法は四縁に依りて生ず、此因縁に依りて生じ來る諸法は、既に他の因縁和合して生じ來るもの故、凡夫の妄執するが如き固定實有に非ざるなり、次に圓成實性とは、具に圓滿成就眞實と稱して、即ち眞如なり、此眞如は廣大無限にして一切處に遍滿し、三世常住にして、轉變すること無く、而も一切諸法の眞實の體性なるが故に、圓成實と名く、此遍依圓の三性の中、遍計は空にして、依圓二性は有なり、此依圓二性の中、依他は生滅變化する有爲法なれども、圓成實は生滅變化することなき無爲法なりとす、故に眞如を以て即ち依他なりと云ふこと能はざると共に、依他を以て即ち圓成實眞如なりといふこと能はざるものとす、これ相宗に於ける三性の大要なり。

第二節 性宗の三性

次に性宗に於ては、三性の中、遍計所執とは、即ち能迷の迷心にして、相宗の如く、能遍計所遍計、遍計所執の三重に分たされども、且らく相宗の解釋に准じて、之を分別すれば、能遍計は、相宗の如く、唯六七二識のみならず、廣く有漏の諸八識に通じて、皆能遍計の體とす、其故は楞伽經に、有漏の諸八識は是れ虛妄分別なりと云ひ、又起信論に、根本無明、眞如本覺の理に迷ふて、龜細の心を生じ、其龜細の心、我法二執を起すと説くが故なり、又所遍計とは、相宗の如く、唯依他の色心のみならず、眞如も亦所遍計なりとす、其故は、終教已上には、能遍計の中の根本無明、眞如本覺の理に體達せずして、迷動すと説くが故に、眞如は無明に對して、所遍計なりと云はざるべからざればなり、又遍計所執とは、遍計は前の根本無明等の能遍計の心なり、所執は前の所遍計の境にして、則ち心境並び取て其名となせども、其意は所計の境に於て、虛妄に構畫分別して、我法と執する、能迷の執心に名くるなり、相宗にては、唯能迷の執心の前に現せる、當情現の相を取れども、性宗は然らず、遍計所執に二重を開き、能迷の執心之を有體の遍計所執とし、當情現の相之を無體の遍計所執とす、是れ何故なれば、根

本無明忽然として現起し、真如の理に迷ふて三細を生じ、三細より智相相續相執取相、計名字相等漸次生じて來りて、種々に遍計す、此能遍計の心有なるに似たれども、究竟して其體を論ずれば、虛妄にして無體即空なるが故に、遍計所執と名く、然るに其執心の前に現ずる當情現の相は、能迷の執心に離れて別に有るにあらず、故に能迷の執心に屬して、亦遍計所執と名くるなり、若し斯の如く遍計所執は即ち能迷の執心なりとせば、能遍計と遍計所執と差別なきに非ずや、といふに、曰く、相宗に於ては、能遍計と遍計所執と差別をなせども、性宗に於ては、能遍計即ち遍計所執にして差別を立てず、前に能遍計、所遍計、遍計所執と分つが如きは、唯且らく相宗に准じて之を云ふのみ、此に就き遍計所執性とは即ち能迷の執心ならば、依他起性と差別なきに非ずや如何といふに、依他起性に就て染分と淨分とあり、其染分の依他は虛妄なるが故に、其虛妄の義邊を取りて遍計所執性とし、又淨分の依他は勿論、染分の依他は虛妄なれども、因縁和合して生ずるが故に、其因縁和合して生ずる義邊を取りて、依他起性とす、故に二者差別無きに似たれども、全く差別無きに非るなり、次に依他起性とは、色心の諸法なり、此色心の諸法、分別の他に依りて生ずると、四縁の他

に依りて生ずるとの二釋あり、無明真に迷ふに依りて生ずといふに據れど、是れ分別の他に依りて生ずる義にして、又熏習の因縁に依りて生ずるといふに據れば、是れ四縁所生を依他起性と名くるなり、蓋し依他起性に、染分の依他と淨分の依他とあり、染分の依他は一切有漏の色心の諸法をいひ、淨分の依他は一切無漏清淨の諸法をいふ、此中染分の依他は、分別の他に依りて生じ、又淨分の依他は四縁の他に依りて生ずるなり、(染分の依他亦四縁に依りて生ずれども、今は且らく大判門に依る)次に圓成實性とは即ち真如なり、此真如に不變隨縁の二義あり、其體常住にして生滅に涉らざる之を不變と云ひ、不變なりと雖も、而も隨縁して、物心の萬境となる、之を隨縁といふ、相宗は唯不變の一義ありとして、隨縁の義は立てざるなり。

之を要するに、三性に就て性相二宗對望するに、遍計所執に就ては、能遍計に於て、相宗は六七二識に限れども、性宗は有漏の諸八識に通じて皆能遍計なりとし、又所遍計に於ては、相宗は其實を尅すれば唯色心の依他法なりとすれども、性宗は真如及び依他の二性を所遍計とし、又遍計所執に就ては、相宗は唯妄情の前に浮ぶ當情現の相とすれども、性宗は二重を立て、能遍計の安心之を有體の遍計所執とし、當

情現の相之を無體の遍計所執性とす、又他依起性に就ては、相宗は唯事法上に因縁を立つれども、性宗は眞如亦隨縁して諸法と成ると説くが故に、依他の諸法眞如の他に依りて起ると説く、又圓成實性に就ては、相宗は唯不變の一義のみありて、隨縁することを許さず、然るに性宗は、不變の義に違せずして、而も隨縁の義ありと説く、是れ三性に對する性相二宗の差別なりとす。

第三節 六義の説明

前述の依圓遍の三性に對して、性宗に於ては各二義ありとす、即ち圓成實眞如に不變隨縁の二義あり、依他起性に似有無性の二義あり、遍計所執性に情有理無の二義あり、此中先づ圓成實性の不變隨縁とは、眞如は一切萬法の實體にして、横に十方堅に三世に涉りて、生滅變化すること無きが故に不變と云ふ、又眞如は自性不變なりと雖も、而も染淨の縁に隨て、舉體運動して、染淨の諸法となるが故に、隨縁の義あり、例へば海水の風縁に遇ふて、波浪を起すが如く、眞如の舉體動搖して、物心の萬境と顯はるゝもの之を隨縁眞如と云ひ、又風縁に依りて起れる波浪の當體即ち水なるが如く、隨縁して顯はれたる物心萬境の當體、湛然として不生不滅なりといふも

の之を不變眞如と名く、此の如く眞如に不變隨縁の二義を具するが故に、不變に違せずして、而も隨縁して萬境となり、隨縁して萬境と成りつゝ、而も其體恒常にして不變なりとす、是れ相宗の眞如に唯不變の一義のみを立つると同じからざるなり。

次に依他起性の似有無性の二義とは、依他の色心等の諸法、種々の因縁によりて、暫く假りに現起するが故に、似有なり、此因縁によりて假りに現起せし色心の諸法は、既に衆縁和合して生ぜしもの故、其自體を求むるに、本來有ること無し、故に亦無性の義あり、然れば此依他なる者は、一面に衆縁和合して生ずるが故に、有の義あると共に、亦彼れ本來自體無きが故に、無の義あるなり、之を依他の似有無性の二義とす、尤も此似有といふに就て、當體似有と能似所似の似有との二義あり、當體似有の義に依れば、依他の當體假有なる故に、似有といふ、此時は似は假の義なり、又能似所似の似有の義に依れば、依他の假有圓成實の實有に似、又依他の假有、遍計所執の情有に似るが故に、似有といふ、無性といふにも、亦事の無性と理の無性との二義あり、因縁和合して生じたる色心の諸法は、假有なるが故に無なりといふは、事の無性なり、又依他の實體即ち眞如にして、此眞如本來不生なりと談ずるは、理の無性なり、相

宗は唯だ事の無性を説くも、理の無性を説かず、然るに性宗は事の無性のみならず、理の無性も談ずるが故に、依他即ち真如なりと云ふことを得るなり。

次に遍計所執性の情有理無とは、情有は、諸法は實我實法に非ざるに、凡夫妄情を以て之に對向するとき、心外に實に我法ありと謂ふて、自己の妄情に我法の相を浮ぶるが故に情有といふ、無明真如に迷ふて三細を成す、これ細の法執なり、智相と相續相とは、龜の法執を起し、執取と計名字とは總じて我法を起す、此等は並に情有の相なり、此中根本無明に約すれば、情有とは情即ち有なり、枝末無明に約すれば、情所現を有といふ、又理無とは情有既に是れ横計の所現なるが故に、理として其體有ること無く、體性都無なるが故に、理無といふ、此理無に事理の二種あり、遍計所執の法は、妄情の上に於てこれ有なれども、道理を以て推究するに、彼れ有に非ざるが故に、是れ無なりとするは事の理無なり、又真如の中に、妄染なきが故に、理無といふは、これ理の理無なり、相宗は事の理無を談ずれども、理の理無を説かず、然るに性宗は事の理無と共に亦理の理無を説く。

此の如く三性に各二義あり、合して六義となる、此六義の中圓成實の不變と、依他

の無性と、遍計所執の理無とは、本の三性と名け、又圓成實の隨縁と、依他の似有と、遍計所執の情有とは、末の三性と名く、此中本の三性互に相望するに、依他の無性と遍計所執の理無とは共に真如にして、圓成實の不變と異なること無きが故に三性同一にして無差別なりといふことを得、これ依他遍計の二性を圓成實に歸し、其圓成實に就て不異を談ずるものなり、又末の三性互に相望するに、真如隨縁して色心等の萬差の諸法と成るが故に、圓成實の隨縁と依他起の似有と遍計所執の情有とは無差別にして、三性同一なりといふことを得、是れ真如の本を依他遍計の末に隨へ、其末に就て不異を談ずる者なり、又更に其本の三性と末の三性とを相望するに、本の三性は一切の諸法即ち真如なることを表し、末の三性は真如即ち一切の諸法なることを顯すが故に、本の三性と末の三性と同一なりと云ふことを得ず、既に真如即ち一切法なるが故に、真妄末を該ね、又一切法即真如なるが故に、妄真源に徹して、真如の性と依遍の相と融通して、無礙ならざることなし、之を表すること左の如し。



第四節 眞如の二義

圓成實眞如に不變隨縁の二義ある中、不變は其體常住なることを示し、隨縁は縁に隨て色心等の萬境と成ることを顯す、然れば不變と隨縁とは其義大に相違せり、此相違の二義如何ぞ眞如一體中に有りて相違せざるや、忽ち之を觀れば、不變と隨縁とは、恰も水火相容れざるが如く、相反の二用に似たれども、靜かに之を考れば、相成の兩義にして相反の義にあらず、何となれば、眞如隨縁して物心の萬境と成ると雖も、而も自性不動にして變ぜざるが故に、物心の萬境は依りて以て立することを得、若し眞如に唯不變の一義のみありて隨縁の義無ければ、物心の萬境は現起する

ことを得ず、之を譬ふるに、恰も明鏡の相像を現するが如し、鏡體明淨なるが故に、能く萬像を現す、萬像を現すと雖も、鏡體爲めに明を失すること無く、却て像を現するに依りて、自體の清淨なることを顯す、鏡體若し像を現すること能はざらんか、鏡明淨なりと云ふを得ず、鏡體若し明淨ならざらんか、像を現すること亦能はざるなり、然れば像を現するに由りて、其明淨なることを顯し、明淨なるに由りて、能く像を現するなり、今亦然り、眞如の自體清淨にして不動なるが故に、能く縁に隨て萬境を現す、萬境を現すと雖も、自性爲めに變ずること無く、却て萬境を現するに由りて、自性不動にして清淨なることを顯す、若し眞如にして自性不動の一義のみありて隨縁の義無からんか、如何ぞ萬境を現起することを得ん、然らば、不變隨縁の二義なるものは、不變の理に依るが故に、隨縁の義を顯し、隨縁の義に依るが故に、不變の理を顯はし、二者須臾も離れざるなり、若し不變の一義のみありて、隨縁の義無からんか、不變も不變たるの義顯はれ難く、又隨縁の一義のみありて、不變の義無からんか、隨縁も隨縁たるの義顯はれ難し、故に此兩義は眞如一體中の義別にして、相依り相待て、始て眞如の眞如たる所以を顯す、是れ相成の兩義にして、相反の義に非ずと云ふ所

以なり、五教章中左に曰く、

且如圓成、雖復隨緣成染淨、而恒不失自性清淨、只由不失自性清淨、故能隨緣成染淨也、猶如明鏡現於染淨、雖現染淨、而恒不失鏡之明淨、只由不失鏡明淨、故方能現於染淨之相、以現染淨、知鏡明淨、以鏡明淨、知現染淨、是故二義、唯是一性、雖現淨法、不增鏡明、雖現染淨、不污鏡淨、非直不污、亦乃由此、反題鏡之明淨、當知、真如道理亦爾、非直不動、性淨、成於染淨、亦乃由成染淨、方顯性淨、非直不壞、染淨明於性淨、亦乃由成染淨、故方成染淨、是故二義、全體相收、一性無二、豈相違也。

此に對し、果して真如に二義あらば、何故ぞ佛地等の經、唯識等の論に、真如凝然と説くや、真如凝然ならば、隨緣の義ありといふべからず、如何といふに、これ相宗に於て、真如に不變の一義のみありて、隨緣の義なしと主張する要點なれども、性宗に於ては、其所謂真如凝然といふは、唯不變の一義のみありて、隨緣せずと云ふ意にあらざ、真如隨緣して萬差の諸法と成りつつ、而も恒に自性を失はざるを云ふにありて、敢て凡夫の妄情を以て、想定するが如き、諸法とならざる凝然常住なりと云ふ意に非ざるなり、故に勝鬘經に、不染而染、染而不染取意此文と云ふ、此不染而染とは、常にして

無常なることを示し、染而不染とは、無常と作る時常を失せざることを明す、凡そ眞の常住なる者は、常と無常と水火の如く劃然として差別すべきにあらざ、常の所に無常の義を存し、無常の所に亦常の義を含むものなり、故に眞如を常住といふも、其常住の所には無常の義を存して、即ち無常に異ならざる常住を眞の常住とす、之を不思議常と名く、若し眞如をして、諸法とならざる凝然常なりとせば、是れ凡夫妄情を以て認識せる有所得の常にして、眞の不思議常にはあらざるなり。

斯く眞如は無常に異ならざる常住なるが故に、其義に就て眞如を説て凝然常とせば、亦眞如は不變に異ならざる隨緣なるが故に、其隨緣の義に就て、眞如を説て無常と云ふべきか、曰く、七卷楞伽第五梨耶品に、

如來藏受苦樂、與因俱有生滅、

と云ひ、起信論に

自性清淨心、因無明風動成染心等、

と云ふに依れば、眞如は不變にして、而も隨緣するが故に、亦常に異ならざる無常なりといふことを得、之を要するに、眞如の不變隨緣の二義は、一體中の義別にして、一

面に之を常住なりと云ふと共に、又他の一面には、隨緣するが故に無常なりといふことを得、而して其常といひ無常といふは、凡夫の妄情を以て想定するが如きにあらず、情外に超出せる常無常なるが故に其常は無常に異ならざる常なり、無常は常に異ならざる無常なり、之を不思議常といひ、又不思議無常といふ、彼の相宗に於て、眞如凝然の一邊をとりて、唯常住なりと執すると同日の所論に非らざるなり、蓋し是の如く性相二宗に於て、其所說大に同じからざるは、一は事理の差別を主とし、一は事理無礙を宗とするが故なり。

第五節 依他の二義

又依他起性は衆緣所成の法なる故、唯似有の一義のみありて可なるべし、然るに更に無性の義有りとするは如何といふに、前に述ぶるが如く、依他起性は衆緣によりて生じたる法なるゆへ、暫く有に似て現すと雖も、而も似有なるが故に、彼れ本來自體ありといふべがらず、本來自體無きが故に、似有と云ふと同時に、亦無性と云はざるべからず、若し夫れ依他起性なる者は、唯有の一面のみありて無の一面無ければ、彼は本來有體なるべし、本來有體ならば、何ぞ衆緣を藉るを要せん、然るに既に衆

緣をりて現起す、是れ即其無體なることを示すものに非ずや、之に依て智度論八十一卷に曰く、

觀一切法、從因緣生、從因緣生、即無自性、無自性故、則畢竟空、畢竟空者、是名般若波羅密。

是れ依他の因緣所生の似有即無性なることを示したる文なり、又中論第四卷觀四諦品に、

以有空義故、一切法得成、若無空義、一切則不成、

是れ無性の空に由るが故に、依他の似有なることを示したる文なり、然れば、似有無性の二義は、唯相違せざるのみならず、全體相收して畢竟無二なりと云はざるべからず。

前述の如く、果して依他起性に二義ありて相違せずんば、何が故ぞ古代の無着世親等の論師は、攝大乘論等に於て、依他を説て唯有とし、又龍樹提婆等の論師は、中論等に於て、依他を説て唯空とするや、此點に關し、華嚴家に於ては、其所謂依他を説て有となすは、是れ空に異ならざる有なり、又依他を説て空とするは、是れ有に異なら

さるの空なり、何となれば、依他は衆縁に依りて是れ有なり、衆縁に由りて是れ有なるが故に、是れ本有にあらず、本有にあらずるが故に無性なり、無性なるが故に衆縁和合して有を成す、然らば有と云ひ無といふも、共に偏有偏空に非ずして、有は空の有なり、空は有の空なり、故に龍樹無着等の論師、各一方に就て、或は有と説き或は空と説きたるものにて、敢て偏有を執して、有に異ならざる有之空を破し、又偏空を執して、空に異ならざる空之有を破するにあらずとす。

之に對し、龍樹無着等の論師、各一義を述べて相違せずとせば、何が故ぞ後代の護法戒賢等の論師、唯有の義を主張して空の義を破し、又清辨智光等の論師、唯空の義を主張して有の義を破するや、此點に就き、又華嚴家に於ては、是れ亦相成の兩説にして相破にあらずとするなり、其故は、後代の有情根機漸く下劣にして、依他は是れ有なりと説くを聞き、彼は是れ空に異ならざる有なりと達せざるが故に、即ち執して妄情所得の偏有とす、是を以て清辨智光等の論師は、其妄執する偏有を破せんが爲めに、有に異ならざる空に就て、畢竟空と説く、既に有に異ならざる空に就て畢竟空と説くが故に、空と云ふも、空に異ならざる有を破するにあらず、却て空に異なら

ざる有を成せんが爲に、畢竟空と説きて、偏有を破するなり、又後代の有情根機漸く下劣にして、依他は畢竟空なりと説くを聞て、彼は是れ有に異ならざる空なりと達せざるが故に、即ち執して偏空とす、是を以て護法戒賢等の論師は、其妄執する偏空を破せんが爲めに、依他の似有に就て有と説く、既に似有に就て有と説くが故に、其有は空に異ならざる有なり、空に異ならざる有なるが故に、有といふも有に異ならざる空を破するにあらず、却て有に異ならざる真空を成せんが爲に、有と説て以て偏空を破するなり、然れば護法清辨等の、或は有と説き或は空と説くは、二者相依り相資けて、甚深縁起の依他性を顯さんが爲めなり、これ相成の兩義にして相破にあらずと云ふ所以なり。

斯く依圓遍の三性に各二義を立て、其圓成實性の不變と依他起性の無性と遍計所執性の理無と相望すれば、三性無差別なることを得、又圓成實の隨縁と依他の似有と遍計所執の情有と相對すれば、又三性同一なりと云ふことを得、而して圓成實は、事理を以て分くれれば理にして、依他と遍計とは事なり、其圓成實の理に二義を具へ、依他遍計の事に又各二義を具ふるが故に、事理融通して無礙ならざることなし

とするなり。

第四章 事々無礙

第一節 無礙の理由

夫れ天地の萬象は、各自個本來の面目を現はして亂るゝことなく、秩然として各其自性を守れり、故に日月を以て即ち星辰なり、星辰を以て即ち日月なりと爲すこと能はざると共に、地上に羅列せる山川草木禽獸蟲魚等も、亦山川をもて直に草木なり、草木を以て直に山川なりとし、又禽獸を以て蟲魚なり、蟲魚を以て禽獸なりと爲すこと能はざるは、萬目の齊しく視る所にして、敢て辯説するを俟たず、然るに華嚴一乘に於ては、其自他互に差別し、彼此大に異なる宇宙の萬象を以て、相即相入無礙自在なりとして、彼の日月星辰は即ち山川草木なり、山川草木は即ち禽獸蟲魚等なりとなすは、是れ抑も何等の道理に依るか、これ人の最も多く疑を懐く所に於て、此疑を懐くところ、方に一乘無盡の教旨の存する所にして、所謂華嚴一家に於て事々無礙と稱する者は是れなり、探玄記一五丁に、十種の道理を擧て其所以を示す、一

に縁起相由故、二に法性融通故、三に唯心各現故、四に如幻不實故、五に大小無定故、六に無限因生故、七に果徳圓極故、八に勝通自在故、九に三昧大用故、十に難思解脫故、是なり、此中第一の縁起相由に就て、更に十義を立て、一切諸法の無盡に鎔融する旨を説く、其所謂十義とは、一に諸縁各異義、二に互遍相資義、三に俱存無礙義、四に異體相入義、五に異體相即義、六に體用相融義、七に同體相入義、八に同體相即義、九に俱融無礙義、十に同異圓滿義是なり、されば今事々無礙の道理を明にする爲め、此十義を説明せん。

第一、諸縁各異義とは、凡そ天地の間に存在せる千界萬象は各其由りて來る原因あり、而して其原因同じからざるが故に、其結果として顯はれ來りし萬物、體用共に差別して、彼此同一なりと云ふを得ず、即ち色法は其體有形にして、障礙の作用を有し、心法は其體無形にして、慮知の作用を有し、自他互に差別す、是れ宇宙現象界の真相なりとす。

第二、互遍相資義、然るに其差別せる一切諸法は、皆互に密接的關係ありて、須臾も孤立獨存すること無く、此一物は、他の一切萬物に望めて縁と爲り、他の一切萬物は、

此一物に望めて亦悉く縁と爲り、自他互に相資け相待ちて、圓融無礙ならざることなし、例へば網の目は一見關係する所無きが如きも、其實綱目全體に普及して互に交錯しつゝあるが如し、故に自は能く他の一切萬物に普遍して、而も自中に一切を具足し、又他の一切萬法は、自に歸入して、而も他の中に自を各攝して、鎔融無礙ならざることなし。

第三、俱存無礙義、然らば一切諸法は、唯諸縁各異なるが故に、自他互に差別するのみならず、又各先天本具の自性として、無量の徳を具足し、互遍相資するが故に、自他互に鎔融して、差別即ち無差別、無差別即ち差別にして、以上の兩義俱存無礙なりとす。

第四、異體相入義、今姑く甲乙兩個の物をもて、其作用の點に就て考ふるに、自他互に有力無力の二邊ありて、自己有力なる時は他は無力、他有力なる時は自己は無力となるが故に、他は自に歸し、自は他に歸して、相入無礙ならざることなし、例へば茲に三個の竹杖あり、其上部を結束して地上に立つるとせよ、互に相依り相資けて倒るゝことなけれども、若し其中の一個を除き去らば、餘の二個の竹杖在りとも、倒れ

ざるを得ず、又此三個の竹杖に於て、更に他の一個を除き去るとせんか、餘の二個の竹杖ありとも、亦倒れざるを得ず、然れば三個の竹杖鼎立して倒れざるは、これ實に一個の竹杖の有無に依るが故に、一個の竹杖に全力有りといはざる可からず、既に一個の竹杖に全力ありとせば、餘の二個の竹杖は無力となりて、其鼎立的勢力は、全く一個の竹杖中に歸入すべく、又他の一個の竹杖を主とすれば、其一個に全力あるが故に、他の二個の竹杖は無力となりて、一個の竹杖中に歸入すべきが如し、之を家屋に見るも亦然り、家屋は梁柱瓦石等によりて、構成せられしものなれば、若し其中の一にして缺くあらんか、家屋は完全なること能はず、既に家屋は、梁柱瓦石にして其一を缺かば、完全なる家と稱し難きが故に、完全なる家と稱するには、一個の梁柱瓦石等に於て、全力ありと謂はざる可からず、既に一個の物に全力ありとせば、梁柱瓦石等互に相望するも、自他の力用互に主となり伴となりて、彼れは此に入り、此は彼に入るといふべし、唯家屋に於て然るのみならず、之を塵沙瓦礫の小に見、之を天下國家の大に見るも、皆然らざるなし、所謂自有力なれば他は無力、他有力なれば自無力なればなり、換言すれば自他互に有力無力の二邊ありて、自己の無力と他の有

力と相望むれば、自は他に入り、他の無力と自の有力と相對すれば、他は自に歸して、相入無礙ならざるなきなり、彼の一塵の土中に須彌を攝し、一滴の水の中に大海を攝すといふが如きは、畢竟此理を示すに外ならざるなり。

第五、異體相即義、萬物は唯作用に於て互に相入するのみならず、其作用の依りて起る體に就て考ふれば、體には萬物各空有の二義を具するが故、其或一物の有の點と他物の空の點と相望し、又或一物の空の點と他物の有の點とを相對して、兩者の相即無礙を論ずることを得、元來宇宙の現象界は、因縁に依りて生じ來りたるもの故、是れ有なりと云ふ可し、有なりと雖も、其有や本來恒有にあらず、因縁散ずれば忽ち滅すべきものにして、本來自體無きが故に、空なりと云はざるべからず、既に萬象各空有の二義を具ふ故に、或る一物の有の點と他物の空の點と相望し、又或る一物の空の點と他物の有の點と相望して、兩者の相即無礙を論ずるなり、即ち甲の空の點と乙の有の點と相望すれば、甲即ち乙と爲り、乙の空の點と甲の有の點と相望すれば、乙即ち甲と云ふことを得、彼の衆生即佛、佛即衆生と云ふが如き皆此理に基くべし。

第六、體用双融義、前述の如く、宇宙無限の萬象は、其作用の邊より見れば、自他互に有力無力と爲りて相入し、又體の上より見れば、各空有の二義ありて、相即無礙なり、故に一切萬物若し用を以て體を收むれば、用の外に更に別體無きが故に、互に、相入し、又體を以て用を收むれば、體の外に更に別用無きが故に、唯相即す、此故に體を全ふずるの用々を全ふするの體、自在無礙にして、圓融なりと云ふことを得。

第七、同體相入義、唯甲乙兩個の事物、彼此相望して、互に相即相入するのみならず、更に之を唯一個の事物に見るも、凡そ一切の諸法は、皆各先天の自性として、一法中に餘の一切萬法を具足すること、恰も玻璃瓶中に無數の芥子を盛りたるが如し、天台には之を十界互具と云ひ、三千實相といふ、之に依て宇宙の萬象中、或一物の現起し來る時には、餘の一切萬法は、此一物中に攝在して、一法中の所具所攝たらざるなし、既に一法中に餘の一切萬法を具足するが故に、之を其所具所攝たる一切萬法に望むるに、自他の作用互に相入すること、恰も玲瓏たる鏡面と鏡中所含の鏡像と、互に相入して無礙なるが如し、即ち自は自中所具の一切萬法に遍在し、一切萬法は自中に歸入して、一に一切を統收し、一切に一を各攝して、相入無礙ならざることなし。

第八、同體相即義、唯作用に於て自他互に相入するのみならず、又之を體の上より見れば、自己と自己所具の一切萬法とは、其形象に於て且らく差別すと雖も、亦空有の二義ありて、自己を有とすれば他は空となり、他を有とすれば自は空となりて、空有互に相即すること、恰も鏡と鏡像と其體同一なるを以て、鏡即鏡像、鏡像即像と稱すべきが如し。

斯く異體門の相即相入の外に更に同體門の相即相入を説くは如何といふに、異體門の相即相入は、因縁に依りて顯れたる甲乙兩個の者を相望して、即入を談ずるものなり、又同體門の相即相入は、因縁に依りて顯れたる甲乙の事物を直に相望して、即入を語るに非ず、唯甲は甲自身に本來具する乙と相望して、即入を談ずるなり、例へば二個鏡面相望して、甲鏡即乙鏡、乙鏡即甲鏡と云ひ、又甲鏡は乙鏡に入り、乙鏡は甲鏡に入るといふは、異體門の即入と云ふべし、之に反し、甲の鏡中所含の種々なる影像と、其鏡面と相對し、或は乙の鏡中所含の種々なる影像と、其鏡面と相對して、甲即乙、乙即甲と云ひ、又甲は乙に入り、乙は甲に入ると説くは、同體門の即入といふべし、而して其異體門の外に同體門を立つるは、一切の諸法、各先天本具の自性とし

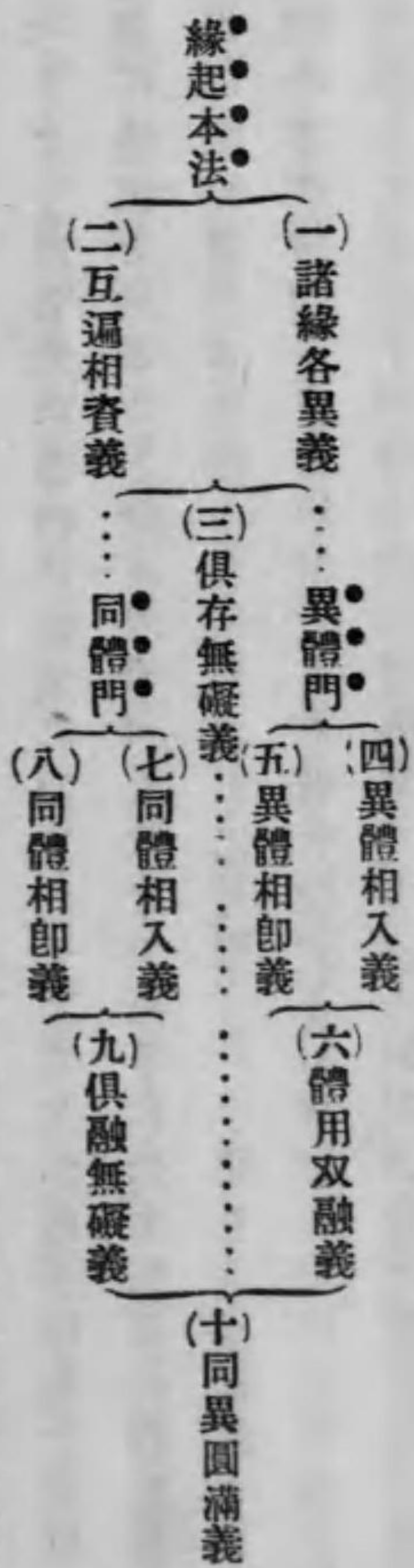
て、無量の徳を具足するが故なり、既に無量の徳を具足するが故に、唯異體を相望して即入を説くべきのみならず、亦更に自己所具の徳と相望して、相即相入の義を論ずべきなり、若し夫れ自體に無量の徳を具せざらんか、假令如何なる縁に藉るとも、現象に變化を見ること能はざるべし、之を譬ふるに恰も鏡面に像を現するが如し、鏡面に像を現するは、鏡の自性に於て之を現すべき徳を本來具するに由る、故に形體の之に對向するあれば、直に形像を現すと雖も、若し鏡にして像を現すべき本徳なからんか、假令形體の之に對向するあるも、到底其像を現すこと能はざるなり、既に一切萬法皆各自中に無量の徳を具足す、是故に唯異體門の即入を説くのみならず、又同體門の即入を説かざるべからざるなり。

第九、俱融無礙義、されば一切諸法は、唯異體の上に相即相入の兩義あるのみならず、同體門の上にも亦即入の兩義ありて、而も此相即相入は、相即は相入を礙けず、相入亦相即を礙けずして、互に鎔融するが故に、俱融無礙なりとす。

第十、同異圓滿義、斯の如く一切萬法は、之を異體の上より見るも、又同體の上より見るも、互に相即相入して、無礙鎔融するが故に、此一元宇宙に現顯せる一切萬物は、

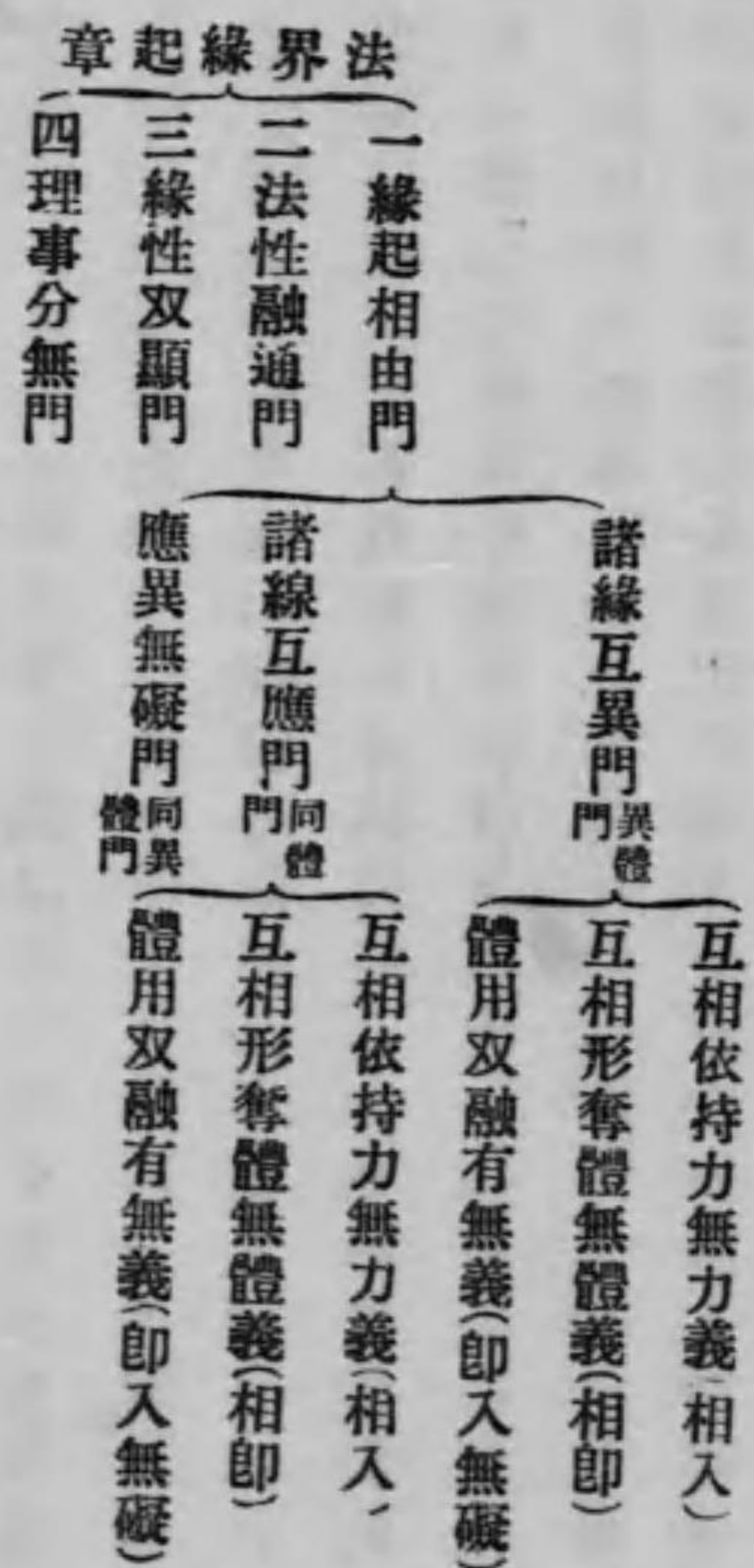
其心と物とを問はず、皆悉く圓融不思議の妙法ならざるなし、是に於て應に知るべし、日月星辰山川草木等、究竟の玄理に就て其真相を究むれば、萬物自他互に差別するにも拘らず、日月即ち星辰、山川即ち草木なり等、と萬物事々無礙なりと云ふべき也。

此十義の中、初の三義は、緣起の本法に就て立て、次の四五六の三義は、緣起の本法に同異體の別ある中、異體門に就て立て、次の七八九の三門は、同體門に就て立て、第十義は通じて同異二門に就て立つ、之を表すること左の如し。



此表に依れば、緣起の本法に諸緣各異と互遍相資との二義ある中、諸緣各異の義に就て異體門を立て、又互遍相資の義に就て同體門を立て、而して其同異體に於て

各相即相入あるが故に、法界の萬法同一緣起にして、無礙圓融なりとするなり、探玄記には、如此十義を立て、事々無礙の所以を説明す、然るに法界緣起章には、一に緣起相由門、二に法性融通門、三に緣性雙顯門、四に事理分無門の四門を開き、其緣起相由門に、更に諸緣互異門、諸緣互應門、應異無礙門の三門を開て、即入無礙の旨を示す、今表を以て之を示すこと左の如し。



此の如く、事々無礙の道理を説くに種々あれども、要するに、萬物各體に空有の二義を有し、用に有力無力の二義を有する故に、或一物の有と他の物の空と相望め、又

或一物の空と他物の有と相望むるが故に、相即することを得、又或一物の有力と他物の無力と相望め、又或一物の無力と他物の有力と相望むるが故に、相入することを得るなり、彼の一切萬物は、其體同一なるを以て、現象を實體に歸し、而して後始めて相即を論じ得る事理無礙主義と其趣大に異なるものあると知るべき也。

第二節 時間的觀察

今試に之を宇宙の經たる時間の上より觀察せんか、萬物は前顯象後顯象新陳代謝して暫くも停住せず、過去現在未來の三世に涉りて、各其象を異にせり、故に過去の事物を以て、直に現在の事物と稱し難く、又現在の事物を以て、未來の事物とも稱し難し、然りと雖も其三世に涉りて前後其象を異にせる萬物は、其間亦密接的關係ありて、互に鎔融無礙なることを得、何となれば、元來過去現在未來の三世は、萬物の前後其作用を異にせるより名ける記號にして、即ち萬物の已に作用せしを過去とし、今正しく作用しつゝあるを現在とし、未だ作用せざるを未來とせし者なり、故に今正しく作用しつゝある現在の萬物は、皆過去に於ける一切萬物の變化したる者にして、過去の萬物に離れて現在の萬物あることなく、又過去一切の萬物は、即ち現

在一切の萬物が、既に其作用をなせる位に名けたるもの故、現在一切の萬物以外に、過去の萬物と名くべきものあることなし、是を以て、過去一切の萬物は、全く現在一切の萬物なりと云ふことを得ると共に、現在一切の萬物は、亦過去一切の萬物と稱することを得べし、又未來の萬物といふも、現在一切の萬物か、未だ因縁に任せて其象を現せざる位に名けたる者故、未來永久に續起する萬物とて、今現在せる萬物以外にあることなし、是を以て、未來一切の萬物は、全く現在一切の萬物と云ふ事を得べし、過去の萬物と未來の萬物と相望むるも亦然り、果して然らば、過去現在未來の三世の諸法、時間的差別をなすが如きも、其實互に相通關聯して、過去に過去現在未來を攝し、現在に現在過去未來を攝し、未來に未來現在過去を攝して、須臾も離れざるなり、是を以て、華嚴には之を十世隔法異成門と稱して、過去現在未來の三世に、各過去現在未來の三世あるが故に、之を開いて九世とし、此九世而も迭に相即相入するか故に、之を合して一とし、總別合して十世とす、此十世の諸法、互に相即相入するも、而も長短前後等の差別の相を失せざるなり、華嚴經第三十一不思議品に曰く、或以長却入短却、短却入長短、或百千大却爲一念、或一念即爲百千大却、或過去却入

未來却、未來却入過去却、

又三十二、二十に曰く、

一切諸佛、於一微塵中、普現三世一切佛刹、一切諸佛、於一微塵中、普現三世諸佛自在神力、一切諸佛、於一微塵中、普現三世一切衆生、一切諸佛、於一微塵中、普現三世一切諸佛々事、

此等の經文は皆萬物の時間的無礙を示すなり。

第三節 空間的觀察

若夫れ更に宇宙の緯たる空間に就て觀察せんか、萬物限りなく同時に顯現して、横に差別せるが故に、萬物の相即相入の狀、毫も見るべき無きが如きも、其差別せる萬物は、自他互に資助して、自は他の縁と爲り、他は自の縁と爲りて、各象を現しつゝあるが故に、自の一物は、能く他の一切萬物の爲めに縁と爲り、又他の一切萬物は、自の一物の爲めに縁と爲りて、一能く一切に遍通し、一切能く一に歸入して、一多相入無礙ならざることなし、姑く之を我等人類の生活に見るに、我等が此世に生活するには、唯自己の力のみならず、普く多數人類の力に依るものなり、即ち我等が日常缺

くべからざる穀物の如き、是れ農夫が春耕夏耘の勞を積み、秋に至り、漸く其實を收め獲たりしものにて、其實を收め獲るには、莫大の辛勞と種々なる器具を使用せざるべからず、其の種々なる器具は、皆無數の人の力によりて造られたるものなり、其造られたる器具を使用し、而して後漸く收穫せし穀物を、吾膳部に供ふるに至るまでには、之を豎と横とに涉りて考ふるときは、唯僅かなる一粒の飯と雖も、實に千萬無量の人の力に依れりといふべきなり、唯食物に就て然るのみならず、身に纏ふ衣服、止住する家屋に就ても亦然り、果して然らば、我等が一日の生活に於ても、如何に多數の人力に待たざるべからざるや知るべし、唯我等人類のみならず、之を下等動物に見るも、彼等は、其音聲容姿を以て、吾人の耳目を喜ばしめ、或は其肉其皮を以て、我等の身體を資助するが如き、之を仔細に觀察するときは、彼此の相通關聯、亦吾人の想像以外に超出せん、唯下等動物のみならず、植物其他の物に於ても亦然り、然らば、宇宙萬物一として、我等の生活に對し縁とならざるなし、唯我等に對し、他の一切萬物が、悉く相通關聯して縁となるのみならず、他の一切萬物に對し、其他の一切萬物が、又互に相通關聯して資助するものなること、亦推して知るべきなり、華嚴に

は其相通關聯の相を示すに、因陀羅網微細境界門を以てす、因陀羅網は帝釋天の宮殿に懸れる羅網なり、其羅網は網目無量にして、而も網目毎に珠を懸く、此殊光明赫々として一點の曇りなく、全珠玲々として各珠影を現す、即ち此一珠の中に餘の一切の珠影を現し、又餘の珠の中に、一切の珠の影を現して、了々分明たり、之を一重累現と云ふ、又其珠の中に現せる一切の珠影、更に復諸の珠の影を現す、之を二重累現といふ、其二重累現の珠の影の中に、更に亦網中に懸けたる餘の一切の珠影を現す、之を三重累現といふ、珠影の互に映現すること、譬に如此のみならず、四重五重乃至重々無盡にして、限極する所無し、これ帝釋宮に懸れる羅網の相なりとす、空間的宇宙萬物の相關亦此の如し、是を以て華嚴經第三十合那品に曰く、

一切佛刹微塵等示所佛坐一毛孔皆有無量菩薩衆各爲具說普賢行無量刹海處一毛悉坐菩提蓮華座遍滿一切諸法界一切毛孔自在現

又第二十六十地品に曰く、

於一微塵中各示那由他無數億佛於中而說法於一微塵中現無量佛國須彌金剛圍山世間不迫迨於一微塵中見有三惡道天人阿修羅各受業報

此等の經文皆萬物の空間的無礙を示すなり。

第四節 事々無礙の喻示

今卑近なる事實即ち十個の數を數ふるに就て、諸法の相即自在無礙なる相を示さん、一二三四等の十個の數をして互に相望むるは、これ異體門なり、又此十個の數の中、各自己の中に餘の數を具足するが故に、其具足する餘數と相望するは、これ同體門なり、此同異體の二門に各相即相入の二あり、故に先づ異體門に就て相入の相を述べん。

此異體門の相入の相を述ぶるに、順逆二種の數法あり、順數法とは、先づ第一に一の數を本として、此一の中に餘の九個の數を攝め、第二に二の數を本として、此二の中に餘の九個の數を攝め、乃至第十に十の數を本として、此十の中に餘の九個の數を攝むるをいふ、又逆數法とは、第一に十の數を本として、此十の數の中に餘の九個の數を攝め、第二に九の數を本として、此九の數の中に餘の九個の數を攝め、乃至第十に一の數を本とし、此一の數の中に餘の九個の數を攝むるを云ふ、前を向上數の十門と云ひ、後を向下數の十門といふ、前の十門は、一より漸々次第して十に至り、後の十

門は、十より漸々逆次して一に至るが故なり、而して其向上門の一、二、三等の十個の本數互に餘の諸數を攝し、又向下門の十九、八等の十個の本數亦各他の九個の數を攝するが故に、相入無礙ならざることなし。

十個の數唯此の如く、自他の力用互に有力無力となりて、相入するのみならず、又互に相即せざることなし、其相即の相如何といふに、此に順數法と逆數法とあり、順數法とは、十個の數の中、先づ第一に一の數を本として之を餘の九個の數に望め、一即ち二、一即ち三、等とし、第二に二の數を本として、之を餘の九個の數に望め、二即ち一、二即ち三、等とし、乃至第十に十の數を本として、之を餘の九個の數に望め、十即ち一、十即ち二、等とするものを云ふ、又逆數法とは、第一に十の數を本として、此十の數を以て餘の九個の數に望め、十即ち九、十即ち八、等とし、第二に九の數を本として、此九の數を以て餘の九個の數に望め、九即ち十、九即ち八、等とし、乃至第十に一の數を本として、此一の數を餘の九個の數に望め、一即ち十、一即ち九、等とするものを云ふ、前を向上去の十門と名け、後を向下來の十門とも名く、

此の如く向上去及向下來に於て、自他互に相即するは、十個の數は元と互に縁と

なりて、其數を成せしもの故、十個の數の中、若一無ければ、二も無く、三も無く、乃至九も無く、十も無し、又二の數無れば、一も無く、三も無く、乃至九も無く、十も無きなり、餘の三四等の八個の數に於ける亦然なり、既に十個の數の中、一無ければ、餘の九個の數無きが故に、一を有體とすれば、餘は悉く無體となるが故に、二即一なり、三即一なり、十即一なりといふとを得、又二の數に就て之を見るも、若し二の數無ければ、餘の九個の數無きが故に、二を有體とすれば、餘は悉く無體となるが故に、二即一なり、三即二なり、乃至十即二なりといふことを得、三四五等の數に於けるも亦然り、是れ前の相入とは異にして、體の空有に就て相即を談するなり。

既に十個の數に就て、自他互に相望めて、相即相入の相を述べ、然れども未だ自己本來具する所の數に對して、相即相入の相を説かず、先づ同體門の相入の相を述ぶるに就て、亦順逆の二數法あることを知るべし、先づ第一に一の數を本として、此一の中に具する餘の二三等の九個の數を、一の中の二、一の中三、一の中の四等として、能具と所具と相望め、第二に二の數を本として、此二の中に具する二の中の一、二の中の三、二の中の四等の九個の數に望め、乃至第十に十の數を本として、此十の中に

具する十の中の一、十の中の二、十の中三等の九個の數に望むるを順數法といひ、又十の數を本として其十の數の中に具する十の中の九、十の中の八、十の中の七等に望め、乃至第十に一の數を本として、此一の中に具する一の十、一の九、一の八、一の七、一の六、一の五、一の四、一の三、一の二、一の一の八等に望めて、相入を説くを逆數法といふ。

同體門の相即に於ても、亦順逆の二數法あり、第一に一を本として、此一の中に具する二三等の諸數に對して、一即二、一即三、一即四等とし、第二に二を本として、此二の中に具する一三等の諸數に對して、二即一、二即三等とし、乃至第十に十の數を本として、此十の數の中に具する餘の一二等の數に對して、十即一、十即二等とするもの、之を順數法と云ひ、又十個の數の中、先づ第一に十の數を本として、此十の數に本來具する所の衆數に望めて、十即九、十即八等とし、第二に九の數を本として、此九の數の中に具する衆數に望めて、九即十、九即八等とし、乃至第十に一の數を本として、此一の數の中に本來具する所の衆數に望めて、一即十、一即九、一即八等とするを逆數法といふ。

此の如く相即相入する所以は、十個の數にして、元と互に餘の九個の數を成すべ

き徳を具へざれば、設令一の數を重ねるとも、そは唯多一にして二と成り三と成ることと能はざるべし、然るに一の數を重ねれば、能く二と成り三と成り乃至十と成るは、これ自體に本來二と成り三と成り乃至十と成るべき徳を固有するに依る、二三等の餘の九個の數に於けるも亦然り、然らば唯彼此の互角に對立せる十個數、即ち異體門に於て相即相入を論ずべきのみならず、又十個の數互に自己の中に具する餘數に就て、相入を論ずべきなり、而して其の相入は、一を主とすれば一に全力あるが故に、餘の數は悉く無力となりて一の中に入り、又二を主とすれば二に全力あるが故に、餘は無力となりて悉く二の中に入り、乃至十を主とすれば、十に全力あるが故に、餘の數は悉く無力となりて十の中に入る、如此自他互に相入するが故に、無礙ならざることなし、又其の相即は、一を無體とすれば餘は有體となるが故に、一即ち十等と云ひ、又十を無體とすれば、十即一等等と稱するを得るなり、此の同體門の相入の數法に就て、古來異解尠からず、今姑く前の異體門の相入に准して云ふ、具なること指事中本^三十^六丁^十匡^六眞^六鈔^六一^四丁^十見^三聞^五三^三丁^十等^見る^べし。

るのみならず、宇宙の萬物、皆異體門の相即相入と同體門の相即相入ありて、事々無礙ならざること無き也。

第五章 十玄緣起

第一節 十玄所依の體事

既に十個を數ふる現事に就て、同異體互に相即相入して、無礙なる趣を説きたり、依てこれより正しく諸法の十玄無礙なる相を述べん、此に就き、先づ以て十玄無礙の所依の物柄を一定せざるべからず、十玄無礙の所依の物柄は、宇宙萬象一として簡ぶとなけれども、今宗に於ては、之を總括して、教義、理事等の十對とせり、之を所依の體事といふ、然るに此所依の體事に就て、至相の十玄門には、教義、理事、解行、因果、人法、分齊、境位、師弟、法智、主伴、依正、逆順、體用、隨生根欲性の十對とす、然るに五教章には、其第九を第十とし、第十を第九と次第するの相違あるのみなれ共、探玄記一六、丁旨歸十九には、教義、理事、境智、行位、因果、依正、體用、人法、逆順、感應と次第して、其目も少し異なれり、今且らく十玄門に就て其名稱を説明すれば、第一教義とは、教は能該の言

教にして、義は所詮の一切の義理なり、第二理事とは、理は所依の眞理にして、事は色心等の一切萬差の事法なり、第三の解行とは、解は心に知解し、行は身に修行することなり、第四因果とは、能生の原因及び所生の結果なり、第五人法とは、佛菩薩等の能説の人及び所説の法なり、第六分齊境位とは、具には境智行位の分齊にして、境智は能觀の智所觀の境を云ひ、行位は修行位次を云ふ、第七師弟法智とは、師弟は開發を師とし、資成を弟子とす、法智は所知を法とし、能知を智とす、此師弟法智を解するに、師弟と法智の二對とすると、師の法智弟子の法智の一對にするとあり、第八主伴依正とは、主伴と依正の二對に解すると、主の依正伴の依正の一對に解するとあり、十玄門に依れば、主正伴依の一對なり、第九逆順體用とは、物に順逆あり、體用あるが故に、合して逆順體用といふ、第十隨生根欲生とは、所謂感應して、衆生の根機樂欲に隨順して、彼が爲めに示施顯現するを云ふ。

此の如く、所依の體事に、教義、理事等の十對あれども、要するに一切萬法を總括したるものなり、而して此十對の諸法深妙にして、互に鎔融して無礙なること、容易に知り難し、然れども、其一斑を示さんが爲めに、所依の體事の上に十門を設て、其無礙

の相を示す、之を十玄門といふ。

第二節 十玄無礙の相

此十玄に就て新古の別あり、至相の立つるもの、之を古十玄といひ、賢首の立つるもの、之を新十玄といふ、其古十玄は至相の一乗十玄門及び賢首の五教章に在りて説き、新十玄は賢首の探玄記に於て説く、今五教章に列する古十玄に就て、其大要を述べれば、

第一、同時具足相應門、凡そ三乗教は無窮を以て過失とするが故に、縁起の諸法、互に差別すと説くを要とすれども、華嚴一乗教は然らず、其無窮を以て却て法界の實徳とするが故に、前に説く教義理事等の一切の萬法、同時に具足相應して、一縁起を成し、前後始終等の別あることなしとす、是れ諸法の幽玄高妙なることを示さんとして、先づ所依の體事に於て、總して具足圓滿無礙の相を示せるなり。

第二、一多相容不同門、既に一切諸法、同時に相應して、一縁起を成することを示せども、未だ別して諸法の力用に就て、有力無力互に容入することを説かず、故にその義を示さんが爲めに、此一門を立つ、されば、一切諸法、同時に具足相應して、一縁起を

成すると共に、又其力用の邊より見れば、自他互に相含容受して、一は多に入り、多は一に入りて、無礙ならざることなし、故に本經第四に曰く、

以一佛土滿十方、十方入一亦無餘、世界本相亦不壞、無比功德故能示、

然るに此の如く一多互に相含容受して無礙なれども、而も其體不同にして、一多の相を失ふことなし、此一門に同體の相入と異體の相入あること、思ふて知るべし。

第三、諸法相即自在門、一切諸法は、唯力用の有無に由りて、互に相入するのみならず、亦體の空有によりて、相即するものなり、然るに前に相入を示せども、未だ相即自在の旨を説かず、故に今其義を示さんとして、此一門を立つ、されば一切諸法は、一即一切、一切即一にして、圓融無礙自在ならざるなし、故に本經第八十五十住品に曰く、

一即是多、多即是一、

又九十一發心切徳品に曰く、

此發心菩薩、即是佛故、悉與三世諸如來等、亦與三世佛境界等、悉與三世佛正法等、得

此の如きの經文、經中に尠からず、是れ皆此相即の教を示したるなり、此相即に就て、

同異體の二あること知るべし。

第四因陀羅微細境界門、凡そ一切の諸法は、相即相入すること、唯一重なるのみならず、重々無盡に即入するものなり、然るに上に相即相入の義を説けども、未だ重々無盡に即入無礙なることを説かず、依て今其義を示さんとして、此一門を立てしなり、但し之を因陀羅微細境界門と名けしは、因陀羅は具に因陀羅網にして、因陀羅は此に能天帝と譯す、即ち忉利天の帝釋宮に懸れる羅網なり、此羅網の目無量にして、而も網目毎に珠を懸く、此珠光明赫々として、他の珠の影を現す、即ち此一珠の中に餘の一切の珠影を現し、又餘の珠の中に一切の珠影を現し、了々分明たり、之を一重累現といふ、此一重累現の珠の影の中に、各餘の一切の珠の影を現す、之を二重累現といふ、三重四重乃至重々無盡なり、是れ帝釋天の宮殿に懸れる羅網の相なりとす、今一切諸法の相即相入すること、唯だ一重のみに非ることを顯さんが爲めに、譬に寄せて因陀羅微細境界門を立て、但し一門の主とする所は、正しく相入にして、兼ては相即に就て、重々無盡を示したるなり、本經三_十舍那品に曰く、
一切佛刹微塵等爾所佛坐一毛孔、皆有無量菩薩衆、各爲具說普賢行、無量刹海處、一

毛悉坐、菩提蓮花座、遍滿一切諸法界、一切毛孔自在現、
又同第二十六_十地品に曰く、

於一微塵中、各示那由他無數億諸佛於中而說法、於一微塵中、現無量佛國、須彌、金剛圍、世間不迫迮、於一微塵中、見有三惡道、天人阿修羅、各受業報、
是れ皆此因陀羅微細境界の相に外ならず。

第五、微細相容安立門、前に相即相入重々無盡の義を示せども、未だ一切諸法、大小の相を壞せずして、而も一門の内に同時に顯現する義を明さず、依て今其義を示さんとして、此一門を立て、而して之を微細相容安立と名くるは、一微塵の如きはこれ小相なり、國土の如きはこれ大相なり、大小其相異なれども、微塵大ならず、國土亦小ならずして、而も能く互に容受する、これ甚だ深妙にして、微細難知なるが故に、微細相容安立門と名く、本經第三_十舍那品に曰く、

一毛孔中、無量佛刹莊嚴清淨曠然安住、乃至於一塵內、微細國土一切等、悉於中住、
又四十三離世間品に曰く、

菩薩於一念中、從兜卒天、降神母胎、乃至流通舍利法住久近、及所被益、諸衆生等、於一

念中皆悉顯現

第六秘密隱顯俱成門既に即入無礙微細安立の義を説けども、未だ諸法の隱顯俱時成就の相を明さず、依て今其義を示さんと欲して、此一門を立てたるなり、而して之を秘密隱顯俱成門と名くるは、秘密は甚深微妙に、名く、隱顯は隱覆顯了なり、一多を攝する時を顯とすれば、一多に攝せらるゝ時を隱とす、多一を攝する時を顯とすれば、多一に入る時を隱とす、又用に就て相入するを顯とすれば、體に就て相即するを隱とす、之に反し、體に就て相即するを顯とすれば、用に就て相入するを隱とす、又異體門の相即相入を顯とすれば、同體門の相即相入を隱とし、又同體門の相即相入を顯とすれば、異體門の相即相入を隱とす、如此一切の諸法甚深微妙にして、隱覆顯了俱時に成就するが故に、秘密隱顯俱成門と名く、本經第七^{丁七}己下の賢首品の文に曰く、

或東方見入正受、或西方見三昧起、或西方見入正定、或東方見三昧起、乃至於眼根中入正受、於色法中三昧起、乃至現童子身入正受、於壯年身三昧起、乃至一毛孔中入正受、一切毛孔三昧起、一切毛孔入正受、一毛端頭三昧起、乃至一微塵中入正受、一切微

塵三昧起

此の如く、定散無礙自在にして、同時に成就するは、此秘密隱顯俱成なる相なり。

第七諸藏純雜具德門前に一切諸法重々無盡に即入し、且つ隱顯俱時に成就する義を説け共、未だ諸法の互に攝藏して、純雜自在に具足する義を明さず、依て其義を示さんとして、此一門を立つ、但し之を諸藏純雜具德といふは、諸藏の言二解あり、一に諸藏は即諸行なり、華嚴經中菩薩の行を説きし一品を、十藏品と名く、一々の行の中に、一切の諸行を攝し、又能く果徳を出生して、窮竭すること無きが故なり、探玄記^{六六丁}に、含攝蘊積出生の三義を以て、藏の義を釋す、今此一門、其諸行に就て、純雜自在の具徳を明すが故に、諸行を諸藏といふ、又一義に曰く、諸藏とは一切諸法なり、一切諸法、互に攝藏するが故に、諸藏と名く、前は狹義を以て解するが故に、唯行とし、後は廣義を以て解するが故に、直に一切諸法のことなりとす、十玄門には此一門約諸度門説とある故、藏は即ち行と解する可なり、然れども此純雜具德門の義は、唯行のみに限らず、廣く一切諸法に通じて皆然らざるはなし、故に文義綱目^{三丁}に約緣起諸門所收諸法各有純雜故有純雜門也といひ、又五教章には直に教義理事等は一切

の諸法に就て之を説く、されば諸藏の言、廣義を以て解するも亦可なり、斯く諸藏の字義を解するに廣狹の異あれども、其實を剋すれば、唯行のみに限らず、廣く一切諸法の純雜無礙自在なることを示すにあり、而して其所謂純雜無礙自在とは、上の教義理事等の一切諸法の中、若し布施の一行に就て説かば、一切の萬法皆悉く布施の一行となるが故に純と名く、而も此布施の中に、一切の諸行を具足するが故に雜と名く、若し人に就て説かば、一切皆人なるが故にこれ純なり、此人に具に餘の一切を具足するが故に雜と名く、此の如く、純と雜と混亂すること無く、同時一念に具足して無礙自在なるが故に、諸藏純雜具德門と名くるなり。

第八、十世隔法異成門、既に一切諸法の相即相入純雜無礙なることを説けども、未だ諸法の時間的無礙なることを説かず、依て今其義を示さんとして此一門を立つ、其所謂十世とは過去現在未來の三世に、各過去現在未來の三世あるが故に、九世となる、此九世迭に相即相入するが故に一の總句を成す、此總別合して十世とす、即ち一に過去の過去二に過去の未來、三に過去の現在、四に現在の現在、五に現在の未來、六に現在の過去、七に未來の未來、八に未來の過去、九に未來の現在、十に總じて此九

世を攝して一念と爲す是れなり、本經第三十八離世間品に世に十世あることを説く、此十世各別にして區分あるが故に隔法と名く、此十世隔法、互に相即相入して、而も前後長短等の差別の相を失はざるが故に、異成と名く、本經第三十一不思議品に曰く、

或以長劫入短劫、短劫入長劫、或百千大劫爲一念、或一念即爲百千大劫、或過去劫入未來劫、未來劫入過去劫、意取

又第三十二、不思議品に曰く、

一切諸佛、於一微塵中、普現三世一切佛刹、一切諸佛、於一微塵中、普現三世諸佛自在神力、一切諸佛、於一微塵中、普現三世一切衆生、諸佛於微塵中、普現三世一切諸佛々事、

此の如く長短無礙自在に念却融即すれば、元來時世なるものは、時無別體依法而立と稱して、別に其體あることなく、唯諸法の繼續する上に假りに附けたる記號に過ぎず、即ち諸法の己に作用を現はし終りし位を過去とし、正しく作用する位を現在とし、未だ作用せざる位を未來とせしに過ぎず、故に三世を開て九世とし、或は十世

とするも、皆諸法に離れて別體あることなし、而して諸法の體相如何といへば、之を作用の點より見れば、自他互に有力無力となりて相入し、又體の上より見れば、自他互に有體無體となりて相即せざるなし、諸法の體相既に此の如くなれば、此諸法の上に附せし記號たる九世十世、亦長短無礙自在に即入すべければなり。

第九唯心廻轉善成門、既に萬物は時間的にも亦相即相入無礙自在なる旨を説けども、未だ此諸法は、唯如來藏自性清淨心の變作する所にして、此如來藏心を離れて外に、別に自性無き義を明さず、故に今其義を示さんと欲して、此一門を立てたるなり、凡そ一切諸法は善と惡とを問はず、皆悉く如來藏真如心より轉變して成せられたるものに非るなし、故に唯心廻轉善成門と名く、是を以て本經第十一_丁に曰く、

心如工畫師、畫種種五陰、一切世界中、無法而不造、如心佛亦爾、如佛衆生然、心佛衆生是三無差別、

又同二十六_丁に曰く、

三界虛妄但是一心作

此唯心の義に就き、探玄記十三_丁七_下に、十種の唯識を説く、一に相見俱存の唯識、二

に攝相歸見の唯識、三に攝數歸王の唯識、四に攝末歸本の唯識、五に攝相歸性の唯識、六に轉真成事の唯識、七に事理俱融の唯識、八に融事相入の唯識、九に全事相即の唯識、十に帝網無礙の唯識、是れなり、今此唯心廻轉善成門は、同教の意に依りて見れば、廣く十種の唯識を攝すれども、別教の意に約すれば、則ち唯後の三唯識と相當するものなり、此義拙著唯心一貫論に詳述せるが故に略す。

第十託事顯法生解門、前九門に諸法の相即相入及び其自性を明せども、未だ諸法即ち是れ法界の法門なることを顯さず、今此義を示さんとして、此一門を立てしなり、故に探玄記一_八六_十に、由此大緣起法、即無礙法界法門故、有託事顯法門也といふ、三乗教に於ては、異事の相に托して異理を表顯するのみにて、一事一物即ち是れ法界の法門なることを顯さず、例へば、衣を以て唯忍褥を表し、室を以ては唯慈悲を表すとす、然るに一乗教は、一切事々物々、無盡緣起の法なるが故に、事物の外に別に所顯の法門なく、所託の事相即ち所顯の道理にして、更に異なること無しとす、故に本經第三_丁十五_下、舍那品に、十種の寶王雲の事相を説くが如き、寶を以て可貴を顯じ、王を以て自在を顯はし、雲を以て潤益資澤を顯す等は、是れ事相即ち法門なるが

故なり、されば一乘教に於ては、所託の事にして一華一菓一枝一葉の如きものと雖も、皆甚深微妙の法門ならざるなしとす。

如是教義理事等の一切の諸法は、皆各此十門を具足して玄妙ならざること無きが故に、設ひ一塵の土一滴の水と雖も、仔細に觀察するときは、實に奇々妙々にして、玄の中の玄妙の中の妙と云はざるべからず、是宇宙に於ける一切諸法の真相なりとす。

第三節 十玄門の次第

斯く十玄次第するは如何といふに、凡そ十玄門の次第を観るに、大に總別の二分つとを得、即ち第一の同時具足相應門は總明にして、後の九門は別明なり、其別明の九門の中、初の一多相容不同等の八門は境に就て明し、後の託事顯法生解の一門は智に就て明したるなり、又其境に就て明す八門の中、前の七門は緣起現前の當相に約して明し、後の唯心廻轉善成の一門は緣起の諸法の自體を擧て示したるもの、又其緣起現前の當相に約して明す七門の中、初の六門は所依に就て明し、後の十世隔法異成の一門は能依の時に就て明す、又其所依に就て明す六門の中、前の五門は

別にして、諸藏純雜具徳の一門は總なり、又其別の五門の中、前の三門は直顯にして、後の微細相容安立等の二門は重釋なり、又其直顯の三門の中、初の二門は法說にして、後の因陀羅網境界門は喩說なり、又其法說の中、初の一多相容不同門は諸法の用に就て説き、後の諸法相即自在門は諸法の體に就て説く、此の如く總別の次第、境智の次第、當相自體の次第、所依能依の次第、別總の次第、直顯重釋の次第、法說喩說の次第、用體の次第に依りて十門を列ねたるなり、左の如し。

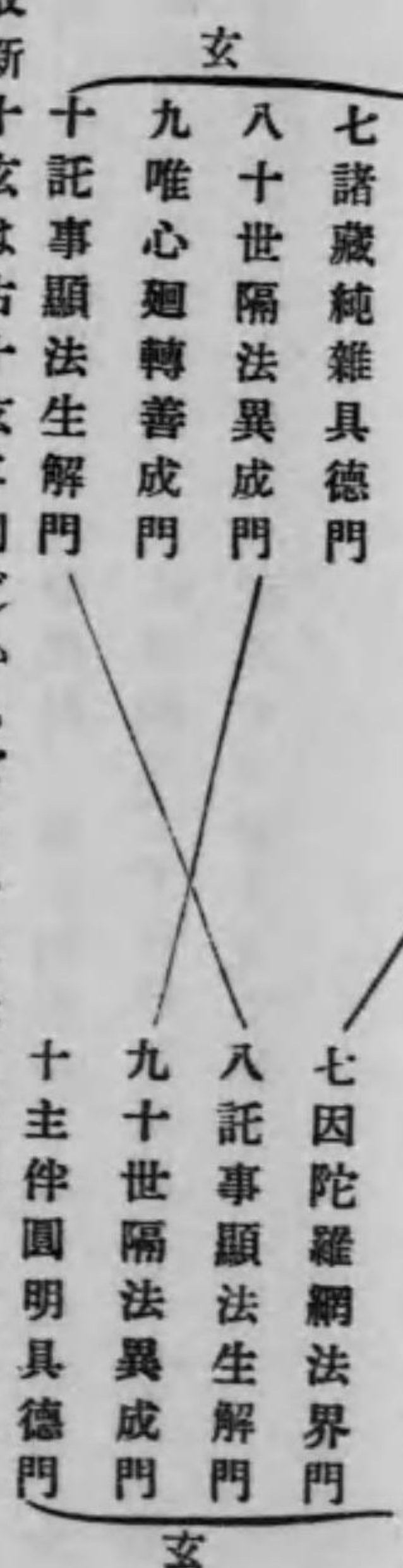
總明……………同時具足相應門



境
 一舉緣起諸法自體……………唯心廻轉善成門
 別明
 智……………託事顯法生解門

第三節 新古十玄の比對

然るに此十玄、探玄記に説く新十玄に比對するに十門の中八門は、新十玄古十玄共に同なれども、餘の二門同じからず、即ち古十玄の中の諸藏純雜具德門は、新十玄にては廣狹自在無礙門とし、又古十玄の中の唯心廻轉善成門は、新十玄にては主伴圓明具德門とせり、之を表すること左の如し。



何故新十玄は古十玄に同じからざるやに就て、末釋に異解あれども、清涼既に玄談六丁七及び三丁改易の所以を示してあれば、更に他に別義を設くるを要せず、今其意を取りて一言すれば、先づ古十玄に立つる諸藏純雜具德門は、至相の一乘十玄門及び賢首の五教章の所説の如くなれば、事々無礙の道理を顯すこと無論なれども、若し一理を以て純とし、萬行を以て雜とすれば、唯事理無礙の義を顯すこととなりて、此一門、或は事理無礙に濫して、圓旨を失はれんとを恐る、故に諸藏純雜具德門を改めて、廣狹自在無礙門とす、又古十玄の唯心廻轉善成門は、諸法の無礙なることを顯す所由にして、無礙の相を示すものにあらず、故に別に主伴圓明具德門を立て、唯心廻轉善成門を立てざるなり、五教章の義苑復古等皆此義に従ふ、然るに我國の寶潭德門之を破して取らず、衍秘鈔四丁に説くが如し、今慧學の爲めに其文を抄

出すること左の如し。

匡真鈔云、清涼所辨、非祖師意、十玄門已於大品一念品諸度相攝、棟別與今有異、更有何所濫致、改易乎、但爲各無礙、乘便立耳、金師子百門綱目並立此門、何爲改易云云、寂曰、匡真所辨、甚得道理、至相十玄門、理致圓備、無復所加、何敢改易、但賢首大師、稟性磊落、不拘文句、以理爲主、立理而率、遵承至相之宗義、綴文則不必滯前修之範圍、章疏之中、名義列次、頗有同異、但是種々施設義門、題示圓旨、非敢改易十玄門也云云

尙此十玄門に就て、賢首門下の異轍たる靜法寺の慧苑、刊定記一八十は、徳相の十玄、業用の十玄の二種を立つ其徳相の十玄は、一に同時是具足相應徳、二に相即徳、三に相在徳、四に隱顯徳、五に主伴徳、六に同體即成徳、七に具足無盡徳、八に純雜徳、九に微細徳、十に因陀羅網徳なり。又業用の十玄は、一に同時具足相應用、二に相即用、三に相在用、四に相入用、五に相互作用、六に純雜用、七に隱顯用、八に主伴用、九に微細用、十に因陀羅網用是れなり、清涼の演義鈔十(縮刷歳五五丁)に之を出して破斥せり、披き見るべし。

第六章 緣起と性起

第一節 緣性二起の略明

佛教々理として緣起を論ずるに、業感緣起、賴耶緣起、眞如緣起、法界緣起の別あり、業感緣起は宇宙萬物は何より生じ來りしやの間に對して、吾人の行爲に重きを置き、業力より生じ來るとし、又賴耶緣起は、其より更に一步を進めて、吾人の精神界に阿賴耶と名くる一種微細の心あり、其心より宇宙萬物は開發し來るとし、又眞如緣起は、其れより更に一步を進めて、凡そ物には實體あり現象あり、阿賴耶は現象界中の事心なり、此事心には必ず實體なかるべからず、今萬物何者より生じ來るか、對して眞如實體より生じ來れりとするもの、これ眞如緣起論なり、又法界緣起論は、總收法界爲一緣起と稱して、限り無き宇宙萬物を收め取りて一圓とし、此一圓の萬物互に密接の關係ありて、須臾も孤立すると無く、此一物は、他の一切萬物に望みて緣となり、他の一切萬物は、此一物に望みて亦悉く緣と爲り、自他互に相資け相待ちて、圓融無礙自在ならざるなしとする者は、是なり、されば法界緣起は、其能緣起となる

者を唯吾人の精神行為に屬する業力や阿頼耶又は實體界に屬する真如のみなりとせず、宇宙萬物皆互に因となり果となりて現じつゝある故、且らく自己を以て所縁起即結果とせば、餘の總ての者は皆能縁起即ち原因と爲り、又他の一物を取りて結果とせば、其他の總のものは皆悉く原因と爲りて、決して一個一物をもて能縁起の體とせず、前に説く十玄縁起の如きは、此法界縁起の相を示したるものなり。

然り而して此縁起に對して性起といふことあり、縁起は縁は因縁起は生起にして、種々の因縁によりて生起し來るに名く、然るに性起は、探玄記十六^{丁十六}に性起品の性起の言を釋して、不改名性顯用稱起と云ふてあれば、他の縁を待て生ずるにあらず、本來自性に備ふる本性より顯現するを性起と云ふ、此性起に就き、探玄記十六^{丁十九}に、佛に局るや衆生に通ずるや、唯佛に局らず衆生に通ず、唯衆生のみならず山川草木等にも通ずとす、其文に曰く、

問此性起唯據佛果何故下文菩薩自知身中有性起菩提一切衆生心中亦爾答若三乘教衆生心中但有因性無果用相此圓教中盧舍那果法該衆生界是故衆生身中亦有果性若不示者則但是性而無起義非此品說文意不爾以明性起唯果法故但以果

中具三世間是故衆生亦此所攝

問既局佛果何故下文通一切法答若三乘教真如之性通情非情開覺佛性唯局有情故涅槃云非佛性者謂草木等若圓教中佛性及性起皆通依正如下文辨是故成佛具三世間國土身等皆是佛身是故局唯佛果通遍非情

然るに性起品の性起は、元來佛陀に約して説く者なれば、果性起なると勿論なれども性起といふ語は、唯果性に局らず、廣く因果二性起に通ずる者と云ふべし。

第二節 性起染淨の二説

既に性起は自性に本來諸徳を具する故、萬法茲に現ずることを得とするものなれば、其所謂性起は、染淨に通ずるや否やの問題あり、是に對して二説あり。

一に性起唯淨説、謂く探玄記十六^{丁十六}已下に性起を明す十門の中、其第六染淨門に曰く、

問一切諸法皆依性立何故下文性起之法唯約淨法不取染耶答染淨等雖同依真但違順異故染屬無明淨歸性起。問染非性起應離於真答以違真故不得離真以違真故不屬真用如入顛倒帶靴爲帽倒即是靴故不離靴帶首爲帽非靴所用當知此中道

理亦爾、以染不離真體故、說衆生即如等也、以不順真用故、非此性起攝、若約留惑而有淨用、亦入性起收。問衆生及煩惱、皆是性起、不答皆是、何以故、是所救故、所知故、是故一切無非性起。

此に依れば、妄法は真に違すと雖も、真外に妄なし、妄體本真なるが故に、性起は唯淨無染と云はざるべからず、既に唯淨無染ならば、如何にして染淨の二法を起すべきや、遊心法界記に、無明と淨心と互に有力無力となりて、流轉還滅の緣起をなすといふ、即ち流轉の時は、無明有力と爲り、淨心無力と爲り、還滅の時は、淨心有力と爲り、無明無力と爲りて緣起す、其所謂有力とは因なり、無力とは緣なり、此因緣相由して染淨の二緣起をなす、而して其有力無力相由するは、無自性なるが故なり、若し自性あらば、斷常に墮して相由すること能はず、其無自性なるところこれ即ち性起なり、然れば淨染の緣起は、全く性起の無自性によりて顯はれ、性起の化用は、全く緣起の因緣を待つなり、換言すれば、唯淨無染の性は無自性なるが故に、染淨の二緣を起すと云ふべし。

二に性起染淨に通ずる説、謂く晉經に、

心佛及衆生是三無差別、

唐經に譯して、

應知佛與心體性皆無盡、

清涼の大疏鈔十九上五に釋して曰く、

二經互欠、唐缺衆生、晉欠無盡、應云心佛與衆生體性皆無盡、以妄體本真故、亦無盡、是以如來不斷性惡、亦猶闍提不斷性善、乃至以善惡二性同以真如而爲、其性若斷、惡性即斷、真如、真不可斷故、云性善不可斷也、

既に善惡の二性同じく真如を以て其性とし、性惡不斷の義を説く、然れば性起は唯淨無染に非ずして、染淨に通ずとなすべきなり。

第三節 右二説の批評

斯の如く二説ある中、古來前説に對しては、宗義の網格に於て間然する所なけれども、惡緣起の相詳かならずとし、又後説に對しては、染緣起の相詳かなれども、天台家の宗義に濫するの恐れありと評することなり、元來華嚴一家に於ては、賢首と清涼と弘化に左右あり、杜順至相は始て宗門を開きし人故、法界觀門、五教止觀等の著

述ありとも、多くは通門の諸談なり、然るに賢首に至りては、華嚴周備の時代なる故、他面を顧ず、直に別教一乗の妙旨を説く、探玄記五教章等に、五教十宗、同別二教の判を立つるが如き、是れ華嚴圓宗不共の旨を顯さんが爲にして、建立門を主とせしが故なり、故に眞如は無明の縁に従ふと雖も、其體に惡を具することを許さず、斯くて華天兩一乗の差別歴然たるなり、然るに清涼に至りては、華嚴一宗の建立は、賢首にありて既に大成せるが故に、修行門を主として、觀道に力を用ゆ、彼の杜順の著せる法界觀門を註して、法界玄鏡を作るが如き、蓋し是れが爲なり、既に觀道に力を用ゐるが故に、其説く所や、天台家に似同するに至る、即ち彼が常に性惡不斷を談するが如き、是れなり、然れども、其性惡不斷は、天台と全く同じきにあらず、天台は一切諸法の當體自爾として、十界三千の諸法を具足すとして、性惡不斷を説けども、清涼は惣該萬有の上に、性惡不斷を談す、換言せば、一方は實相的なるに、他の一方は唯心的なり、其相違あること知るべし。

之を要するに、縁起は他の縁を待て生ずることなれとも、性起は他の縁を待たず、自性本具の性徳より生じ來ることなり、若し自性に其徳を具せずんば、設ひ他の縁を待つことあるとも、生じ來ることを得ず、これ縁起に對して更に性起の所談ある所以なり。

第七章 六相圓融

第一節 六相の本據

六相とは一に總相、二に別相、三に同相、四に異相、五に成相、六に壞相、是れなり、凡て一切諸法其體相を研覈すれば、此六相を具足して圓融無礙ならざることなし、前に説く十玄縁起事々無礙の法門は、此六相圓融の教門に依りて説くことなり。

抑も六相圓融の義、源華嚴經第二十四丁五初地十大願の中、第四修行願の下に、

又一切菩薩、廣大無量不可壞、無分別諸波羅密、所攝諸地、所淨生諸助道法、總相、別相、有相、無相、有成、有壞、一切菩薩、所行諸地道、及諸波羅密本行、教化一切、令其受行、心得増上と云ひ、又十地經第三に、

一切菩薩、所行廣大、無量不雜、諸波羅密、所攝諸地、所淨生諸助道法、總相、別相、同相、異相、成相、壞相、

とありて、即ち初地の菩薩が諸波羅蜜の行を修するに、六相の方便を以て諸行を圓融し、一行即ち一切行を具して修行す、これ地上の菩薩の行相なり、然るに此經文の上にては、唯菩薩の修行に止まりて、未だ一切諸法に、此六相あること知り難けれども、世親菩薩十地論を造り、論一六に、

一切所說十句中、皆有六種差別相門、此言說解釋除事、事者謂陰界入等、六種相者、謂總相、別相、同相、異相、成相、壞相、總相者根本入、別相者餘九入、別依止根本、滿彼本、故、同相者入故、異相者相增故、成相者略說故、壞相者廣說故、如世界成壞等、

と云ひ而も其次の文に、餘一切十句中、隨義類知とあり、之に依れば、唯菩薩修行の位のみ、總別等の六相あるに非ず、一切諸法に通じて六相あることなり、故に華嚴一家に於て、處々の經文を釋するに、六相を以て分別す、華嚴傳第三七に、本宗の第二祖智儼法師の傳を叙て曰く、或時異僧來りて儼公に告て曰く、汝一乘の義を解することを得んと欲せば、華嚴經十地の中の六相の義、慎で輕ずること勿れ、一兩年間攝靜して之を思へば、當に自ら知るべきのみ、と言訖りて忽然として現ぜず、儼驚愕すること良久、因て則ち陶研するに、果朔を盈たずして大に悟る所あり、又七霄行道して

是非を祈請す、夢に神童に謁し、深く印可を蒙りしといふ、賢首大師儼公に師事し親しく其講説を聞き、熾んに之を説く、然れば六相圓融の義は、源華嚴經十地品の所説にして、世親菩薩之を開闢し、至相賢首に至りて益之を唱道し、以て一切諸法の圓融無礙なることを示す。

第二節 六相の説明

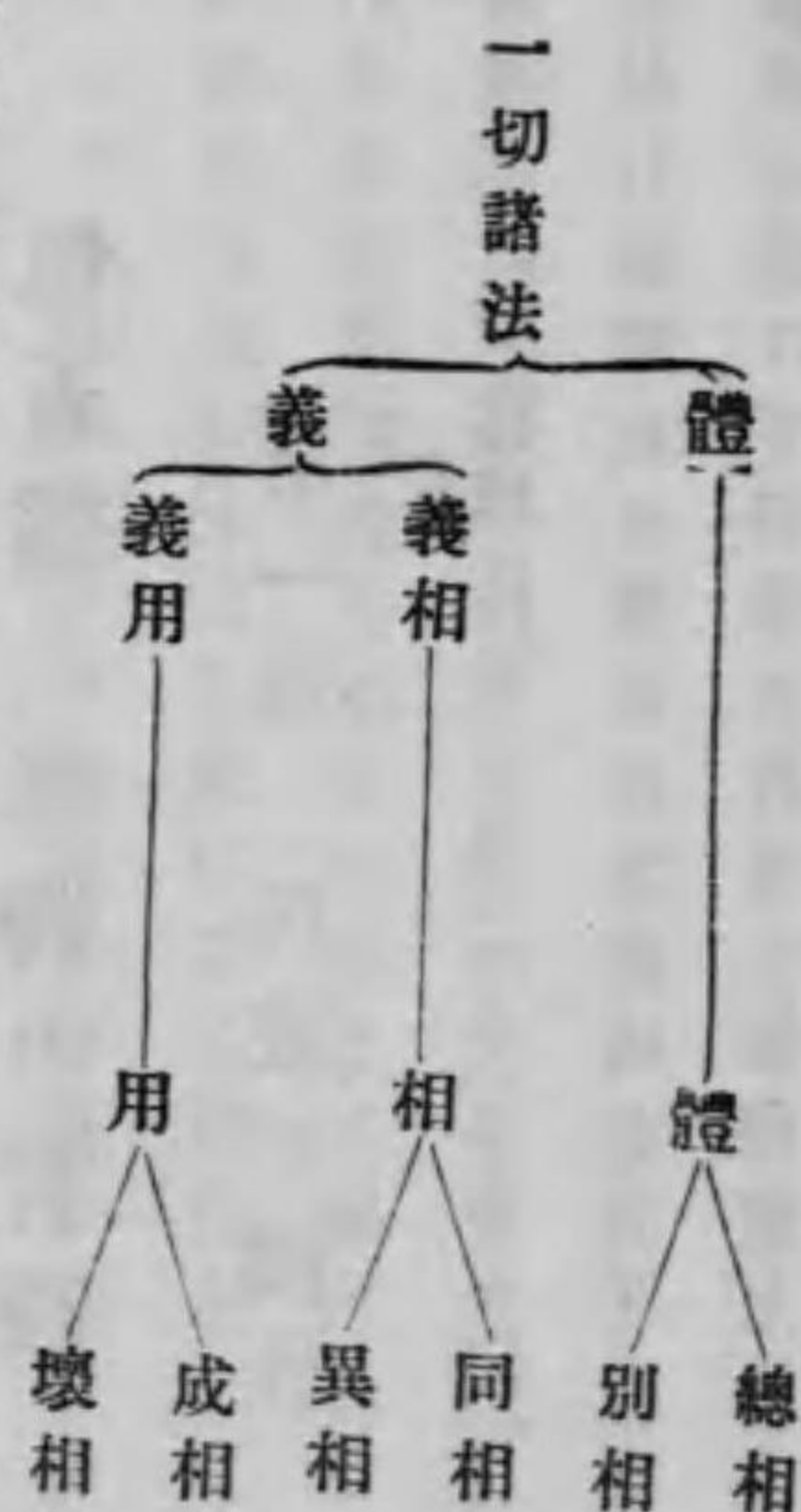
然るに此六相に就き、至相の搜立記三下五^三五^十要問答下^{十二}に述ぶる所あれども、幽微にして初學の者知れ難し、然るに賢首の探玄記九^{十九}には六門分別し、五教章中九^{十二}には三門分別して委く之を説く、今五教章の文に依りて、六相の名義を説明すれば、

- 一に總相者、一含多德故、
- 二に別相者、多德非一故、別依止總、滿彼總故、
- 三に同相者、多義不相違、同成一義故、
- 四に異相者、多義相望、各々異故、
- 五に成相者、由此諸義、緣起成故、

六ニ壞相者諸義各住自法不移動故

今姑く屋舎に就て之を觀んか、舎は是れ總相なり、梁柱瓦石等は是れ別相なり、此梁柱瓦石等と合して屋舎を作るに、相違せずして同じく舎の緣となるは是れ同相なり、而も此梁柱瓦石等各自の形類ありて、相差別するは、是れ異相なり、又此梁柱瓦石等各緣となりて、舎を成するは、これ成相なり、舎を成すと雖も、而も各自法に住するは、是れ壞相なり、此中總別と同異とは殆んど差別なきが如く能く似たれども、總別は能成所成對にして、所成の一舎の總に望めて、梁柱等の名を立つるを別とす、然るに同異は、前の別の中に於て互に相望するに、別の多徳が互に和合して成力齊しき點を同相と云ひ、又別の諸徳が各形相異なる故、之異相といふ、是れ能成中に於て相唯望して、同異を論ずるものにて、總相に望めて云ふにあらず、依之章文に總相は一舎に望めて説き、同相は椽等の諸緣に約す體各別なりと雖も、成力齊しきが故に、説同相と名くと云ひ、又別相は、但椽等の諸緣一舎に別するが故に、別相と云ふとき、異相は椽等の諸緣迭互に相望めて、各々異なるが故に、異相と名くと云へり、其相違あることを知るべし、若し夫れ此六相を體義を以て分別すれば、總別の一對は體

に就て立て、同異成壞の二對は義に就て立て、中に於て同異の一對は義相に就て立て、成壞の一對は義用に就て立つ、若し直に體相用の三を以て分別すれば、總別の一對は體に就て立て、同異の一對は相に就て立て、成壞の一對は用に就て立てたるなり、據勝爲論、蓋し一切萬物一として體相用の三具せざるなし、而して其體相用の三に各二相ありて、鎔融無礙なるが故に、一切諸法圓融無礙なりと云ふことを得。



此六相の中、總相同相成相の三は圓融門なり、別相異相壞相の三は行布門なり、此圓融行布を礙けず、行布圓融を礙けず、互に相即相入するか故に、總相即別相、別相即總相なり、異相即ち異相、異相即同相なり、成壞の二相亦然り、此の如く六相圓融無礙な

るが故に天地萬物何者か圓妙ならざらん、是れ今宗に於て事々無礙を談するに就て、六相を説明する所以なり。

第五編 華嚴の實踐

第一章 所被の機性

前來華嚴の教理に就て述ぶる所あり、以下實踐の方面に於て、機性階級時節等を説き、而して正しく修行の方法に説き至らん、先づ所被の機性に就ては同別二教自ら其趣を異にす、別教に於ては情非情を論せず、皆佛となるべき因性を具ふとすれども、同教に於ては然らず、同教は前の教判の下に説きたるが如く、五教の中小始終頓の前四教も、攝方便たる意より云へば、皆同教一乗と稱することを得るが故に、前四教に説く所の機性差別即ち同教一乗の機性差別なれば、同教一乗の機性を説くには、勢前四教所説の大體を知らざるべからず。

先づ小乗教に於ては、退法、思法、護法、安住、昇進、不動の六種ありとし、而して佛とな

るべき佛種性に就ては、唯一類の有情其性質を有することにて、一切有情皆然るにあらず、而も其性質は修得無常の佛性にして、如來藏常住の性徳の佛性にあらず、故に、無方無礙の大用を發して、盡未來際十方世界に、色身を現し、正覺を成就して、衆生を利益すと云ふことなく、修徳の佛果盡きぬれば、灰身入寂すること二乗と異なることなし、されば此小乗教に於ては、一切衆生中に一類の有情のみ成佛すべき修得の佛性ありとすれども、餘の一切衆生は皆具することなしとす。

然るに始教大乘に於ては、五性各別と立て、一切有情に五種の別ありとす、其所謂五性とは、一に菩薩定性、二に緣覺定性、三に聲聞定性、四に不定種性、五に無性有情なり、此中菩薩定性と不定種性とは、佛と成るべき性を有すれども、餘の三性は佛果菩提の證りを開くこと能はざる機性とす、之を三有二無といふ、但し此五種性に就て三説の不同あり、一に法爾の五性各別、二に暫時の五性各別、三に分位の五性各別なり、法爾の五性各別とは、人爲的修治造作の功をまたず、本來法爾として五性の別ありとすることにて、即ち吾人の第八識阿頼耶中に、佛果菩提の證りを開くべき無漏の種子を本來固有するものを菩薩定性とし、又唯緣覺の證りを開くべき無漏の

種子を具するものを縁覺定性とし、又唯聲聞の證りを開くべき種子を具するものを聲聞定性とし、又此聲聞縁覺菩薩の三乘無漏の種子に於て、或は具に三乗の種子を具し、或は聲聞菩薩の二の種子を具し、或は縁覺菩薩の二の種子を具し、或は聲聞縁覺の二の種子を具して、一定せざるものを不定性とし、又三乘無漏の種子を全く具せざる者を無性有情とす、此五種性は本來法爾として一定するが故に、無性有情の輩は、如何に修行して佛果菩提の證りを開かんとするも、到底開くこと能はず、唯佛果菩提の證りを開くこと能はざるのみならず、聲聞縁覺の證りと雖も、亦開くこと能はざるものとす、又暫時の五性各別とは、本來法爾として五性の別あるにあらず、一切衆生悉有佛性なれども、有情にして全く未だ修行せざる者を無性有情とし、又聲聞縁覺佛の證りを開くべき三乗の行の中に於て、唯六度の行を修する者を菩薩定性とし、縁覺の行を修する者を縁覺定性とし、聲聞の行を修するを聲聞定性とし、又三乗の行を並修する者を不定種性とす、是れ先天的に五性の差別あるにあらず、唯暫く後天的修行の有無に就て五性の別を立つるなり、又分位の五性各別とは、第一の如く法爾として五性の別ありと云ふにあらず、又第二の如く唯修行の有無

天乘の教
五性各別
之を修する
依之修行

に就て分つにあらず、修行の位置に就て五性の別を立つ、即ち有情の全く未だ修行せざる凡愚の位にあるを無性有情とし、又此無性有情の凡愚の位より進みて、三乗の行に於て修行をなすも、唯少分にして、未だ種性の成すべき十信の位に至らざる間を、不定種性と名く、此間の有情は、三乗の行に於て、一定せざるが故なり、又不定性の人の更に進みて種性を成すに至りしを、三乗の定性と名く、其中六度の行を修して、十信堪任の位に至りしを、菩薩定性と名け、四諦の觀を修して、煙頂忍の位に至りしを、聲聞定性と名け、十二因縁を觀して、種性を成する位に至りしを、縁覺定性と名くとするなり。

此の如く五性各別に三説あれども、始教大乘の當分は、初めの法爾の五性各別説なり、されば始教大乘の種性論は、種性其物を有爲生滅の無常法の中に就て立つるが故に、一切有情に通じて、平等一味なりと云ふことを得ず、即ち本來法爾として、各有情の第八識中に攝藏せる種子に、自他差別あるが故に、五性の不同ありとするなり。

次に終教に於ては、始教の如く、五性各別と立て、唯菩薩定性と不定性との二種

に佛性ありとせず、一切衆生悉有佛性と談じて、如何なる有情と雖も、苟も心識を有する者は、皆悉く佛性有りとす、故に智度論第三十二下九に曰く、

法性者、法名涅槃、不可壞、不可戲論、法性名本分種、如黃石中有金性、白石中有銀性、如是一切世間法中、皆有涅槃性、

又涅槃經第二十七下二に曰く、

善男子、譬如有人、家有乳酪、有人問言、汝有酥耶、答言、我有酥、實非酥、以巧方便、定當得故、故言有酥、衆生亦悉皆有佛性、凡有心者、定當得成阿耨多羅三藐三菩提、以此義故、我當宣說一切衆生悉有佛性、

是れ此教に於て、一切衆生平等一味に佛性有りと立つる根本所依の經論なり、彼の始教の如きは、現象的有爲生滅の事種に就て、種性を論ずるが故に、五性各別なりとすれども、此教に於ては、實體的無爲不生滅の眞如に就て立つるが故に、一切衆生に遍通して、皆悉く佛性ありとするなり、但し實體的不生滅の眞如は、情非情を論ぜず、一切諸法に通じて、其體性たるが故に、唯有情の本性たるに限らざれども、佛性は其眞如の體に具備する本覺性智に就て立つるが故に、唯有情にありとす、起信論疏上

統教、
始依眞如云云、
終依佛性云云

一三下に、衆生數の中に在るを名けて佛性と爲し、非有情數の中に在るを名けて法性と爲すとす、蓋し此意を顯すなり。

次に頓教に於ては、約體絕相又は泯相顯實と稱して、差別的現象を泯絶して、一法界大總相の體たる唯一眞如に歸するが故に、種性差別は論ずべからず、若し強て之を論ぜんとすれば、一切衆生は、離言絶相の唯一眞如を以て種性とすといふべし、故に諸法無行經上に曰く、

世尊云何是事名爲種性、文殊師利一切衆生皆是一相、畢竟不生、離諸名字、一異不可得故、是名種性、

此の如く、小始終頓の四教に、機性差別を説く、此機性差別即ち同教一乘の所説なり、此に對し、更に別教一乘の所説如何といふに、別教一乘に在りては、小乘三乘と大に其所説を異にして、三乘教に在りては、佛性といふは唯佛果菩提の證りを開くべき因種に約し、而も其因種は唯有情界に在りとすれども、此教に在りては、然らず、因果無二依正融通するが故に、一切の情非情に通じて、因種は勿論、果徳まで亦具足せりとす、是れ何故なれば、一切諸法同一緣起にして、相即相入無礙自在なりとするが故な

り、依て本經第九十住品に曰く、菩薩種性甚深廣大、與法界虛空等、一切菩薩從三世諸佛種性生、之を要するに、同教に於ては漸次向上して、一切衆生悉有佛性と談じて、諸有の衆生皆佛陀の證りを開くべき本性を具ふとすれども、未だ非情界に通ぜず、然るに別教一乘に於ては、情非情を論ぜず、唯に因性を具するのみならず、果性迄も具するとするなり。

第一章 實踐の階級

既に實踐躬行すべき機性に就て説く所あり、更に實踐躬行すべき階級を説明せん、華嚴に於ては、同教に就て階位を説くと、別教に就て階級を説くととの別あり、同教に就ては、先づ小乗教にては、大に分て四種とす、一に方便位、二に見道位、三に修道位、四に究竟位なり、方便位を七階とす、五停心觀、別相念住、總相念住、煖、頂、忍、世第一法なり、此中初の三を解脫分とし、後の四を順決擇分とす、見道は世第一法の無間に無漏の正智を發して、欲界の四諦と色無色の上二界の四諦とに向て、苦發智、忍苦發智、苦

類智忍、苦類智等の十六行相を發す中、前の十五心の間なり、修道は第十六心已後にして、欲界の修惑は勿論、上二界の修惑も今將に斷盡せんとする位に至りし間を云ふ、究竟位は正しく三界の見修二惑を斷盡せし阿羅漢の位を云ふ、此諸位の中不退の位を得ることは、忍不墮惡趣と稱して、此位に至れば所修の善根決定して退せざるが故なり。

次に始教に於ては、廻心者と直進者との別あり、大乘の法に向て信仰の念を生ぜざる愚法小乗の者を誘引して、大乘教に廻入せしめんが爲に説く教を、廻心教と名け、又直に大乘の法門を受くるに堪たる者の爲めに説ける教を、直進教と名く、此中先づ廻心教に在りては、小乗根機の者を大乘教中に引入せんが爲に、努めて小乗教所説の階級に似せて、方便見道、修道、無學の四位を説き、或は資糧、加行、見道、修道、究竟の五位を説き、或は乾慧地、性地、入人地、見地、薄地、離欲地、已辨地、辟支地、菩薩地、佛地の十地を説きて、前の八地を二乗の位とし、第九を菩薩の位とし、第十を佛果の位として、彼れ二乗の輩をして、唯自己の小位に安ぜず、進みて佛果に至らしめんとす、又直進教に在りては、菩薩の爲に十信、十住、十行、十廻向、十地、佛果の五十一位を説く、此中

十信は階級の中に別立すべきや否に就て、古來異論あり、天台嘉祥等は、總して階位を五十二とする故、十信を別立して位とす、然るに慈恩惠沼等は、因果合論して四十一位とする、故十信を別立して位とせず、唯た住内より離出せし者とす、華嚴に於ては、始教大乘は五十一位を立てて、十信を以て位とすと判す、是れ何故なれば、始教は機麤に智淺にして、行と位とを分たず、彼の小乗の見道已前に立てる、煥頂忍世第一法の四方便に似せしめんが爲に、信を判して位とするなり、依て探玄記四三^三に、攝論、佛性論仁王經を引き、五教章下^四には、梁攝論を引て此義を證成せり、又小乗教の所説に似せしめて、此五十一位の中、十信十住十行十廻向の四十位を資糧位とし、十地の中の初地に入住出の三位ある中、其入心を見道とし、其住心已後を修道とし、又廻心教に似せしめんが爲めに、此五十一位を五位とす、資糧、加行、見道、修道、究竟是れなり、即ち信住行向の四十位を資糧とし、十廻向の後に別に四善根を立て、加行位とし、初地の入心を見道位とし、初地の住心已後金剛心に至る迄を修道位とし、佛果を究竟位とせり、然して何れの位にありて不退を得るかといふに、佛性論第一^三に依るに、三乘中聲聞は十六心見道の中最初の苦發智忍の時にありとし、緣覺は七

の世第一法の時に在りとし、菩薩は十廻向以上に在りとす、此中菩薩の不退に就て、始教に談ずる所、凡そ三説あり、一に七住不退、二に十廻向不退、三に初地不退なり、本業瓔珞經上卷賢聖學品^{十六}には、七住不退を説き、佛性論第一^三には、十廻向不退を説き、瑜伽論四十七^四には、初地不退を説く、探玄記四三^三には、佛性論の十廻向不退の説を擧げ、五教章には、佛性論及び瑜伽論に依りて、十廻向不退と初地不退の二説を出し、演義鈔十六の下に、七住不退の説を立つ、是れ何故なれば、菩薩の根機に三等の別あるに由る、上根の菩薩は、十住の中第七住に至りて不退を得、中根の菩薩は、十廻向に至りて不退を得、下根の菩薩は、初地に不退を得るが故なり。

次に終教に於ては、總して四十一位を立つ、十住、十行、十廻向、十地、妙覺是れなり、前の始教には十信を以て位とすれども、此教に於ては、十信は唯行にして、未だ不退を得ざるが故に、位となさず、是れ本業瓔珞經上^{十六}に、未だ住に上らざる前に、十心を行すと云ふて位と云はず、同下^初に住前略して十心を行し、而して後方に住位に入るといふて、住前を位と云はず、又仁王經下卷に、習忍即ち十信已前の菩薩は、不退を得ずして輕毛の如しと云ふが故に、唯行として位とせざるなり、然して何れの位に不

退を得るかといふに、十住の中の最初發心住の位なりとす、此發心住の位に至れば、諸の惡趣及び凡夫に墮せざるのみならず、二乘地にも退墮せざるが故なり、小乘に於ては、衆德成就して惡道に墮せざるを以て不退とすれども、大乘菩薩の不退は、二乘の小路に墮せざるを以て正しく不退の相とし、兼て輕重の諸惡を造らす、其德任運に成就するなり、此に就き果して初住に不退を得るならば、何が故に本業瓔珞經に第六住に退ありと説くや、之に對し、起信論に、廣く初住不退の義を説き已りて、經説を會通して曰く、

如修多羅中、或説有退、隨惡趣者、非其實退、但爲初學菩薩、未入正位、而懈怠者、恐怖令被勇猛、義記下末丁十二

是に由りて之を觀れば、本業經の第六住退は、示現退即ち權退にして、實退に非ず、唯懈怠の者を策勵せんか爲に、第六住にも退ありと示現せるものにして、其實は菩薩初發心住に入れば不退を得るなり。

次に頓教に於ては、一念不生即佛と談して、行位差別の相を離るゝが故に、階位を立てず、故に四卷楞伽第四に曰く、

初地即八地、乃至無所有、有何次第、又思益經第一卷に曰く、

若人聞是諸法正性、勤行精進、名如説修行、不從一位至一地、若不從一地至一地、是人不在生死、不在涅槃、

此の如く、小始終頓の四教に、修行の階位を説く、此修行階位即ち同教のそれにして、華嚴一家に於ては、五教の中前四教は、所流所目攝方便なるが故に、皆同教一乗とするなり。

扱別教一乘に於ては如何といふに、且らく寄顯門の時には、階位の差別を説けとも、直顯門の時は、一位即一切位にして、因は普賢の一因果は、遮那の一果にして、而も因果不二なりとす、依て五教章下卷丁十七には、約寄位顯と約報明位と約行明位との三科を設け、初の一科を以て、寄顯門の意を明し、後の一科を以て直顯門の意を明し、中間の一科を以て三生成佛の旨を示す。

此中先づ第一約寄位顯即ち寄顯門の意より説明すれば、寄位とは十信三賢等の位次に寄せて、圓教の行位を顯はすことにて、此に二門あり、一に次第行布門、二に圓